

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由																																																																								
<p>(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>(中略)</p> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書 ①以下の文書</p>	<p>(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>(中略)</p> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書 ①以下の文書</p>																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> <th>第3条以外の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>NI-37</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>第10条</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>5.5.4</td> <td>保安管理基本マニュアル</td> <td>DA-24</td> <td>プロジェクト計画部</td> <td>第6条～第9条の3</td> </tr> <tr> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>マネジメントレビュー実施基本マニュアル</td> <td>DB-18</td> <td>廃炉推進室</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>6.2</td> <td>教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>NH-30</td> <td>原子力人財育成センター</td> <td>第79条～第81条</td> </tr> <tr> <td>6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4</td> <td>6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4</td> <td>運転管理基本マニュアル</td> <td>DA-51</td> <td>プロジェクト計画部</td> <td>第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以外の関連条文	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-37	原子力安全・統括部	第10条	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	DA-24	プロジェクト計画部	第6条～第9条の3	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	DB-18	廃炉推進室	—	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NH-30	原子力人財育成センター	第79条～第81条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	DA-51	プロジェクト計画部	第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> <th>第3条以外の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>NI-37</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>第10条</td> </tr> <tr> <td>5.5.4</td> <td>5.5.4</td> <td>保安管理基本マニュアル</td> <td>DG-24</td> <td>廃炉安全・品質室</td> <td>第6条～第9条の3</td> </tr> <tr> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>マネジメントレビュー実施基本マニュアル</td> <td>QA-18</td> <td>業務統括室</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>6.2</td> <td>教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>NH-30</td> <td>原子力人財育成センター</td> <td>第79条～第81条</td> </tr> <tr> <td>6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4</td> <td>6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4</td> <td>運転管理基本マニュアル</td> <td>QI-51</td> <td>建設・運用・保守センター</td> <td>第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以外の関連条文	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-37	原子力安全・統括部	第10条	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	DG-24	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	QA-18	業務統括室	—	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NH-30	原子力人財育成センター	第79条～第81条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	QI-51	建設・運用・保守センター	第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条	<p>組織改編に伴う変更</p>
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以外の関連条文																																																																					
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-37	原子力安全・統括部	第10条																																																																					
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	DA-24	プロジェクト計画部	第6条～第9条の3																																																																					
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	DB-18	廃炉推進室	—																																																																					
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NH-30	原子力人財育成センター	第79条～第81条																																																																					
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	DA-51	プロジェクト計画部	第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条																																																																					
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以外の関連条文																																																																					
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-37	原子力安全・統括部	第10条																																																																					
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	DG-24	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3																																																																					
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	QA-18	業務統括室	—																																																																					
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NH-30	原子力人財育成センター	第79条～第81条																																																																					
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	QI-51	建設・運用・保守センター	第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条																																																																					

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前						変更後						変更理由
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書番 号	管理箇所	第3条以外の 関連条文	組織改編に伴う変更
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	DA-52	プロジェクト計画部	第13条, 第34条～第37条, 第81条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	QD-52	プール燃料取り出しプログラム部	第13条, 第34条～第37条, 第81条	
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	DA-54	プロジェクト計画部	第38条, 第39条, 第41条～第43条, 第81条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	QJ-54	防災・放射線センター	第38条, 第39条, 第41条～第43条, 第81条	
		保守管理基本マニュアル	DA-55	プロジェクト計画部	第29条, 第68条, 第81条			保守管理基本マニュアル	QI-55	建設・運用・保守センター	第29条, 第68条, 第81条	
		放射線管理基本マニュアル	DA-53	プロジェクト計画部	第45条～第67条, 第81条			放射線管理基本マニュアル	QJ-53	防災・放射線センター	第45条～第67条, 第81条	
		原子力災害対策基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NM-79	原子力運営管理部	第69条～第78条			原子力災害対策基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NM-79	原子力運営管理部	第69条～第78条	
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	廃止措置基本マニュアル	DA-57	プロジェクト計画部	第12条, 第13条, 第16条～第26条の2, 第38条～第40条, 第41条～第43条, 第45条～第78条, 第81条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	廃止措置基本マニュアル	DF-57	プロジェクトマネジメント室	第12条, 第13条, 第16条～第26条の2, 第38条～第40条, 第41条～第43条, 第45条～第78条, 第81条	
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-Z09-80	原子力安全・統括部	第2条の2, 第2条の3	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-Z09-80	原子力安全・統括部	第2条の2, 第2条の3	
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	DA-21	プロジェクト計画部	—	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	DF-21	プロジェクトマネジメント室	—	
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	DA-13	プロジェクト計画部	第68条, 第81条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	DG-13	廃炉安全・品質室	第68条, 第81条	
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	DE-14	廃炉工事設計センター	—	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	QH-14	計画・設計センター	—	
7.4	7.4	原子燃料調達基本マニュアル	DA-15	プロジェクト計画部	—	7.4	7.4	原子燃料調達基本マニュアル	QD-15	プール燃料取り出しプログラム部	—	
②発電所品質保証計画書 ③要領, 要項, 手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録 (中略)						②発電所品質保証計画書 ③要領, 要項, 手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録 (中略)						

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「DB-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供 組織は、人的資源、特定原子力施設、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。</p> <p>(中略)</p> <p>6.3 特定原子力施設 組織は、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を「DA-55 保守管理基本マニュアル」及び「DA-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を維持するためのインフラストラクチャーを関連するマニュアル等にて明確にし、維持する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスを計画し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理、廃止措置、緊急時の措置、関係法令の遵守及び安全文化醸成活動の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「DA-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、特定原子力施設を対象として、「DA-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「QA-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供 組織は、人的資源、特定原子力施設、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。</p> <p>(中略)</p> <p>6.3 特定原子力施設 組織は、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を「QI-55 保守管理基本マニュアル」及び「DF-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を維持するためのインフラストラクチャーを関連するマニュアル等にて明確にし、維持する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスを計画し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理、廃止措置、緊急時の措置、関係法令の遵守及び安全文化醸成活動の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「DF-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、特定原子力施設を対象として、「DF-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>7.4 調達 組織は、「DA-57 廃止措置基本マニュアル」及び「DA-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (1) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。 (2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「DA-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「DA-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「DA-51 運転管理基本マニュアル」及び「DA-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき、特定原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(中略)</p> <p>8.3 不適合管理 (1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「DA-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>7.4 調達 組織は、「DF-57 廃止措置基本マニュアル」及び「QD-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (1) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。 (2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「DF-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「DF-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「QI-51 運転管理基本マニュアル」及び「DF-57 廃止措置基本マニュアル」に基づき、特定原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(中略)</p> <p>8.3 不適合管理 (1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「QI-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※4 ※※ → 所長</p>	<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※3 ※※ → 所長</p> <p>※3：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>※※※</p> <p>↓</p> <p>ユニット所長 (放射線・環境統括)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護部 <ul style="list-style-type: none"> 保安総括グループ 放射線安全グループ 保健安全グループ 作業環境改善グループ 放射線管理グループ 環境化学部 <ul style="list-style-type: none"> 環境モニタリンググループ 環境管理グループ 分析評価グループ 固体廃棄物管理グループ 廃棄物計画グループ <p>ユニット所長 (炉設備統括)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～4号設備 運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 当直 運営総括グループ 運営設備グループ 作業管理グループ 燃料対策・ 冷却設備部 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却グループ 使用済燃料プール冷却グループ 燃料調査グループ 燃料設備グループ※³ 燃料管理グループ※³ 電気・ 通信基盤部 <ul style="list-style-type: none"> 電気設備保守グループ 設備電源グループ 所内電源グループ 配電・電路グループ 冷却・監視設備計装グループ 水処理・滞留水計装グループ 通信システムグループ※³ 5・6号/ 共通設備 保全部 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物設備グループ※³ 電気機器グループ※³ 計装設備グループ※³ <p>※※※</p>	<p>※※※</p> <p>↓</p> <p>建設・運用・保守センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用部 <ul style="list-style-type: none"> 1～4号当直 5・6号当直 水処理当直 運用支援グループ 水処理計画グループ 作業管理グループ 機械部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ 1～6号機械設備グループ 共用機械設備グループ 地下水対策設備グループ 処理設備グループ 貯留設備グループ 電気・計装部 <ul style="list-style-type: none"> 電気設備保守グループ 電気設備建設グループ 燃料計装設備グループ 水処理計装設備グループ 土木部 <ul style="list-style-type: none"> 土木基盤設備グループ 土木水対策設備グループ 建築部 <ul style="list-style-type: none"> 建築設備保守グループ 建築設備建設グループ <p>防災・放射線センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線・環境部 <ul style="list-style-type: none"> 保安総括グループ 放射線防護グループ 放出・環境モニタリンググループ 分析評価グループ 固体廃棄物グループ 防災安全部 <ul style="list-style-type: none"> 労働安全・防火グループ 原子力防災グループ 防護管理グループ 	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">↓ ※※※※</p> <ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> ユニット所長 (5・6号/ 共通設備統括) 5・6号/ 共通設備 運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 当直 運営グループ 作業管理グループ 5・6号/ 共通設備 保全部 <ul style="list-style-type: none"> 機械グループ 廃棄物設備グループ※3 電気機器グループ※3 計装設備グループ※3 燃料対策・ 冷却設備部 <ul style="list-style-type: none"> 燃料設備グループ※3 燃料管理グループ※3 電気・ 通信基盤部 <ul style="list-style-type: none"> 通信システムグループ※3 ユニット所長 (水処理設備統括) 水処理 運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 当直 水処理運営グループ 水処理計画グループ 水処理作業管理グループ 水処理設備部 <ul style="list-style-type: none"> 地下水対策グループ 処理設備グループ 貯留設備グループ ユニット所長 (土木建築設備統括) 土木部 <ul style="list-style-type: none"> 土木保全・総括グループ 廃棄物基盤グループ 港湾土木グループ トレンチ対策グループ 地下水調査グループ 貯留設備土木グループ 建築部 <ul style="list-style-type: none"> 建築保全・総括グループ 1号機建築グループ 2号機建築グループ 3号機建築グループ 建築水対策グループ 建築廃棄物対策グループ 建築総合工事グループ 	<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

※3：それぞれ1グループで1～6号炉を所管する。

※4：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>DA-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、<u>廃炉推進室</u>、<u>プロジェクト計画部</u>、<u>廃炉工事設計センター</u>、<u>廃炉資材調達センター</u>、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) <u>廃炉推進室</u>は、<u>管理責任者を補佐し</u>、福島第一廃炉推進カンパニーにおける<u>要員</u>の計画、管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) プロジェクト計画部は、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに実施計画の策定及び見直しに関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 廃炉工事設計センターは、廃炉・汚染水処理に関わる設備の設計管理に関する業務（プロジェクト計画部所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(8) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（<u>プロジェクト計画部</u>所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 工事基盤整備グループは、安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。以下、本条において同じ。）のうち、廃炉プロジェクトの工程・レイアウト管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) 保全計画グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の設備診断（振動・赤外線等）、点検結果の評価及び原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 資材契約グループは、調達に関する業務を行う。</u></p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>QI-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、<u>プロジェクトマネジメント室</u>、<u>廃炉安全・品質室</u>、<u>廃炉資材調達センター</u>、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) <u>プロジェクトマネジメント室</u>は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける<u>廃炉全体の中長期的な工程、人的資源</u>の計画、<u>実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（<u>プロジェクトマネジメント室</u>所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(7) 技術グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部及び5・6号／共通設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）の支援及び情報連絡並びに原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 安全管理グループは、保安管理及び原子炉安全の総括（安全評価を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(9) 改善推進グループは、不適合管理及び改善活動全般に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質保証グループは、品質保証体系の総括、品質の管理及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</p> <p>(12) 防災安全グループは、防災安全の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(13) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(14) 保安総括グループは、安全確保設備等のうち、放射線管理の総括、放射線防護に係る装備品の管理及び計測器の管理（環境モニタリンググループ、分析評価グループ、計装設備グループ及び冷却・監視設備計装グループが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(15) 放射線安全グループは、安全確保設備等のうち、出入管理及び放射線防護教育に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保健安全グループは、安全確保設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</p> <p>(17) 作業環境改善グループは、安全確保設備等のうち、構内施設（免震重要棟など）の放射線測定及び構内除染推進に関する業務を行う。</p> <p>(18) 放射線管理グループは、安全確保設備等の放射線管理に関する業務（作業環境改善グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(19) 環境モニタリンググループは、安全確保設備等のうち、環境化学、環境モニタリング及び廃棄物管理の総括、発電所内外の陸域・沖合海域のモニタリング（環境管理グループ所管業務を除く。）並びにモニタリングに関する設備の管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 環境管理グループは、安全確保設備等のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理並びに発電所内外の海域（港湾内、沿岸）のモニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(21) 分析評価グループは、安全確保設備等のうち、分析施設の運用管理、放射能・化学分析機器の管理、1～6号炉使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールの水質管理並びに分析・データ評価に関する業務を行う。</p> <p>(22) 固体廃棄物管理グループは、安全確保設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理及び固体廃棄物貯蔵庫管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃棄物計画グループは、安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫類の一時保管施設及び減容施設に関する技術検討並びに当該廃棄物関連施設における廃棄物の処理計画及び運用方法の検討に関する業務を行う。また、放射性物質分析・研究施設第1棟及び大型機器除染設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 当直（1～4号設備運転管理部）は、安全確保設備等の運転、監視及び巡視点検に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務並びに運営設備グループ及び作業管理グループ（1～4号設備運転管理部）所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(25) 運営総括グループは、安全確保設備等の運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）を行う。</p> <p>(26) 運営設備グループは、安全確保設備等の管理用消耗品の管理、委託・工事管理及び設備管理に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）を行う。</p> <p>(27) 作業管理グループ（1～4号設備運転管理部）は、安全確保設備等の運転に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）のうち、保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 原子炉冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉注水設備（廃棄物設備グループ所管業務を除く。）、ほう酸水注入設備及び原子炉格納容器内窒素封入設備の保守管理並びに水貯蔵タンクの水質管理並びに原子炉冷却用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(29) <u>使用済燃料プール冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器ガス管理設備及び使用済燃料プール冷却設備の保守管理並びに使用済燃料プールの水質管理並びに使用済燃料プール用消防車及びコンクリートポンプ車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(30) <u>燃料調査グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器の内部調査、原子炉格納容器の補修、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</u></p> <p>(31) <u>燃料設備グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの機械設備関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(32) <u>燃料管理グループは、1～6号炉使用済燃料プール、使用済燃料共用プール及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における燃料の管理（当直所管業務を除く。）並びに使用済燃料共用プール設備の復旧及び使用済燃料共用プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>(33) <u>電気設備保守グループは、安全確保設備等のうち、電気設備（電気機器グループ所管業務を除く。）及び免震重要棟電気設備室内の電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理並びに電気設備の設備計画に関する業務を行う。</u></p> <p>(34) <u>設備電源グループは、安全確保設備等のうち、設備電源の新設及び増設工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(35) <u>所内電源グループは、安全確保設備等のうち、所内電源設備及び開閉所の新設及び増設工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(36) <u>配電・電路グループは、安全確保設備等のうち、構内配電線設備の新設、増設及び保守管理並びに電路設置に関する業務を行う。</u></p> <p>(37) <u>冷却・監視設備計装グループは、安全確保設備等のうち、冷却設備及び集中遠隔監視等に係る計装設備に関する業務を行う。</u></p> <p>(38) <u>水処理・滞留水計装グループは、安全確保設備等のうち、水処理設備等に係る計装設備に関する業務を行う。</u></p> <p>(39) <u>通信システムグループは、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(40) <u>当直（5・6号/共通設備運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務（運営グループ及び作業管理グループ（5・6号/共通設備運転管理部）所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</u></p> <p>(41) <u>運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(42) <u>作業管理グループ（5・6号/共通設備運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(43) <u>機械グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち機械設備に係る保守管理並びに5・6号炉冷却用及び使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(44) <u>廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備、増設雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備（ろ過水タンク及び純水タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(45) <u>電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(46) <u>計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(47) <u>当直（水処理運転管理部）は、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（汚染水処理設備、貯留設備及び関連設備）、サブドレン他水処理施設（土木設備を除く。）及び陸側遮水壁の運転、監視及び巡視点検に関する業務を行う。</u></p> <p>(48) <u>水処理運営グループは、水処理運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(49) <u>水処理計画グループは、安全確保設備等のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の計画に関する業務を行う。</u></p> <p>(50) <u>水処理作業管理グループは、安全確保設備等の運転に関する業務（当直長（水処理運転管理部）が運用する業務）のうち、保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(51) <u>地下水対策グループは、安全確保設備等のうち、滞留水移送装置及び陸側遮水壁（機械設備）の保守管理並びにサブドレン他水処理施設（土木・建築設備を除く。）の設置及び保守管理並びに油処理装置の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(52) <u>処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵及び廃棄物貯蔵施設の建設並びに汚染水処理設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(53) <u>貯留設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等の貯留設備の建設及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(54) <u>土木保全・総括グループは、構内共通土木設備及び5・6号炉（土木設備）の保守管理並びに廃炉に関わる土木関連業務を行う。</u></p> <p>(55) <u>廃棄物基盤グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処分関連設備の設置及び保守管理並びに造成工事、構内除染作業に関する業務を行う。</u></p> <p>(56) <u>港湾土木グループは、安全確保設備等のうち、海側汚染拡大防止対策及び5・6号炉海側設備に関わる土木工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(57) <u>トレンチ対策グループは、安全確保設備等のうち、トレンチの閉塞工事及び陸側汚染拡大防止対策に関する業務を行う。</u></p> <p>(58) <u>地下水調査グループは、地下水等モニタリング及び評価並びに安全確保設備等のうち、地下水流入抑制設備の設置及び保守管理に関する業務並びに地下水ドレン集水設備（土木設備）の設置、運転管理及び保守管理並びにサブドレン集水設備（土木設備）の設置及び保守管理並びに陸側遮水壁（土木設備）の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(59) <u>貯留設備土木グループは、安全確保設備等のうち、タンク（土木設備）の設置、運用及び保守管理並びに地下貯水槽の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(60) <u>建築保全・総括グループは、安全確保設備等のうち、1～3号炉を除く建屋・建築設備の点検・保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(61) <u>1号機建築グループは、安全確保設備等のうち、1号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(62) <u>2号機建築グループは、安全確保設備等のうち、2号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(63) <u>3号機建築グループは、安全確保設備等のうち、3号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務並びに建屋内瓦礫運搬に関する業務を行う。</u></p> <p>(64) <u>建築水対策グループは、安全確保設備等のうち、サブドレン集水設備（土木設備を除く。）の設置及び保守管理に関する業務並びに建屋地下水対策及び建屋津波対策に関する業務を行う。</u></p> <p>(65) <u>建築廃棄物対策グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処理保管関連建屋工事及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(66) <u>建築総合工事グループは、安全確保設備等のうち、他のグループに属さない建屋の建設及び既存建屋の復旧・整備工事に関する業務を行う。</u></p>	<p>(5) <u>汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>(7) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに放射性物質分析・研究施設第1棟のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(12) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(13) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(16) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木水対策技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(18) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(20) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(21) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）並びに大型機器除染設備の運用に関する業務を行う。</p>	組織改編に伴う変更

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>(25) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。</p> <p>(26) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(28) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(31) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(32) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(34) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(35) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに大型機器除染設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木水対策設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(38) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	組織改編に伴う変更

変更前	変更後	変更理由
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（<u>廃炉推進室長</u>、<u>廃炉工事設計センター所長</u>、<u>廃炉資材調達センター所長</u>及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) <u>ユニット所長（放射線・環境統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) <u>ユニット所長（廃炉設備統括）</u>は、所長を補佐し、<u>第4条の定めのとおり</u>、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(4) <u>ユニット所長（5・6号/共通設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) <u>ユニット所長（水処理設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(6) <u>ユニット所長（土木建築設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(7) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(8) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(9) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(40) <u>建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(41) <u>保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(42) <u>放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。</u></p> <p>(43) <u>放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(44) <u>分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(45) <u>固体廃棄物グループは、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(46) <u>労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(47) <u>原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</u></p> <p>(48) <u>防護管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) <u>プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</u></p> <p>(2) 本社各部長（<u>廃炉資材調達センター所長</u>及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) <u>業務統括室長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(4) <u>各プログラム部長</u>は、所長を補佐し、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(5) <u>計画・設計センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(6) <u>建設・運用・保守センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(7) <u>防災・放射線センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(8) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(9) <u>本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー</u>（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(10) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(福島第一廃止措置保安委員会) 第6条 本所に福島第一廃止措置保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委員会にて審議し、確認する。 (1) 実施計画「Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備」本文に記載の基本設計の変更 (2) 実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の第1編及び第2編の変更 (3) 保安教育に関する事項 (4) その他保安委員会で定めた審議事項 3. 廃炉・汚染水対策最高責任者を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、<u>廃炉推進室長</u>、<u>プロジェクト計画部長</u>、<u>廃炉工事設計センター所長</u>、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子炉主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>(福島第一廃止措置保安委員会) 第6条 本所に福島第一廃止措置保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委員会にて審議し、確認する。 (1) 実施計画「Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備」本文に記載の基本設計の変更 (2) 実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の第1編及び第2編の変更 (3) 保安教育に関する事項 (4) その他保安委員会で定めた審議事項 3. 廃炉・汚染水対策最高責任者を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、<u>プロジェクトマネジメント室長</u>、<u>廃炉安全・品質室長</u>、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子炉主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 保安管理体制に関する事項 (2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (3) 運転管理に関する事項 (4) 燃料管理に関する事項 (5) 放射性廃棄物管理に関する事項 (6) 放射線管理に関する事項 (7) 保守管理に関する事項 (8) 原子炉施設の改造に関する事項 (9) 緊急時における運転操作に関する事項 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、<u>技術・品質安全部長</u>、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 保安管理体制に関する事項 (2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (3) 運転管理に関する事項 (4) 燃料管理に関する事項 (5) 放射性廃棄物管理に関する事項 (6) 放射線管理に関する事項 (7) 保守管理に関する事項 (8) 原子炉施設の改造に関する事項 (9) 緊急時における運転操作に関する事項 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、<u>廃炉安全・品質室長</u>、<u>計画・設計センター所長</u>、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（原子炉主任技術者の選任） 第8条 廃炉・汚染水対策最高責任者は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務 （2）原子炉の運転に関する業務 （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 （4）原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任し、1号炉から4号炉では兼任させることができる。 3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。 4. 1号炉から6号炉の原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。 5. 第4項以外の原子炉主任技術者であって、複数の号炉を兼任していない場合には、副所長又は技術・品質安全部、放射線防護部、環境化学部若しくは防災安全部の職務を兼務できる。 6. 第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と副所長又は技術・品質安全部、放射線防護部、環境化学部若しくは防災安全部の職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、副所長又は技術・品質安全部、放射線防護部、環境化学部若しくは防災安全部の職務については、上位職の者が実施する。 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>（原子炉主任技術者の選任） 第8条 廃炉・汚染水対策最高責任者は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務 （2）原子炉の運転に関する業務 （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 （4）原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任し、1号炉から4号炉では兼任させることができる。 3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。 4. 1号炉から6号炉の原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。 5. 第4項以外の原子炉主任技術者であって、複数の号炉を兼任していない場合には、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務を兼務できる。 6. 第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務については、上位職の者が実施する。 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																								
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、安全確保設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「<u>DA-24-1</u> 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 安全確保設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。 (2) 表9-1に定める事項のうち、第79条及び第80条については、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第82条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。 (8) その他、安全確保設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 安全確保設備等の運用に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="106 825 1169 1255"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第45条（管理対象区域の設定及び解除）</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第46条（管理区域の設定及び解除）</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第79条（所員への保安教育）</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第80条（協力企業従業員への保安教育）</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	条 文	内 容	第45条（管理対象区域の設定及び解除）	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第46条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第79条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画	第80条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、安全確保設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「<u>DG-24-1</u> 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 安全確保設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。 (2) 表9-1に定める事項のうち、第79条及び第80条については、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第82条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。 (8) その他、安全確保設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 安全確保設備等の運用に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="1326 825 2389 1255"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第45条（管理対象区域の設定及び解除）</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第46条（管理区域の設定及び解除）</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第79条（所員への保安教育）</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第80条（協力企業従業員への保安教育）</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	条 文	内 容	第45条（管理対象区域の設定及び解除）	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第46条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第79条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画	第80条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画	<p>組織改編に伴う変更</p>
条 文	内 容																									
第45条（管理対象区域の設定及び解除）	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除																									
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除																									
第46条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																									
	第7項に定める管理区域の設定及び解除																									
第79条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画																									
第80条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画																									
条 文	内 容																									
第45条（管理対象区域の設定及び解除）	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除																									
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除																									
第46条（管理区域の設定及び解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																									
	第7項に定める管理区域の設定及び解除																									
第79条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画																									
第80条（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画																									

変更前	変更後	変更理由
<p>(原子炉施設の定期的な評価) 第10条 <u>技術GM</u>は、各号炉毎及び10年を超えない期間毎※に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。 (1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 2. 組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p> <p>※：10年を超えない期間毎とは、「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書（その1）に関する保安規定を施行した日以後10年を経過する日までの期間、及び第1項の評価を実施した日以降10年を超えない期間毎をいう。</p>	<p>(原子炉施設の定期的な評価) 第10条 <u>基盤整備GM</u>は、各号炉毎及び10年を超えない期間毎※に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、<u>各プログラム部長及び各GM</u>は、以下の事項を実施する。 (1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 2. 組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p> <p>※：10年を超えない期間毎とは、「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書（その1）に関する保安規定を施行した日以後10年を経過する日までの期間、及び第1項の評価を実施した日以降10年を超えない期間毎をいう。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由																				
<p>(構成及び定義) 第11条 第3節(第30条から第33条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="172 451 1261 1186"> <tr> <td data-bbox="172 451 371 1186">安全確保設備等</td> <td data-bbox="371 451 1261 1186"> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」を受け、本実施計画「Ⅱ.1 設計、設備について考慮すべき事項」に係る以下の設備等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等 (4) 不活性雰囲気維持 (5) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (6) 電源の確保 (7) 電源喪失に対する設計上の考慮 (8) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (10) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (11) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (12) 作業員の被ばく線量の管理等 (13) 緊急時対策 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 1186 1261 1281">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1281 371 1491">当直長</td> <td data-bbox="371 1281 1261 1491"> <p>第11条、第12条、第15条及び第33条における「当直長」とは、<u>1～4号設備運転管理部</u>及び<u>水処理運転管理部</u>の当直長をいい、第26条、第26条の2、第27条及び第40条の2における「当直長」とは、<u>水処理運転管理部</u>の当直長をいう。また、本編において上記以外の条文における「当直長」とは、<u>1～4号設備運転管理部</u>の当直長をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 1491 1261 1585">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1585 371 1764">建屋に貯留する滞留水</td> <td data-bbox="371 1585 1261 1764"> <p>本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する滞留水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。</p> </td> </tr> </table> <p>(省略)</p>	安全確保設備等	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」を受け、本実施計画「Ⅱ.1 設計、設備について考慮すべき事項」に係る以下の設備等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等 (4) 不活性雰囲気維持 (5) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (6) 電源の確保 (7) 電源喪失に対する設計上の考慮 (8) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (10) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (11) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (12) 作業員の被ばく線量の管理等 (13) 緊急時対策 	(中略)		当直長	<p>第11条、第12条、第15条及び第33条における「当直長」とは、<u>1～4号設備運転管理部</u>及び<u>水処理運転管理部</u>の当直長をいい、第26条、第26条の2、第27条及び第40条の2における「当直長」とは、<u>水処理運転管理部</u>の当直長をいう。また、本編において上記以外の条文における「当直長」とは、<u>1～4号設備運転管理部</u>の当直長をいう。</p>	(中略)		建屋に貯留する滞留水	<p>本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する滞留水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。</p>	<p>(構成及び定義) 第11条 第3節(第30条から第33条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1389 451 2478 1186"> <tr> <td data-bbox="1389 451 1587 1186">安全確保設備等</td> <td data-bbox="1587 451 2478 1186"> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」を受け、本実施計画「Ⅱ.1 設計、設備について考慮すべき事項」に係る以下の設備等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等 (4) 不活性雰囲気維持 (5) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (6) 電源の確保 (7) 電源喪失に対する設計上の考慮 (8) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (10) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (11) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (12) 作業員の被ばく線量の管理等 (13) 緊急時対策 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1389 1186 2478 1281">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1281 1587 1491">当直長</td> <td data-bbox="1587 1281 2478 1491"> <p>第11条、第12条、第15条、<u>第32条</u>及び第33条における「当直長」とは、<u>1～4号当直</u>及び<u>水処理当直</u>の当直長をいい、第26条、第26条の2、第27条及び第40条の2における「当直長」とは、<u>水処理当直</u>の当直長をいう。また、本編において上記以外の条文における「当直長」とは、<u>1～4号当直</u>の当直長をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1389 1491 2478 1585">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1389 1585 1587 1764">建屋に貯留する滞留水</td> <td data-bbox="1587 1585 2478 1764"> <p>本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する滞留水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。</p> </td> </tr> </table> <p>(省略)</p>	安全確保設備等	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」を受け、本実施計画「Ⅱ.1 設計、設備について考慮すべき事項」に係る以下の設備等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等 (4) 不活性雰囲気維持 (5) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (6) 電源の確保 (7) 電源喪失に対する設計上の考慮 (8) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (10) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (11) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (12) 作業員の被ばく線量の管理等 (13) 緊急時対策 	(中略)		当直長	<p>第11条、第12条、第15条、<u>第32条</u>及び第33条における「当直長」とは、<u>1～4号当直</u>及び<u>水処理当直</u>の当直長をいい、第26条、第26条の2、第27条及び第40条の2における「当直長」とは、<u>水処理当直</u>の当直長をいう。また、本編において上記以外の条文における「当直長」とは、<u>1～4号当直</u>の当直長をいう。</p>	(中略)		建屋に貯留する滞留水	<p>本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する滞留水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>
安全確保設備等	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」を受け、本実施計画「Ⅱ.1 設計、設備について考慮すべき事項」に係る以下の設備等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等 (4) 不活性雰囲気維持 (5) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (6) 電源の確保 (7) 電源喪失に対する設計上の考慮 (8) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (10) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (11) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (12) 作業員の被ばく線量の管理等 (13) 緊急時対策 																					
(中略)																						
当直長	<p>第11条、第12条、第15条及び第33条における「当直長」とは、<u>1～4号設備運転管理部</u>及び<u>水処理運転管理部</u>の当直長をいい、第26条、第26条の2、第27条及び第40条の2における「当直長」とは、<u>水処理運転管理部</u>の当直長をいう。また、本編において上記以外の条文における「当直長」とは、<u>1～4号設備運転管理部</u>の当直長をいう。</p>																					
(中略)																						
建屋に貯留する滞留水	<p>本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する滞留水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。</p>																					
安全確保設備等	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」を受け、本実施計画「Ⅱ.1 設計、設備について考慮すべき事項」に係る以下の設備等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等 (4) 不活性雰囲気維持 (5) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (6) 電源の確保 (7) 電源喪失に対する設計上の考慮 (8) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (10) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (11) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (12) 作業員の被ばく線量の管理等 (13) 緊急時対策 																					
(中略)																						
当直長	<p>第11条、第12条、第15条、<u>第32条</u>及び第33条における「当直長」とは、<u>1～4号当直</u>及び<u>水処理当直</u>の当直長をいい、第26条、第26条の2、第27条及び第40条の2における「当直長」とは、<u>水処理当直</u>の当直長をいう。また、本編において上記以外の条文における「当直長」とは、<u>1～4号当直</u>の当直長をいう。</p>																					
(中略)																						
建屋に貯留する滞留水	<p>本編において「建屋に貯留する滞留水」とは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水をいう。ただし、水位安定エリアに貯留する滞留水、排水完了エリアに貯留する残水及び床面以下に貯留する残水を除く。</p>																					

変更前	変更後	変更理由										
<p>(運転員の確保) 第12条 <u>1～4号設備運転管理部長及び水処理運転管理部長</u>は、安全確保設備等の運用※1にあたり原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者は、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 各GMは、安全確保設備等の運用にあたり、必要な知識を有する者を確保する。なお、安全確保設備等の運用に必要な知識を有する者とは、各GMが安全確保設備等の運用に関する力量の確認を行った者をいう。</p> <p>3. <u>1～4号設備運転管理部長及び水処理運転管理部長</u>は、安全確保設備等の運用※1にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、それぞれ1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>表12</p> <table border="1" data-bbox="166 793 1169 989"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>当直 (1～4号炉設備運転管理部)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>当直 (水処理運転管理部)</u></td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td style="text-align: center;">6名以上</td> <td style="text-align: center;"><u>6名以上</u></td> </tr> </table> <p>4. <u>1～4号設備運転管理部長及び水処理運転管理部長</u>は、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>※1：当直長以外の各GMが運用する業務を除く。なお、当直長は、当直長以外の各GMが業務を行うために連絡する必要があると判断した場合には、当直長以外の各GMに連絡を行う。</p>		<u>当直 (1～4号炉設備運転管理部)</u>	<u>当直 (水処理運転管理部)</u>	1班あたりの人数	6名以上	<u>6名以上</u>	<p>(運転員の確保) 第12条 <u>運用部長</u>は、安全確保設備等の運用※1にあたり原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. <u>各プログラム部長及び各GM</u>は、安全確保設備等の運用にあたり、必要な知識を有する者を確保する。なお、安全確保設備等の運用に必要な知識を有する者とは、<u>各プログラム部長及び各GM</u>が安全確保設備等の運用に関する力量の確認を行った者をいう。</p> <p>3. <u>運用部長</u>は、安全確保設備等の運用※1にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、それぞれ1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>表12</p> <table border="1" data-bbox="1389 793 2021 989"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>1～4号当直 水処理当直</u></td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td style="text-align: center;">6名以上</td> </tr> </table> <p>4. <u>運用部長</u>は、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>※1：当直長以外の<u>各プログラム部長及び各GM</u>が運用する業務を除く。なお、当直長は、当直長以外の<u>各プログラム部長及び各GM</u>が業務を行うために連絡する必要があると判断した場合には、当直長以外の<u>各プログラム部長及び各GM</u>に連絡を行う。</p>		<u>1～4号当直 水処理当直</u>	1班あたりの人数	6名以上	<p>組織改編に伴う変更</p>
	<u>当直 (1～4号炉設備運転管理部)</u>	<u>当直 (水処理運転管理部)</u>										
1班あたりの人数	6名以上	<u>6名以上</u>										
	<u>1～4号当直 水処理当直</u>											
1班あたりの人数	6名以上											

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(巡視点検) 第13条 各GMは、安全確保設備等について、定期的に巡視又は点検を行う。</p>	<p>(巡視点検) 第13条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、安全確保設備等について、定期的に巡視又は点検を行う。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(マニュアルの作成) 第14条 各GMは、安全確保設備等について、次の各号に掲げる運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、発電所各部長以上の承認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 巡視点検に関する事項 (2) 異常時の操作に関する事項 (3) 警報発生時の措置に関する事項 (4) 各設備の運転操作に関する事項 (5) 定例試験に関する事項 	<p>(マニュアルの作成) 第14条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、安全確保設備等について、次の各号に掲げる運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、発電所各部長以上の承認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 巡視点検に関する事項 (2) 異常時の操作に関する事項 (3) 警報発生時の措置に関する事項 (4) 各設備の運転操作に関する事項 (5) 定例試験に関する事項 	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由												
<p>(地震・火災等発生時の対応) 第16条 各GMは、地震・火災が発生した場合は、次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後に安全確保設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。</p> <p>(2) 安全確保設備等に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼防止に努め、鎮火後安全確保設備等の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 防災安全GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を免震重要棟緊急時対策所及び新事務本館緊急時対策室に設置する^{*2}。</p> <p>(2) 防災安全GMは、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 防災安全GMは、初期消火活動を行うため、表16に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 各GMは、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後発電所内^{*3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>表16</p> <table border="1" data-bbox="160 1060 1092 1203"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{*4}</td> <td>1台^{*5}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、安全確保設備等に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、1～4号設備運転管理部長に報告する。1～4号設備運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。 ※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 ※3：重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する構築物、系統及び機器とする。 ※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※5：化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{*4}	1台 ^{*5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上	<p>(地震・火災等発生時の対応) 第16条 各プログラム部長及び各GMは、地震・火災が発生した場合は、次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後に安全確保設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。</p> <p>(2) 安全確保設備等に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼防止に努め、鎮火後安全確保設備等の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 労働安全・防火GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を免震重要棟緊急時対策所及び新事務本館緊急時対策室に設置する^{*2}。</p> <p>(2) 労働安全・防火GMは、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 労働安全・防火GMは、初期消火活動を行うため、表16に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 各プログラム部長及び各GMは、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(5) 各プログラム部長及び各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{*1}された場合は、地震終了後発電所内^{*3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(6) 労働安全・防火GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>表16</p> <table border="1" data-bbox="1386 1060 2318 1203"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{*4}</td> <td>1台^{*5}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 各プログラム部長及び各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、安全確保設備等に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、運用部長に報告する。運用部長は、所長、原子炉主任技術者、各プログラム部長及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。 ※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 ※3：重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する構築物、系統及び機器とする。 ※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※5：化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{*4}	1台 ^{*5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上	<p>組織改編に伴う変更</p>
設備	数量													
化学消防自動車 ^{*4}	1台 ^{*5}													
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上													
設備	数量													
化学消防自動車 ^{*4}	1台 ^{*5}													
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上													

変更前	変更後	変更理由
<p>(異常時のための措置) 第16条の2 原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) <u>原子炉冷却GM</u>及び当直長は、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。 (2) <u>原子炉冷却GM</u>は、表16の2-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。 (3) <u>原子炉冷却GM</u>は、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。 (4) <u>原子炉冷却GM</u>は、表16の2-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。 (5) <u>原子炉冷却GM</u>は、(1)、(3)及び(4)に定める事項について、当直長は、(1)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) <u>使用済燃料プール冷却GM</u>は、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。 (2) <u>使用済燃料プール冷却GM</u>は、表16の2-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車及びコンクリートポンプ車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。 (3) <u>使用済燃料プール冷却GM</u>は、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。 (4) <u>使用済燃料プール冷却GM</u>は、表16の2-2に示す消防車及びコンクリートポンプ車を操作するために必要な要員を確保する。 (5) <u>使用済燃料プール冷却GM</u>は、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) <u>燃料管理GM</u>は、使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。 (2) <u>燃料管理GM</u>は、表16の2-4に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。 (3) <u>燃料管理GM</u>は、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。 (4) <u>燃料管理GM</u>は、表16の2-4に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。 (5) <u>燃料管理GM</u>は、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(異常時のための措置) 第16条の2 原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) <u>1～6号機械設備GM</u>及び当直長は、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。 (2) <u>1～6号機械設備GM</u>は、表16の2-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。 (3) <u>1～6号機械設備GM</u>は、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。 (4) <u>1～6号機械設備GM</u>は、表16の2-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。 (5) <u>1～6号機械設備GM</u>は、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) <u>1～6号機械設備GM</u>は、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。 (2) <u>1～6号機械設備GM</u>は、表16の2-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車及びコンクリートポンプ車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。 (3) <u>1～6号機械設備GM</u>は、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。 (4) <u>1～6号機械設備GM</u>は、表16の2-2に示す消防車及びコンクリートポンプ車を操作するために必要な要員を確保する。 (5) <u>1～6号機械設備GM</u>は、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) <u>共用機械設備GM</u>は、使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。 (2) <u>共用機械設備GM</u>は、表16の2-4に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、1ヶ月に1回点検を行う。 (3) <u>共用機械設備GM</u>は、異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め、配備する。 (4) <u>共用機械設備GM</u>は、表16の2-4に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。 (5) <u>共用機械設備GM</u>は、(1)、(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																								
<p>(水質管理) 第17条 分析評価GMは、使用済燃料プール水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）及び pH を3ヶ月に1回確認し、その結果を <u>使用済燃料プール冷却GM</u> に通知する。</p> <p>2. 分析評価GMは、処理水バッファタンク水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）を3ヶ月に1回確認し、その結果を <u>原子炉冷却GM</u> に通知する。</p> <p>3. 分析評価GMは、1号炉、2号炉及び3号炉の復水貯蔵タンク水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）を3ヶ月に1回確認し、その結果を <u>原子炉冷却GM</u> に通知する。</p> <p>4. <u>使用済燃料プール冷却GM</u> は、使用済燃料プール水の水質が表17に定める基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。</p> <p><u>5. 原子炉冷却GMは、処理水バッファタンク水並びに1号炉、2号炉及び3号炉の復水貯蔵タンク水の水質が表17に定める基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。</u></p> <p>表17 1. 1号炉、2号炉及び3号炉</p> <table border="1" data-bbox="130 892 1145 1423"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料プール水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25℃において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>5.6～10.0 (25℃において)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理水バッファタンク水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25℃において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復水貯蔵タンク水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25℃において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 4号炉</p> <table border="1" data-bbox="130 1493 1145 1747"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料プール水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25℃において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>5.6～11.0 (25℃において)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	使用済燃料プール水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下	pH	5.6～10.0 (25℃において)	処理水バッファタンク水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下	復水貯蔵タンク水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下	項目	基準値	使用済燃料プール水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下	pH	5.6～11.0 (25℃において)	<p>(水質管理) 第17条 分析評価GMは、使用済燃料プール水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）及び pH を3ヶ月に1回確認し、その結果を <u>1～6号機械設備GM</u> に通知する。</p> <p>2. 分析評価GMは、処理水バッファタンク水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）を3ヶ月に1回確認し、その結果を <u>1～6号機械設備GM</u> に通知する。</p> <p>3. 分析評価GMは、1号炉、2号炉及び3号炉の復水貯蔵タンク水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）を3ヶ月に1回確認し、その結果を <u>1～6号機械設備GM</u> に通知する。</p> <p>4. <u>1～6号機械設備GM</u> は、使用済燃料プール水、<u>処理水バッファタンク水並びに1号炉、2号炉及び3号炉の復水貯蔵タンク水</u> の水質が表17に定める基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。</p> <p>表17 1. 1号炉、2号炉及び3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1353 892 2368 1423"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料プール水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25℃において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>5.6～10.0 (25℃において)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理水バッファタンク水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25℃において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復水貯蔵タンク水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25℃において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 4号炉</p> <table border="1" data-bbox="1353 1493 2368 1747"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料プール水</td> <td>導電率</td> <td>40mS/m 以下 (25℃において)</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)</td> <td>100ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>5.6～11.0 (25℃において)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	使用済燃料プール水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下	pH	5.6～10.0 (25℃において)	処理水バッファタンク水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下	復水貯蔵タンク水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下	項目	基準値	使用済燃料プール水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下	pH	5.6～11.0 (25℃において)	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	基準値																																																									
使用済燃料プール水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)																																																								
	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下																																																								
	pH	5.6～10.0 (25℃において)																																																								
処理水バッファタンク水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)																																																								
	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下																																																								
復水貯蔵タンク水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)																																																								
	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下																																																								
項目	基準値																																																									
使用済燃料プール水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)																																																								
	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下																																																								
	pH	5.6～11.0 (25℃において)																																																								
項目	基準値																																																									
使用済燃料プール水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)																																																								
	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下																																																								
	pH	5.6～10.0 (25℃において)																																																								
処理水バッファタンク水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)																																																								
	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下																																																								
復水貯蔵タンク水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)																																																								
	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下																																																								
項目	基準値																																																									
使用済燃料プール水	導電率	40mS/m 以下 (25℃において)																																																								
	塩化物イオン濃度 (導電率が40mS/m を超える場合)	100ppm 以下																																																								
	pH	5.6～11.0 (25℃において)																																																								

変更前	変更後	変更理由																								
<p>(原子炉注水系) 第18条 原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系^{※1}は表18-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合、常用原子炉注水系及び任意の24時間当たりの注水量増加幅に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉注水系の保全作業又は電源停止作業のために、計画的に常用原子炉注水系を一時停止し、非常用原子炉注水系により注水する場合 (2) 原子炉注水系の流量調整又は流量変更時において、オーバーシュートにより、一時的に注水量増加幅が1.0m³/hを超えた場合又はアンダーシュートにより、一時的に原子炉の冷却に必要な注水量を確保できない場合 (3) ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い、一時的に原子炉注水系を停止する場合 (4) 運転中の原子炉注水ポンプが停止した場合において、当該原子炉注水ポンプ又は他の原子炉注水ポンプが自動起動したことにより、直ちに原子炉の冷却に必要な注水量を確保した場合</p> <p>2. 原子炉注水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を安全管理GMに通知する。 (2) 安全管理GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、当直長に通知する。 (3) 当直長は、原子炉注水系を運転し、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を安全管理GMに通知する。 (4) 当直長は、原子炉注水系の各設備について、表18-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限（原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く）を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。また、安全管理GMは、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、常用高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びC S T炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）の2系列をいう。</p> <p>表18-1</p> <table border="1" data-bbox="94 1402 1181 1703"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器底部温度</td> <td>80℃以下^{※2}</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向^{※2}がないこと</td> </tr> <tr> <td>常用原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の非常用原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること^{※3}</td> </tr> <tr> <td>任意の24時間あたりの注水量増加幅</td> <td>1.0m³/h以下^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、安全管理GMが、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉圧力容器底部温度	80℃以下 ^{※2}	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ^{※2} がないこと	常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること ^{※3}	任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m ³ /h以下 ^{※4}	<p>(原子炉注水系) 第18条 原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系^{※1}は表18-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合、常用原子炉注水系及び任意の24時間当たりの注水量増加幅に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉注水系の保全作業又は電源停止作業のために、計画的に常用原子炉注水系を一時停止し、非常用原子炉注水系により注水する場合 (2) 原子炉注水系の流量調整又は流量変更時において、オーバーシュートにより、一時的に注水量増加幅が1.0m³/hを超えた場合又はアンダーシュートにより、一時的に原子炉の冷却に必要な注水量を確保できない場合 (3) ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い、一時的に原子炉注水系を停止する場合 (4) 運転中の原子炉注水ポンプが停止した場合において、当該原子炉注水ポンプ又は他の原子炉注水ポンプが自動起動したことにより、直ちに原子炉の冷却に必要な注水量を確保した場合</p> <p>2. 原子炉注水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 (2) 安全・リスク管理GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、当直長に通知する。 (3) 当直長は、原子炉注水系を運転し、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 (4) 当直長は、原子炉注水系の各設備について、表18-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限（原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く）を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。また、安全・リスク管理GMは、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、常用高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びC S T炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）の2系列をいう。</p> <p>表18-1</p> <table border="1" data-bbox="1320 1402 2407 1703"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器底部温度</td> <td>80℃以下^{※2}</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向^{※2}がないこと</td> </tr> <tr> <td>常用原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の非常用原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること^{※3}</td> </tr> <tr> <td>任意の24時間あたりの注水量増加幅</td> <td>1.0m³/h以下^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、安全・リスク管理GMが、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉圧力容器底部温度	80℃以下 ^{※2}	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ^{※2} がないこと	常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること ^{※3}	任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m ³ /h以下 ^{※4}	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																									
原子炉圧力容器底部温度	80℃以下 ^{※2}																									
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ^{※2} がないこと																									
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																									
待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること ^{※3}																									
任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m ³ /h以下 ^{※4}																									
項目	運転上の制限																									
原子炉圧力容器底部温度	80℃以下 ^{※2}																									
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 ^{※2} がないこと																									
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																									
待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること ^{※3}																									
任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m ³ /h以下 ^{※4}																									

変更前	変更後	変更理由																																						
<p>(非常用水源) 第19条 非常用水源（ろ過水タンク及び純水タンク）は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用水源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 運営設備GMは、非常用水源の保有水量（タンク水位）を1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 運営設備GMは、非常用水源の水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表19-3の措置を講じる。</p> <p>表19-1</p> <table border="1" data-bbox="106 621 1145 747"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用水源</td> <td>表19-2に定める保有水量（タンク水位）が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表19-2</p> <table border="1" data-bbox="92 816 1145 888"> <thead> <tr> <th></th> <th>ろ過水タンク1基^{※1}</th> <th>純水タンク1基^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有水量（タンク水位）</td> <td>916m³ (1.9m) 以上</td> <td>663m³ (4.6m) 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ろ過水タンク1基とはNo.2ろ過水タンクをいう。 ※2：純水タンク1基とはNo.1純水タンク、No.2純水タンクのうち、いずれか1基をいう。</p> <p>表19-3</p> <table border="1" data-bbox="97 1022 1136 1539"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合</td> <td>A1. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合</td> <td>B1. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び B2. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用水源	表19-2に定める保有水量（タンク水位）が確保されていること		ろ過水タンク1基 ^{※1}	純水タンク1基 ^{※2}	保有水量（タンク水位）	916m ³ (1.9m) 以上	663m ³ (4.6m) 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	A1. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合	B1. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び B2. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>(非常用水源) 第19条 非常用水源（ろ過水タンク及び純水タンク）は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用水源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 運用支援GMは、非常用水源の保有水量（タンク水位）を1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 運用支援GMは、非常用水源の水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表19-3の措置を講じる。</p> <p>表19-1</p> <table border="1" data-bbox="1332 621 2371 747"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用水源</td> <td>表19-2に定める保有水量（タンク水位）が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表19-2</p> <table border="1" data-bbox="1317 816 2371 888"> <thead> <tr> <th></th> <th>ろ過水タンク1基^{※1}</th> <th>純水タンク1基^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有水量（タンク水位）</td> <td>916m³ (1.9m) 以上</td> <td>663m³ (4.6m) 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ろ過水タンク1基とはNo.2ろ過水タンクをいう。 ※2：純水タンク1基とはNo.1純水タンク、No.2純水タンクのうち、いずれか1基をいう。</p> <p>表19-3</p> <table border="1" data-bbox="1323 1022 2359 1539"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合</td> <td>A1. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合</td> <td>B1. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び B2. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用水源	表19-2に定める保有水量（タンク水位）が確保されていること		ろ過水タンク1基 ^{※1}	純水タンク1基 ^{※2}	保有水量（タンク水位）	916m ³ (1.9m) 以上	663m ³ (4.6m) 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	A1. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合	B1. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び B2. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																							
非常用水源	表19-2に定める保有水量（タンク水位）が確保されていること																																							
	ろ過水タンク1基 ^{※1}	純水タンク1基 ^{※2}																																						
保有水量（タンク水位）	916m ³ (1.9m) 以上	663m ³ (4.6m) 以上																																						
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	A1. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																						
B. 運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合	B1. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び B2. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																						
項目	運転上の制限																																							
非常用水源	表19-2に定める保有水量（タンク水位）が確保されていること																																							
	ろ過水タンク1基 ^{※1}	純水タンク1基 ^{※2}																																						
保有水量（タンク水位）	916m ³ (1.9m) 以上	663m ³ (4.6m) 以上																																						
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	A1. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																						
B. 運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合	B1. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。 及び B2. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																						

変更前	変更後	変更理由																														
<p>(使用済燃料プールの水位及び水温) 第20条 使用済燃料プールの水位及び水温は、表20-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用済燃料プールの水温については、4号炉を除く。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。 (2) 当直長は、使用済燃料プールの水温が65℃以下（1号炉は60℃以下）であることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が65℃以下（1号炉は60℃以下）であることを評価する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>使用済燃料プール冷却GM</u>に報告し、<u>使用済燃料プール冷却GM</u>は表20-2の措置を講じる。</p> <p>表20-1</p> <table border="1" data-bbox="106 856 1169 978"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td> <td>65℃以下（1号炉は60℃以下）</td> </tr> </tbody> </table> <p>表20-2</p> <table border="1" data-bbox="92 1047 1181 1425"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料プールの水温	65℃以下（1号炉は60℃以下）	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに	B. 使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>(使用済燃料プールの水位及び水温) 第20条 使用済燃料プールの水位及び水温は、表20-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用済燃料プールの水温については、4号炉を除く。</p> <p>2. 使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。 (2) 当直長は、使用済燃料プールの水温が65℃以下（1号炉は60℃以下）であることを毎日1回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が65℃以下（1号炉は60℃以下）であることを評価する。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>1～6号機械設備GM</u>に報告し、<u>1～6号機械設備GM</u>は表20-2の措置を講じる。</p> <p>表20-1</p> <table border="1" data-bbox="1326 856 2389 978"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プールの水温</td> <td>65℃以下（1号炉は60℃以下）</td> </tr> </tbody> </table> <p>表20-2</p> <table border="1" data-bbox="1311 1047 2401 1425"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料プールの水温	65℃以下（1号炉は60℃以下）	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに	B. 使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																															
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																															
使用済燃料プールの水温	65℃以下（1号炉は60℃以下）																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに																														
B. 使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに																														
項目	運転上の制限																															
使用済燃料プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																															
使用済燃料プールの水温	65℃以下（1号炉は60℃以下）																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 使用済燃料プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに 速やかに																														
B. 使用済燃料プールの温度が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料プールの温度を回復する措置を開始する。	速やかに																														

変更前	変更後	変更理由																								
<p>(使用済燃料プール一次系系統の漏えい監視) 第22条 使用済燃料プール一次系系統は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 使用済燃料プール一次系系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。なお、漏えいのおそれがあると判断した場合(漏えい警報及びスキマサージタンクの水位低下傾向により確認が出来ない場合を含む)には、使用済燃料プール一次系系統の巡視を行う。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>使用済燃料プール冷却GM</u>に報告し、<u>使用済燃料プール冷却GM</u>は表22-2の措置を講じる。</p> <p>表22-1</p> <table border="1" data-bbox="106 758 1169 884"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール一次系系統</td> <td>一次系系統の異常な漏えい※1がないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:「異常な漏えい」とは、使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮(温度低下による体積の減少)によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。また、現場の巡視点検等において、隔離が不可能であり、かつ漏えい拡大防止の措置が困難と判断される漏えいが確認された場合も含む。</p> <p>表22-2</p> <table border="1" data-bbox="92 1087 1181 1329"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プール一次系系統	一次系系統の異常な漏えい※1がないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。	速やかに	A2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに	<p>(使用済燃料プール一次系系統の漏えい監視) 第22条 使用済燃料プール一次系系統は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 使用済燃料プール一次系系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。なお、漏えいのおそれがあると判断した場合(漏えい警報及びスキマサージタンクの水位低下傾向により確認が出来ない場合を含む)には、使用済燃料プール一次系系統の巡視を行う。</p> <p>3. 当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>1～6号機械設備GM</u>に報告し、<u>1～6号機械設備GM</u>は表22-2の措置を講じる。</p> <p>表22-1</p> <table border="1" data-bbox="1326 758 2389 884"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール一次系系統</td> <td>一次系系統の異常な漏えい※1がないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:「異常な漏えい」とは、使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮(温度低下による体積の減少)によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。また、現場の巡視点検等において、隔離が不可能であり、かつ漏えい拡大防止の措置が困難と判断される漏えいが確認された場合も含む。</p> <p>表22-2</p> <table border="1" data-bbox="1311 1087 2401 1329"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>A2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料プール一次系系統	一次系系統の異常な漏えい※1がないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。	速やかに	A2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																									
使用済燃料プール一次系系統	一次系系統の異常な漏えい※1がないこと																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。	速やかに																								
	A2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに																								
項目	運転上の制限																									
使用済燃料プール一次系系統	一次系系統の異常な漏えい※1がないこと																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 使用済燃料プール一次系系統が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料プールの水位を回復させる措置を開始する。	速やかに																								
	A2. 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏えいがない状態に復旧させる措置を開始する。	速やかに																								

変更前	変更後	変更理由																												
<p>(未臨界監視) 第24条 原子炉の未臨界を維持するにあたって、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器は表24-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 運転中の原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが停止した場合において、直ちに当該排気ファン又は他の排気ファンが自動起動したことにより、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネル動作可能となる場合</p> <p>2. 原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作可能であることを1時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度又は原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-2の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>表24-2</p> <table border="1" data-bbox="184 995 1205 1583"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合</td> <td>B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全管理GMに通知する。</td> <td>速やかに その後 1時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合</td> <td>C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全管理GMに通知する。	速やかに その後 1時間に1回	B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	<p>(未臨界監視) 第24条 原子炉の未臨界を維持するにあたって、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器は表24-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 運転中の原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが停止した場合において、直ちに当該排気ファン又は他の排気ファンが自動起動したことにより、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネル動作可能となる場合</p> <p>2. 原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作可能であることを1時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度又は原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-2の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>表24-2</p> <table border="1" data-bbox="1406 995 2427 1583"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合</td> <td>B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。</td> <td>速やかに その後 1時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合</td> <td>C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。	速やかに その後 1時間に1回	B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	<p>組織改編に伴う変更</p>
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																												
B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全管理GMに通知する。	速やかに その後 1時間に1回																												
	B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																												
C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																												
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																												
B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率及びモニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。	速やかに その後 1時間に1回																												
	B2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																												
C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																												

変更前	変更後	変更理由
<p>（格納容器内の不活性雰囲気維持機能） 第25条 格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、原子炉格納容器内窒素封入設備（以下「窒素封入設備」という。）は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。また、格納容器内の水素濃度の監視として、格納容器内水素濃度は表25-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、窒素封入設備に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>（1）窒素封入設備の点検、電源停止等のために、計画的に窒素封入設備を一時停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する場合。 （2）運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該窒素ガス分離装置を再起動した場合又は他の窒素ガス分離装置に切り替えた場合。なお、窒素ガス分離装置を再起動する又は他の窒素ガス分離装置に切り替えるまでの間においては、当直長は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する。</p> <p>2. 窒素封入設備及び格納容器内水素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 （1）安全管理GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、当直長に通知する。 （2）当直長は、運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。 （3）当直長は、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。 （4）当直長は、表25-2に定める事項を確認する。 （5）安全管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表25-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気インリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。 （6）当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する^{※1}。</p> <p>※1：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。 ①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。 ②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。 ③安全管理GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。 ④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表25-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。 ⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p> <p>3. 当直長は、窒素封入設備又は格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25-3の措置を講じる。</p> <p>（省略）</p>	<p>（格納容器内の不活性雰囲気維持機能） 第25条 格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、原子炉格納容器内窒素封入設備（以下「窒素封入設備」という。）は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。また、格納容器内の水素濃度の監視として、格納容器内水素濃度は表25-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、窒素封入設備に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>（1）窒素封入設備の点検、電源停止等のために、計画的に窒素封入設備を一時停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する場合。 （2）運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該窒素ガス分離装置を再起動した場合又は他の窒素ガス分離装置に切り替えた場合。なお、窒素ガス分離装置を再起動する又は他の窒素ガス分離装置に切り替えるまでの間においては、当直長は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する。</p> <p>2. 窒素封入設備及び格納容器内水素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 （1）安全・リスク管理GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、当直長に通知する。 （2）当直長は、運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。 （3）当直長は、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。 （4）当直長は、表25-2に定める事項を確認する。 （5）安全・リスク管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表25-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気インリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。 （6）当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する^{※1}。</p> <p>※1：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。 ①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。 ②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。 ③安全・リスク管理GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。 ④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表25-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。 ⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p> <p>3. 当直長は、窒素封入設備又は格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25-3の措置を講じる。</p> <p>（省略）</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第31条 運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長及び<u>1～4号設備運転管理部長(第26条, 第26条の2及び第27条においては, 水処理運転管理部長)</u>に報告し、<u>1～4号設備運転管理部長(第26条, 第26条の2及び第27条においては, 水処理運転管理部長)</u>は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。</p> <p>5. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当直長及び<u>1～4号設備運転管理部長(第26条, 第26条の2及び第27条においては, 水処理運転管理部長)</u>に報告し、<u>1～4号設備運転管理部長(第26条, 第26条の2及び第27条においては, 水処理運転管理部長)</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6. 各GMは、次の各号を適用することができる。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。 (2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。 (4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第31条 運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長及び<u>運用部長</u>に報告し、<u>運用部長</u>は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。</p> <p>5. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当直長及び<u>運用部長</u>に報告し、<u>運用部長</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6. 各GMは、次の各号を適用することができる。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。 (2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。 (4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保全作業を実施する場合) 第32条 各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置※1を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>2. 第1項の実施については、第31条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>3. 各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. 各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合、当直長（<u>第26条、第26条の2及び第27条においては、当直長（水処理運転管理部）</u>）に報告する。第1項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業の開始時間の起点とする。</p> <p>5. 各GMは、第1項を実施する場合、第31条第6項に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置が満たされなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>7. 各GMは、第1項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当直長及び<u>1～4号設備運転管理部長（第26条、第26条の2及び第27条においては、当直長（水処理運転管理部）及び水処理運転管理部長）</u>に報告し、<u>1～4号設備運転管理部長（第26条、第26条の2及び第27条においては、水処理運転管理部長）</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p>	<p>(保全作業を実施する場合) 第32条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置※1を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>2. 第1項の実施については、第31条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>3. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、<u>関係プログラム部長及び</u>関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業の開始時間の起点とする。</p> <p>5. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項を実施する場合、第31条第6項に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置が満たされなかった場合、<u>各プログラム部長及び</u>各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>7. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当直長及び<u>運用部長</u>に報告し、<u>運用部長</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第33条 当直長は、各GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合又は自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む）</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>2. 当直長は、各GMから第32条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合又は自ら第32条第1項で定める保全作業を実施した場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第32条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容</p> <p>(2) 安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p>	<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第33条 当直長は、各GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合又は自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む）</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>2. 当直長は、<u>各プログラム部長及び</u>各GMから第32条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合又は自ら第32条第1項で定める保全作業を実施した場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第32条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容</p> <p>(2) 安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(新燃料の運搬) 第34条 燃料管理GMは、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を構内用輸送容器に収納する場合及び構内用輸送容器から取り出す場合には、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用すること。</p> <p>(2) 使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。</p> <p>2. 燃料管理GMは、発電所内において、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 法令に適合する容器に封入すること。</p> <p>(5) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p>	<p>(新燃料の運搬) 第34条 プール燃料取り出しプログラム部長は、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を構内用輸送容器に収納する場合及び構内用輸送容器から取り出す場合には、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用すること。</p> <p>(2) 使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。</p> <p>2. プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 法令に適合する容器に封入すること。</p> <p>(5) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>（新燃料の貯蔵） 第35条 燃料管理GMは、1号炉、2号炉、3号炉、4号炉又は使用済燃料共用プールに新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（1）使用済燃料プール又は使用済燃料共用プールに貯蔵すること。</p> <p>（2）使用済燃料共用プールに貯蔵する場合は、目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（3）使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。</p> <p>（4）使用済燃料共用プールにおいて新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p>	<p>（新燃料の貯蔵） 第35条 プール燃料取り出しプログラム部長は、1号炉、2号炉、3号炉、4号炉又は使用済燃料共用プールに新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>（1）使用済燃料プール又は使用済燃料共用プールに貯蔵すること。</p> <p>（2）使用済燃料共用プールに貯蔵する場合は、目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>（3）使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。</p> <p>（4）使用済燃料共用プールにおいて新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(使用済燃料の貯蔵) 第36条 <u>燃料管理GM</u>は、1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 表36に定める貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵すること。使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納されていることを確認すること。</p> <p>(2) 3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料共用プールにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2. <u>燃料管理GM</u>は、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料を収納する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 福島第一炉規則第15条第2項第2号に基づき、使用済燃料を選定すること。</p> <p>(2) 使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、健全性を維持するよう容器に封入すること。</p> <p>3. <u>燃料管理GM</u>は、使用済燃料共用プール及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>4. 当直長は、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器並びに使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の密封性能及び除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には<u>燃料管理GM</u>に連絡し、<u>燃料管理GM</u>は必要な措置を講じる。ただし、密封性能及び除熱性能の監視を行うための監視設備が設置されるまでの間は、<u>燃料管理GM</u>は密封性能及び除熱性能が保持されていることを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵) 第36条 <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 表36に定める貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵すること。使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納されていることを確認すること。</p> <p>(2) 3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料共用プールにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料を収納する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 福島第一炉規則第15条第2項第2号に基づき、使用済燃料を選定すること。</p> <p>(2) 使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、健全性を維持するよう容器に封入すること。</p> <p>3. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、使用済燃料共用プール及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>4. 当直長は、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器並びに使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の密封性能及び除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>に連絡し、<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は必要な措置を講じる。ただし、密封性能及び除熱性能の監視を行うための監視設備が設置されるまでの間は、<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は密封性能及び除熱性能が保持されていることを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(使用済燃料の運搬) 第37条 燃料管理GMは、発電所内において、3号炉の使用済燃料プール、4号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プールから使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいては、構内用輸送容器に収納し、使用済燃料共用プールにおいては、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプ、冷却期間及び配置が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>2. 燃料管理GMは、発電所内において、使用済燃料を収納した構内用輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>3. 燃料管理GMは、3号炉の使用済燃料プールにおいて構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいて構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいて構内用輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器から使用済燃料を取り出す場合、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用する。</p>	<p>(使用済燃料の運搬) 第37条 プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、3号炉の使用済燃料プール、4号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プールから使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいては、構内用輸送容器に収納し、使用済燃料共用プールにおいては、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプ、冷却期間及び配置が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>2. プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、使用済燃料を収納した構内用輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>3. プール燃料取り出しプログラム部長は、3号炉の使用済燃料プールにおいて構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいて構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいて構内用輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器から使用済燃料を取り出す場合、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第38条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料管理GMが使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物管理GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>2. 各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{※2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表8 1-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 各GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 固体廃棄物管理GMは、貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回貯蔵庫を巡視するとともに、事故前の保管量の推定値を元に保管物の出入りを確認する。</p> <p>(2) 固体廃棄物管理GMは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、事故前の保管量の推定値を元に保管物を確認する。また、燃料管理GMは、使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、事故前の貯蔵量の推定値を元に貯蔵物の出入りを確認するとともに、使用済燃料共用プールについては、原子炉内で照射されたチャンネルボックス等の貯蔵状況を確認するために、1ヶ月に1回使用済燃料共用プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>(3) 運営設備GMは、運用補助共用施設の沈降分離タンクにおけるフィルタスラッジの貯蔵状況を監視し、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>4. 固体廃棄物管理GMは貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各GMは、管理対象区域内において放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。 ※2：ドラム缶等とは、ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物をいう。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第38条 各プログラム部長及び各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、プール燃料取り出しプログラム部長が使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) その他の雑固体廃棄物は、各プログラム部長及び各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{※2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表8 1-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 各プログラム部長及び各GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 固体廃棄物GMは、貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回貯蔵庫を巡視するとともに、事故前の保管量の推定値を元に保管物の出入りを確認する。</p> <p>(2) 固体廃棄物GMは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、事故前の保管量の推定値を元に保管物を確認する。また、プール燃料取り出しプログラム部長は、使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、事故前の貯蔵量の推定値を元に貯蔵物の出入りを確認するとともに、使用済燃料共用プールについては、原子炉内で照射されたチャンネルボックス等の貯蔵状況を確認するために、1ヶ月に1回使用済燃料共用プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>(3) 運用支援GMは、運用補助共用施設の沈降分離タンクにおけるフィルタスラッジの貯蔵状況を監視し、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>4. 固体廃棄物GMは貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各プログラム部長及び各GMは、管理対象区域内において放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。 ※2：ドラム缶等とは、ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物をいう。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{※1}について、固体廃棄物管理GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{※2}及び伐採木一時保管槽^{※3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第38条に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類^{※4}は、各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>(2) 発電所において発生した使用済保護衣等^{※5}は、固体廃棄物管理GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物管理GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(3) 伐採木は、各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>3. 固体廃棄物管理GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時的保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(2) 覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。</p> <p>(3) 伐採木一時保管槽において、定期的に温度監視を実施する。</p> <p>(4) 貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時的保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>※1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。 ※2：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。 ※3：伐採木一時保管槽とは、防火対策や線量低減対策として覆土をする一時保管槽をいう。以下、本条において同じ。 ※4：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいい、回収した土壌を含む。以下、本条において同じ。 ※5：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第39条 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{※1}について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{※2}及び伐採木一時保管槽^{※3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第38条に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類^{※4}は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>(2) 発電所において発生した使用済保護衣等^{※5}は、固体廃棄物GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(3) 伐採木は、各プログラム部長及び各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>3. 固体廃棄物GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時的保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(2) 覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。</p> <p>(3) 伐採木一時保管槽において、定期的に温度監視を実施する。</p> <p>(4) 貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時的保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>※1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。 ※2：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。 ※3：伐採木一時保管槽とは、防火対策や線量低減対策として覆土をする一時保管槽をいう。以下、本条において同じ。 ※4：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいい、回収した土壌を含む。以下、本条において同じ。 ※5：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理)</p> <p>第40条 処理設備GMは、表40-1に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>2. 処理設備GMは、表40-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射性廃棄物の種類毎の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 処理設備GMは、建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類を一時保管エリア※¹に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p>4. 水処理計画GMは、高性能多核種除去設備前処理フィルタ、高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ又はRO濃縮水処理設備前処理フィルタを一時保管エリアに貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p>5. 水処理計画GMは、サブドレン他浄化装置前処理フィルタ並びに地下水ドレン前処理装置の保安フィルタ、RO膜及び樹脂を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>6. 貯留設備GMは、雨水処理設備等で発生する固体廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>7. 使用済燃料プール冷却GMは、モバイル式処理装置（塩分除去装置）のRO膜装置フィルタ類又はイオン交換装置樹脂を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>8. 固体廃棄物管理GMは、一時保管エリア内の高性能多核種除去設備前処理フィルタ、高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ、RO濃縮水処理設備前処理フィルタ又は建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類を貯蔵するエリアについて、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>9. 固体廃棄物管理GMは、表40-2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 (2) 空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>※1：覆土式一時保管施設、使用済保護衣等あるいは伐採木に係るもの及び発電所外のものを除く。以下、本条において同じ。</p> <p>(省略)</p>	<p>(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理)</p> <p>第40条 処理設備GMは、表40-1に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>2. 処理設備GMは、表40-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射性廃棄物の種類毎の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 処理設備GMは、建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類を一時保管エリア※¹に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p>4. 水処理計画GMは、高性能多核種除去設備前処理フィルタ、高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ又はRO濃縮水処理設備前処理フィルタを一時保管エリアに貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定したエリアに運搬し、遮へいやシート養生等の措置を講じる。</p> <p>5. 水処理計画GMは、サブドレン他浄化装置前処理フィルタ並びに地下水ドレン前処理装置の保安フィルタ、RO膜及び樹脂を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>6. 貯留設備GMは、雨水処理設備等で発生する固体廃棄物を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>7. 1～6号機械設備GMは、モバイル式処理装置（塩分除去装置）のRO膜装置フィルタ類又はイオン交換装置樹脂を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>8. 固体廃棄物GMは、一時保管エリア内の高性能多核種除去設備前処理フィルタ、高性能多核種除去設備検証試験装置前処理フィルタ、RO濃縮水処理設備前処理フィルタ又は建屋内RO循環設備のRO膜装置フィルタ類を貯蔵するエリアについて、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>9. 固体廃棄物GMは、表40-2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 (2) 空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>※1：覆土式一時保管施設、使用済保護衣等あるいは伐採木に係るもの及び発電所外のものを除く。以下、本条において同じ。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(放射性液体廃棄物等の管理) 第41条 放射性液体廃棄物等の海洋への排水は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。 2. 分析評価GMは、放射性液体廃棄物等を排水する際は、あらかじめタンク等における放射性物質の濃度を測定し、測定した結果を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、濃度が実施計画に定める排水の基準を超えないことを確認する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物等の管理) 第41条 放射性液体廃棄物等の海洋への排水は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。 2. 分析評価GMは、放射性液体廃棄物等を排水する際は、あらかじめタンク等における放射性物質の濃度を測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、濃度が実施計画に定める排水の基準を超えないことを確認する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																																								
<p>(気体廃棄物の管理) 第42条 気体廃棄物の放出管理について、次の事項を実施する。 (1) 分析評価GMは、表42-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を環境管理GMに通知する。 (2) 環境管理GMは、表42-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の敷地境界における空気中の濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を下回ることを確認する。 (3) 環境管理GMは、表42-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の放出量が、放出管理の目標値を下回ることを確認する。 (4) 当直長は、表42-2の放出箇所から放射性物質を含む空気を放出する場合は、ダスト放射線モニタ及びガス放射線モニタを監視する。 (5) 分析評価GMは、表42-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を環境管理GMに通知する。 (6) 環境管理GMは、表42-3の放出箇所において、粒子状の放射性物質濃度に有意な上昇傾向が無いことを確認する。</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="106 825 1151 1575"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉原子炉建屋上部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>1号炉格納容器ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉原子炉建屋排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉格納容器ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉原子炉建屋上部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉燃料取出し用カバー排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉格納容器ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>4号炉燃料取出し用カバー排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	1号炉原子炉建屋上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	1号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	2号炉原子炉建屋排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	2号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	3号炉原子炉建屋上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	3号炉燃料取出し用カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	3号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	4号炉燃料取出し用カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>(気体廃棄物の管理) 第42条 気体廃棄物の放出管理について、次の事項を実施する。 (1) 分析評価GMは、表42-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。 (2) 放出・環境モニタリングGMは、表42-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の敷地境界における空気中の濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を下回ることを確認する。 (3) 放出・環境モニタリングGMは、表42-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の放出量が、放出管理の目標値を下回ることを確認する。 (4) 当直長は、表42-2の放出箇所から放射性物質を含む空気を放出する場合は、ダスト放射線モニタ及びガス放射線モニタを監視する。 (5) 分析評価GMは、表42-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。 (6) 放出・環境モニタリングGMは、表42-3の放出箇所において、粒子状の放射性物質濃度に有意な上昇傾向が無いことを確認する。</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="1332 825 2377 1575"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉原子炉建屋上部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>1号炉格納容器ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉原子炉建屋排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉格納容器ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉原子炉建屋上部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉燃料取出し用カバー排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉格納容器ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>4号炉燃料取出し用カバー排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	1号炉原子炉建屋上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	1号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	2号炉原子炉建屋排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	2号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	3号炉原子炉建屋上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	3号炉燃料取出し用カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	3号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	4号炉燃料取出し用カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	<p>組織改編に伴う変更</p>
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																																							
1号炉原子炉建屋上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
1号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
2号炉原子炉建屋排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
2号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
3号炉原子炉建屋上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
3号炉燃料取出し用カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
3号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
4号炉燃料取出し用カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																																							
1号炉原子炉建屋上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
1号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
2号炉原子炉建屋排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
2号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
3号炉原子炉建屋上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
3号炉燃料取出し用カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
3号炉格納容器ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							
4号炉燃料取出し用カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																																							

変更前	変更後	変更理由
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(1) 排気筒又は排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒又は排気口より放出する。また、当直長は排気放射線モニタの指示値を監視する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(1) 排気筒又は排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒又は排気口より放出する。また、当直長は排気放射線モニタの指示値を監視する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前					変更後					変更理由
表4.2の2-1					表4.2の2-1					組織改編に伴う変更
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	
焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種, 全ベータ放射 能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)	<u>運営GM</u>	焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種, 全ベータ放射 能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)	<u>運用支援GM</u>	
	ストロンチウム90 濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運 転時)			ストロンチウム90 濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運 転時)		
増設焼却炉 建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種, 全ベータ放射 能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)	<u>運営GM</u>	増設焼却炉 建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種, 全ベータ放射 能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)	<u>運用支援GM</u>	
	ストロンチウム90 濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運 転時)			ストロンチウム90 濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運 転時)		
使用済燃料 共用プール 排気口	希ガス濃度	排気放射線 モニタ (シンチレ ーション)	常時 (建屋換気空調系運 転時)	当直長	使用済燃料 共用プール 排気口	希ガス濃度	排気放射線 モニタ (シンチレ ーション)	常時 (建屋換気空調系運 転時)	当直長	
	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)			よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)		
分析・研究施 設第1棟排 気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種, 全アルファ放 射能, 全ベータ放射 能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)	<u>廃棄物計画GM</u>	分析・研究施 設第1棟排 気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種, 全アルファ放 射能, 全ベータ放射 能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系運 転時)	<u>分析評価GM</u>	
	ストロンチウム90 濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運 転時)			ストロンチウム90 濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系運 転時)		
大型機器除 染設備排気 口及び汚染 拡大防止ハ ウス排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種, 全ベータ放射 能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (除染設備運転時)	<u>廃棄物計画GM</u>	大型機器除 染設備排気 口及び汚染 拡大防止ハ ウス排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種, 全ベータ放射 能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (除染設備運転時)	<u>運用支援GM</u>	
	ストロンチウム90 濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (除染設備運転時)			ストロンチウム90 濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (除染設備運転時)		
油処理装置 排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種, 全ベータ放射 能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (油処理装置運転 時)	<u>地下水対策GM</u>	油処理装置 排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出 核種, 全ベータ放射 能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (油処理装置運転 時)	<u>地下水対策設備 GM</u>	
	ストロンチウム90 濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (油処理装置運転 時)			ストロンチウム90 濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (油処理装置運転 時)		

変更前	変更後	変更理由																								
<p>(放出管理用計測器の管理) 第43条 各GMは、表43に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表43</p> <table border="1" data-bbox="106 415 1151 667"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td rowspan="2">排気放射線モニタ (シンチレーション)</td> <td><u>計装設備GM</u></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分析評価GM</td> <td>1台※¹</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表61の試料放射能測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気放射線モニタ (シンチレーション)	<u>計装設備GM</u>	1台	分析評価GM	1台※ ¹	試料放射能測定装置	2台	<p>(放出管理用計測器の管理) 第43条 各GMは、表43に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表43</p> <table border="1" data-bbox="1326 415 2371 667"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td rowspan="2">排気放射線モニタ (シンチレーション)</td> <td><u>燃料計装設備GM</u></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分析評価GM</td> <td>1台※¹</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表61の試料放射能測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気放射線モニタ (シンチレーション)	<u>燃料計装設備GM</u>	1台	分析評価GM	1台※ ¹	試料放射能測定装置	2台	<p>組織改編に伴う変更</p>
分類	計測器種類	所管GM	数量																							
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気放射線モニタ (シンチレーション)	<u>計装設備GM</u>	1台																							
		分析評価GM	1台※ ¹																							
	試料放射能測定装置		2台																							
分類	計測器種類	所管GM	数量																							
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気放射線モニタ (シンチレーション)	<u>燃料計装設備GM</u>	1台																							
		分析評価GM	1台※ ¹																							
	試料放射能測定装置		2台																							

変更前	変更後	変更理由																										
<p>(管理対象区域の設定及び解除) 第45条 管理対象区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理GMは、管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって、周辺監視区域境界に第57条の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 放射線管理GMは、管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理GMは、添付2における建物等の内部の管理対象区域境界付近において、表45に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線管理GMは、第4項以外で、建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線管理GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって、放射線管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線管理GMは、第6項における管理対象区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線管理GMが確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表45</p> <table border="1" data-bbox="240 1199 736 1656"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>(管理対象区域の設定及び解除) 第45条 管理対象区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線防護GMは、管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって、周辺監視区域境界に第57条の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 放射線防護GMは、管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線防護GMは、添付2における建物等の内部の管理対象区域境界付近において、表45に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線防護GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線防護GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線防護GMは、第4項以外で、建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線防護GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線防護GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線防護GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって、放射線防護GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線防護GMは、第6項における管理対象区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線防護GMが確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表45</p> <table border="1" data-bbox="1466 1199 1961 1656"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>組織改編に伴う変更</p>
タンク点検等																												
ポンプ点検等																												
バルブ点検等																												
配管点検等																												
ケーブル点検等																												
空調点検等																												
計測器類点検等																												
監視カメラ点検等																												
扉・シャッター修理他作業																												
清掃作業																												
建物補修																												
搬出入作業																												
物品の仮置																												
タンク点検等																												
ポンプ点検等																												
バルブ点検等																												
配管点検等																												
ケーブル点検等																												
空調点検等																												
計測器類点検等																												
監視カメラ点検等																												
扉・シャッター修理他作業																												
清掃作業																												
建物補修																												
搬出入作業																												
物品の仮置																												

変更前	変更後	変更理由																										
<p>(管理区域の設定及び解除) 第46条 管理区域は、添付1に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理GMは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、壁、柵等の区画物が損壊により区画ができない場合であって、管理対象区域境界に第45条第2項の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 放射線管理GMは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理GMは、添付1における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表46に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線管理GMは、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線管理GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、放射線管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線管理GMは、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線管理GMが確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表46</p> <table border="1" data-bbox="305 1163 801 1623"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>(管理区域の設定及び解除) 第46条 管理区域は、添付1に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線防護GMは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、壁、柵等の区画物が損壊により区画ができない場合であって、管理対象区域境界に第45条第2項の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 放射線防護GMは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線防護GMは、添付1における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表46に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線防護GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線防護GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線防護GMは、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線防護GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線防護GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線防護GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、放射線防護GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線防護GMは、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線防護GMが確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表46</p> <table border="1" data-bbox="1528 1163 2024 1623"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>組織改編に伴う変更</p>
タンク点検等																												
ポンプ点検等																												
バルブ点検等																												
配管点検等																												
ケーブル点検等																												
空調点検等																												
計測器類点検等																												
監視カメラ点検等																												
扉・シャッター修理他作業																												
清掃作業																												
建物補修																												
搬出入作業																												
物品の仮置																												
タンク点検等																												
ポンプ点検等																												
バルブ点検等																												
配管点検等																												
ケーブル点検等																												
空調点検等																												
計測器類点検等																												
監視カメラ点検等																												
扉・シャッター修理他作業																												
清掃作業																												
建物補修																												
搬出入作業																												
物品の仮置																												

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理対象区域内における区域区分) 第47条 <u>放射線管理GM</u>は、管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。 2. 管理区域と管理区域を除く区域は、添付2に示す区域とする。 3. <u>放射線管理GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにする。</p>	<p>(管理対象区域内における区域区分) 第47条 <u>放射線防護GM</u>は、管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。 2. 管理区域と管理区域を除く区域は、添付2に示す区域とする。 3. <u>放射線防護GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにする。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分) 第48条 <u>放射線管理GM</u>は、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。） (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 2. 汚染のおそれのない管理対象区域は、添付2に示す区域とする。 3. <u>放射線管理GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4. <u>放射線管理GM</u>は、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。 5. <u>放射線管理GM</u>又は<u>作業環境改善GM</u>は、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分) 第48条 <u>放射線防護GM</u>は、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。） (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 2. 汚染のおそれのない管理対象区域は、添付2に示す区域とする。 3. <u>放射線防護GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線防護GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4. <u>放射線防護GM</u>は、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。 5. <u>放射線防護GM</u>は、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理区域内における区域区分) 第49条 <u>放射線管理GM</u>は、管理区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。） (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付1に示す区域とする。ただし、放射線レベルが高く、区域区分に係る条件を満足できない場合は、第48条第1項(1)又は第48条第1項(2)の区域とみなす。 3. <u>放射線管理GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4. <u>放射線管理GM</u>は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>(管理区域内における区域区分) 第49条 <u>放射線防護GM</u>は、管理区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。） (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付1に示す区域とする。ただし、放射線レベルが高く、区域区分に係る条件を満足できない場合は、第48条第1項(1)又は第48条第1項(2)の区域とみなす。 3. <u>放射線防護GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線防護GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4. <u>放射線防護GM</u>は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(管理対象区域内における特別措置) 第50条 管理対象区域内における特別措置が必要な区域は、次に示す区域とする。</p> <p>(1) 放射線レベルが高い場所 (2) 放射線レベルが確認されていない場所 (3) 滞留水^{※1}を貯留する場所</p> <p>2. 各GMは、第1項に定める各区域について、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理GMは、管理対象区域に立ち入る者が見やすい場所に、第1項(1)及び(2)に示す場所を明確にしたサーベイマップを掲示して周知する他、作業員以外が立ち入る可能性及び措置に伴う被ばくを考慮して必要な場合に限り第1項(1)の場所にロープ等による立入制限の措置を講じる。</p> <p>(2) 各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(3)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>3. 各GMは、管理対象区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案するとともに、第1項の区域内で作業を行う場合は、放射線防護上の措置について放射線管理GMのレビューを受ける。</p> <p>※1：本条における「滞留水」とは、水位安定エリアに貯留する滞留水及び建屋に貯留する滞留水をいう。</p>	<p>(管理対象区域内における特別措置) 第50条 管理対象区域内における特別措置が必要な区域は、次に示す区域とする。</p> <p>(1) 放射線レベルが高い場所 (2) 放射線レベルが確認されていない場所 (3) 滞留水^{※1}を貯留する場所</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に定める各区域について、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線防護GMは、管理対象区域に立ち入る者が見やすい場所に、第1項(1)及び(2)に示す場所を明確にしたサーベイマップを掲示して周知する他、作業員以外が立ち入る可能性及び措置に伴う被ばくを考慮して必要な場合に限り第1項(1)の場所にロープ等による立入制限の措置を講じる。</p> <p>(2) 各プログラム部長及び各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(3)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>3. 各プログラム部長及び各GMは、管理対象区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案するとともに、第1項の区域内で作業を行う場合は、放射線防護上の措置について放射線防護GMのレビューを受ける。</p> <p>※1：本条における「滞留水」とは、水位安定エリアに貯留する滞留水及び建屋に貯留する滞留水をいう。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（管理区域内における特別措置） 第51条 <u>放射線管理GM</u>は、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>（1）外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト （2）空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</p> <p>2. 各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、<u>放射線管理GM</u>のレビューを受ける。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</p> <p>3. 各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項（2）の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、床・壁等の損壊や放射線レベルが高い又は未確認であるため第1項の措置を講じることができない場合、管理区域内における特別措置は第50条に定める管理区域を除く区域における特別措置と同一とする。</p>	<p>（管理区域内における特別措置） 第51条 <u>放射線防護GM</u>は、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>（1）外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト （2）空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</p> <p>2. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、<u>放射線防護GM</u>のレビューを受ける。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</p> <p>3. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項（2）の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>4. <u>放射線防護GM</u>は、床・壁等の損壊や放射線レベルが高い又は未確認であるため第1項の措置を講じることができない場合、管理区域内における特別措置は第50条に定める管理区域を除く区域における特別措置と同一とする。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理対象区域への出入管理) 第52条 保健安全GMは、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。 (1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。</p> <p>2. 放射線安全GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>3. 放射線安全GMは、管理対象区域の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。</p> <p>4. 放射線安全GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>5. 放射線安全GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。</p> <p>6. 放射線安全GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル※1を超えないような措置を講じる。</p> <p>7. 放射線安全GM又は作業環境改善GMは、第48条第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。</p> <p>※1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。以下、第62条において同じ。</p>	<p>(管理対象区域への出入管理) 第52条 保安総括GMは、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。 (1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。</p> <p>2. 放射線防護GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>3. 放射線防護GMは、管理対象区域の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。</p> <p>4. 放射線防護GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>5. 放射線防護GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。</p> <p>6. 放射線防護GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル※1を超えないような措置を講じる。</p> <p>7. 放射線防護GMは、第48条第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。</p> <p>※1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。以下、第62条において同じ。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（管理対象区域出入者の遵守事項） 第54条 <u>放射線安全GM</u>は、管理対象区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>（1） 出入管理箇所を経由すること。ただし、<u>放射線安全GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（2） 管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって<u>保健安全GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（3） 管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合 ・ <u>放射線管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合 <p>（4） 第50条第1項（3）に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>（5） 管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第52条第5項又は第52条第6項に基づく<u>放射線安全GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（6） 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>（管理対象区域出入者の遵守事項） 第54条 <u>放射線防護GM</u>は、管理対象区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>（1） 出入管理箇所を経由すること。ただし、<u>放射線防護GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（2） 管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって<u>保安総括GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（3） 管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合 ・ <u>放射線防護GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合 <p>（4） 第50条第1項（3）に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>（5） 管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第52条第5項又は第52条第6項に基づく<u>放射線防護GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（6） 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由												
<p>(線量の評価) 第58条 保健安全GMは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表58に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表58</p> <table border="1" data-bbox="106 417 759 539"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあっては、1ヶ月に1回とする。</p>	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	<p>(線量の評価) 第58条 放射線防護GMは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表58に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表58</p> <table border="1" data-bbox="1326 417 1979 539"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあっては、1ヶ月に1回とする。</p>	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	<p>組織改編に伴う変更</p>
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1													
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1													

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理対象区域内の床、壁等の除染) 第59条 各GMは、管理対象区域内において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合であって、この汚染の除去を行う場合は、<u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>に連絡する。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは、汚染状況等について<u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の所管GMは、その措置結果について、<u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>の確認を得る。</p>	<p>(管理対象区域内の床、壁等の除染) 第59条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、管理対象区域内において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合であって、この汚染の除去を行う場合は、<u>放射線防護GM</u>に連絡する。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業の<u>所管プログラム部長及び</u>所管GMは、汚染状況等について<u>放射線防護GM</u>の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の<u>所管プログラム部長及び</u>所管GMは、その措置結果について、<u>放射線防護GM</u>の確認を得る。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																																						
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第60条 各GMは、表60-1及び表60-2（第48条第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>2. <u>環境モニタリングGM</u>は、表60-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図60に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. <u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>は、第1項の測定により、<u>環境モニタリングGM</u>は、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各GMは、第1項に定める測定結果を<u>放射線管理GM</u>に連絡する。<u>放射線管理GM</u>は、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。</p> <p>表60-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) ※1</td> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量率</td> <td>各GM</td> <td>放射線レベルに応じて</td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理GM</u>※2</td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率※3</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：使用済燃料共用プールのエリアモニタ、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のエリアモニタ、3号炉原子炉建屋5階のエリアモニタ及び4号炉原子炉建屋5階のエリアモニタにおいて測定する項目 ※3：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>表60-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚染のおそれのない管理対象区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td rowspan="2"><u>放射線管理GM</u> 又は <u>作業環境改善GM</u></td> <td rowspan="2">毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	場所	測定項目	所管GM	測定頻度	1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) ※1	外部放射線に係る線量当量率	各GM	放射線レベルに応じて	<u>放射線管理GM</u> ※2	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※3	<u>環境モニタリングGM</u>	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回	場所	測定項目	所管GM	測定頻度	汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	<u>放射線管理GM</u> 又は <u>作業環境改善GM</u>	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)	空気中の放射性物質濃度	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第60条 <u>各プログラム部長及び各GM</u>は、表60-1及び表60-2（第48条第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>2. <u>放出・環境モニタリングGM</u>は、表60-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図60に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. <u>放射線防護GM</u>は、第1項の測定により、<u>放出・環境モニタリングGM</u>は、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>各プログラム部長及び各GM</u>は、第1項に定める測定結果を<u>放射線防護GM</u>に連絡する。<u>放射線防護GM</u>は、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。</p> <p>表60-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) ※1</td> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量率</td> <td><u>各プログラム部長及び各GM</u></td> <td>放射線レベルに応じて</td> </tr> <tr> <td><u>放射線防護GM</u>※2</td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td><u>放射線防護GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td><u>放射線防護GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td><u>放出・環境モニタリングGM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率※3</td> <td><u>放出・環境モニタリングGM</u></td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td><u>放出・環境モニタリングGM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：使用済燃料共用プールのエリアモニタ、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のエリアモニタ、3号炉原子炉建屋5階のエリアモニタ及び4号炉原子炉建屋5階のエリアモニタにおいて測定する項目 ※3：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>表60-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚染のおそれのない管理対象区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td rowspan="2"><u>放射線防護GM</u></td> <td rowspan="2">毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	場所	測定項目	所管GM	測定頻度	1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) ※1	外部放射線に係る線量当量率	<u>各プログラム部長及び各GM</u>	放射線レベルに応じて	<u>放射線防護GM</u> ※2	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線防護GM</u>	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線防護GM</u>	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※3	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回	場所	測定項目	所管GM	測定頻度	汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	<u>放射線防護GM</u>	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)	空気中の放射性物質濃度	<p>組織改編に伴う変更</p>
場所	測定項目	所管GM	測定頻度																																																																					
1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) ※1	外部放射線に係る線量当量率	各GM	放射線レベルに応じて																																																																					
		<u>放射線管理GM</u> ※2	毎日運転中に1回																																																																					
	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回																																																																					
	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回																																																																					
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回																																																																					
	空気吸収線量率※3	<u>環境モニタリングGM</u>	常時																																																																					
	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回																																																																					
場所	測定項目	所管GM	測定頻度																																																																					
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	<u>放射線管理GM</u> 又は <u>作業環境改善GM</u>	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)																																																																					
	空気中の放射性物質濃度																																																																							
場所	測定項目	所管GM	測定頻度																																																																					
1. 管理対象区域内 (管理区域内を含む) ※1	外部放射線に係る線量当量率	<u>各プログラム部長及び各GM</u>	放射線レベルに応じて																																																																					
		<u>放射線防護GM</u> ※2	毎日運転中に1回																																																																					
	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線防護GM</u>	1週間に1回																																																																					
	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線防護GM</u>	1週間に1回																																																																					
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回																																																																					
	空気吸収線量率※3	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	常時																																																																					
	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回																																																																					
場所	測定項目	所管GM	測定頻度																																																																					
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	<u>放射線防護GM</u>	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)																																																																					
	空気中の放射性物質濃度																																																																							

変更前	変更後	変更理由																																																																																								
<p>(放射線計測器類の管理) 第61条 各GMは、表61に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表61</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td>保安総括GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>保安総括GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>保安総括GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台※2</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>保安総括GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エリアモニタ</td> <td><u>計装設備GM</u></td> <td>7台※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>冷却・監視設備計装GM</u></td> <td>7台※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置※5</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台※2</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：5号炉及び6号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量（エリアモニタを除く。） ※2：表43の試料放射能測定装置と共用 ※3：使用済燃料共用プールにおけるエリアモニタの合計の台数（エリアモニタが復旧していない場合には、未復旧のエリアモニタを除いた台数とする。） ※4：使用済燃料乾式キャスク仮保管設備におけるエリアモニタ、3号炉原子炉建屋5階におけるエリアモニタ及び4号炉原子炉建屋5階におけるエリアモニタの台数 ※5：福島第二原子力発電所と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量※1	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台	退出モニタ	保安総括GM	2台	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台※2	集積線量計	保安総括GM	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>環境モニタリングGM</u>	8台	エリアモニタ	<u>計装設備GM</u>	7台※3		<u>冷却・監視設備計装GM</u>	7台※4	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置※5	分析評価GM	1台※2	積算線量計測定装置	<u>環境モニタリングGM</u>	1台	<p>(放射線計測器類の管理) 第61条 各GMは、表61に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表61</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td>保安総括GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>保安総括GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>保安総括GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台※2</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>保安総括GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td><u>保安総括GM</u></td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エリアモニタ</td> <td><u>燃料計装設備GM</u></td> <td>7台※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>燃料計装設備GM</u></td> <td>7台※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置※5</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台※2</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td><u>保安総括GM</u></td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：5号炉及び6号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量（エリアモニタを除く。） ※2：表43の試料放射能測定装置と共用 ※3：使用済燃料共用プールにおけるエリアモニタの合計の台数（エリアモニタが復旧していない場合には、未復旧のエリアモニタを除いた台数とする。） ※4：使用済燃料乾式キャスク仮保管設備におけるエリアモニタ、3号炉原子炉建屋5階におけるエリアモニタ及び4号炉原子炉建屋5階におけるエリアモニタの台数 ※5：福島第二原子力発電所と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量※1	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台	退出モニタ	保安総括GM	2台	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台※2	集積線量計	保安総括GM	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>保安総括GM</u>	8台	エリアモニタ	<u>燃料計装設備GM</u>	7台※3		<u>燃料計装設備GM</u>	7台※4	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置※5	分析評価GM	1台※2	積算線量計測定装置	<u>保安総括GM</u>	1台	<p>組織改編に伴う変更</p>
分類	計測器種類	所管GM	数量※1																																																																																							
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式																																																																																							
	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台																																																																																							
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台																																																																																							
	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台																																																																																							
	退出モニタ	保安総括GM	2台																																																																																							
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台※2																																																																																							
	集積線量計	保安総括GM	1式																																																																																							
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>環境モニタリングGM</u>	8台																																																																																							
	エリアモニタ	<u>計装設備GM</u>	7台※3																																																																																							
		<u>冷却・監視設備計装GM</u>	7台※4																																																																																							
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置※5	分析評価GM	1台※2																																																																																							
	積算線量計測定装置	<u>環境モニタリングGM</u>	1台																																																																																							
分類	計測器種類	所管GM	数量※1																																																																																							
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式																																																																																							
	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台																																																																																							
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台																																																																																							
	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台																																																																																							
	退出モニタ	保安総括GM	2台																																																																																							
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台※2																																																																																							
	集積線量計	保安総括GM	1式																																																																																							
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>保安総括GM</u>	8台																																																																																							
	エリアモニタ	<u>燃料計装設備GM</u>	7台※3																																																																																							
		<u>燃料計装設備GM</u>	7台※4																																																																																							
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置※5	分析評価GM	1台※2																																																																																							
	積算線量計測定装置	<u>保安総括GM</u>	1台																																																																																							

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定) 第62条 <u>放射線安全GM</u>は、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 2. <u>放射線安全GM</u>は、放射線レベルが高いため第1項の確認ができない場合、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。 3. <u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>は、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。 4. <u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>は、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定) 第62条 <u>放射線防護GM</u>は、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 2. <u>放射線防護GM</u>は、放射線レベルが高いため第1項の確認ができない場合、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。 3. <u>放射線防護GM</u>は、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。 4. <u>放射線防護GM</u>は、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（発電所外への運搬） 第64条 各GMは、核燃料物質によって汚染された物（新燃料，使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。</p>	<p>（発電所外への運搬） 第64条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、核燃料物質によって汚染された物（新燃料，使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(管理対象区域内における協力企業の放射線防護) 第65条 保安総括GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理対象区域出入者の遵守事項 イ. 出入方法に関する事。こと。 ロ. 個人線量計の着用に関する事。こと。 ハ. 保護衣の着用に関する事。こと。 ニ. 汚染拡大防止措置に関する事。こと。 ホ. 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関する事。こと。</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関する事。こと。 (3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事。こと。</p> <p>2. 各GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、第1項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>(管理対象区域内における協力企業の放射線防護) 第65条 保安総括GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理対象区域出入者の遵守事項 イ. 出入方法に関する事。こと。 ロ. 個人線量計の着用に関する事。こと。 ハ. 保護衣の着用に関する事。こと。 ニ. 汚染拡大防止措置に関する事。こと。 ホ. 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関する事。こと。</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関する事。こと。 (3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事。こと。</p> <p>2. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、第1項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(保守管理) 第68条 各GMは、第18条から第29条、第40条及び第61条^{※1}に定める設備又は機器の単位ごとに保全方式^{※2}及び保全方法^{※3}を定めた保全計画（必要に応じて消耗品等の準備を含む）を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。</p> <p>※1：放射線計測器類のうち、エリアモニタのみ該当する。 ※2：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。 ※3：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p>	<p>(保守管理) 第68条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第18条から第29条、第40条及び第61条^{※1}に定める設備又は機器の単位ごとに保全方式^{※2}及び保全方法^{※3}を定めた保全計画（必要に応じて消耗品等の準備を含む）を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。</p> <p>※1：放射線計測器類のうち、エリアモニタのみ該当する。 ※2：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。 ※3：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(原子力防災資機材等) 第71条 各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。 2. 技術GMは、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p>	<p>(原子力防災資機材等) 第71条 各プログラム部長及び各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。 2. 安全・リスク管理GMは、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(所員への保安教育) 第79条 安全確保設備等の運用を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、安全確保設備等の運用を行う所員への保安教育実施計画を「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に所員の保安教育実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。 ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>(所員への保安教育) 第79条 安全確保設備等の運用を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、安全確保設備等の運用を行う所員への保安教育実施計画を「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に所員の保安教育実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。 ただし、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(協力企業従業員への保安教育) 第80条 各GMは、安全確保設備等に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GMは、安全確保設備等に関する作業のうち管理対象区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. <u>運営設備GM</u>は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>4. <u>運営設備GM</u>は、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、<u>運営設備GM</u>が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. <u>燃料管理GM</u>は、燃料取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「燃料取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>6. <u>燃料管理GM</u>は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、<u>燃料管理GM</u>が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育) 第80条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、安全確保設備等に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、安全確保設備等に関する作業のうち管理対象区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、<u>各プログラム部長及び</u>各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. <u>運用支援GM</u>は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>4. <u>運用支援GM</u>は、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、<u>運用支援GM</u>が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、燃料取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「燃料取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>6. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(報告) 第82条 各GM、<u>1～4号設備運転管理部長又は水処理運転管理部長</u>は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第31条） (2) 気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合（第42条） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第60条） (4) 福島第一炉規則第18条第2号、第3号、第5号から第8号、第10号から第12号、第14号、第15号及び第17号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「<u>DA-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「<u>DA-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>(報告) 第82条 各<u>プログラム部長、運用部長又は各GM</u>は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第31条） (2) 気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合（第42条） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第60条） (4) 福島第一炉規則第18条第2号、第3号、第5号から第8号、第10号から第12号、第14号、第15号及び第17号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「<u>QI-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「<u>QI-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和2年2月21日から施行する。</p> <p>2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第57条の図57、添付1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、増設雑固体廃棄物焼却設備の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号） （施行期日） 第1条 2. 第5条及び第42条の2については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成29年3月7日 原規規発第1703071号） （施行期日） 第1条 2. 第3条、第5条及び第42条の2については、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成28年12月27日 原規規発第1612276号） （施行期日） 第1条 2. 第40条の2における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。</p> <p>附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号） （施行期日） 第1条 2. 第17条第3項及び第5項の1号炉及び2号炉の復水貯蔵タンク水については、各号炉の復水貯蔵タンクの運用開始時点からそれぞれ適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から90日以内に施行する。</u></p> <p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和2年2月21日から施行する。</p> <p>2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については、増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第57条の図57、添付1（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については、増設雑固体廃棄物焼却設備の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付1（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号） （施行期日） 第1条 2. 第5条及び第42条の2については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成29年3月7日 原規規発第1703071号） （施行期日） 第1条 2. 第3条、第5条及び第42条の2については、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成28年12月27日 原規規発第1612276号） （施行期日） 第1条 2. 第40条の2における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。</p> <p>附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号） （施行期日） 第1条 2. 第17条第3項及び第4項の1号炉及び2号炉の復水貯蔵タンク水については、各号炉の復水貯蔵タンクの運用開始時点からそれぞれ適用する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前						変更後						変更理由
(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 (中略) 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (中略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 (中略) d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書 ①以下の文書						(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 (中略) 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (中略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 (中略) d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書 ①以下の文書						組織改編に伴う変更
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以外の関連条文	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第3条以外の関連条文	
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-37	原子力安全・統括部	第10条	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-37	原子力安全・統括部	第10条	
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	DA-24	プロジェクト計画部	第6条～第9条の3	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	DG-24	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3	
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	DB-18	廃炉推進室	—	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	QA-18	業務統括室	—	
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NH-30	原子力人財育成センター	第118条～第120条	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NH-30	原子力人財育成センター	第118条～第120条	
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	DA-51	プロジェクト計画部	第7条, 第11条の2, 第12条～第78条, 第84条, 第87条, 第94条, 第95条, 第120条, 第121条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	QI-51	建設・運用・保守センター	第7条, 第11条の2, 第12条～第78条, 第84条, 第87条, 第94条, 第95条, 第120条, 第121条	
		燃料管理基本マニュアル	DA-52	プロジェクト計画部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, 第103条, 第104条, 第120条			燃料管理基本マニュアル	QD-52	プール燃料取り出しプログラム部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, 第103条, 第104条, 第120条	
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	DA-54	プロジェクト計画部	第87条～第90条, 第120条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	QJ-54	防災・放射線センター	第87条～第90条, 第120条	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前						変更後						変更理由
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	第3条以外の 関連条文	組織改編に伴う変更
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	保守管理基本マニュアル	DA-55	プロジェクト計 画部	第90条, 第102条, 第107条, 第120条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	保守管理基本マニュアル	QI-55	建設・運用・保守 センター	第90条, 第102条, 第107条, 第120条	
6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5	放射線管理基本マニ ュアル	DA-53	プロジェクト計 画部	第92条～第99条, 第100条～ 第106条, 第120条	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5	放射線管理基本マニ ュアル	QJ-53	防災・放射線セ ンター	第92条～第99条, 第100条～ 第106条, 第120条	
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守及び安全文 化の醸成に係る活動基本 マニュアル（福島第一廃 炉推進カンパニー）	NI- Z09- 80	原子力安全・統 括部	第2条の2, 第2条の3	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守及び安全文 化の醸成に係る活動基本 マニュアル（福島第一廃 炉推進カンパニー）	NI- Z09- 80	原子力安全・統 括部	第2条の2, 第2条の3	
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	原子力災害対策基本マニ ュアル（福島第一廃炉推 進カンパニー）	NM-79	原子力運営管理 部	第108条～第117条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	原子力災害対策基本マニ ュアル（福島第一廃炉推 進カンパニー）	NM-79	原子力運営管理 部	第108条～第117条	
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション 基本マニュアル	DA-21	プロジェクト計 画部	—	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション 基本マニュアル	DF-21	プロジェクトマ ネジメント室	—	
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	DA-16	プロジェクト計 画部	—	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	QH-16	計画・設計セン ター	—	
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	DE-14	廃炉工事設計セ ンター	—	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	QH-14	計画・設計セン ター	—	
		原子燃料調達基本マニ ュアル	DA-15	プロジェクト計 画部	—			原子燃料調達基本マニ ュアル	QD-15	プール燃料取り 出しプログラム 部	—	
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニ ュアル	DA-13	プロジェクト計 画部	第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条～第44条, 第47条, 第49条～第54条, 第57条, 第60条, 第63条, 第81条, 第84条, 第107 条, 第107条の3, 第120条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニ ュアル	DG-13	廃炉安全・品質 室	第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条～第44条, 第47条, 第49条～第54条, 第57条, 第60条, 第63条, 第81条, 第84条, 第107 条, 第107条の3, 第120条	
8.2.4	8.2.4	運転管理基本マニュアル	DA-51	プロジェクト計 画部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条 ～第54条, 第58条, 第60 条, 第61条, 第67条, 第 84条, 第120条	8.2.4	8.2.4	運転管理基本マニュアル	QI-51	建設・運用・保守 センター	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条 ～第54条, 第58条, 第60 条, 第61条, 第67条, 第 84条, 第120条	

②発電所品質保証計画書
③要領, 要項, 手引等の手順書
④部門作成文書
⑤外部文書
⑥上記①②③④⑤で規定する記録

(中略)

②発電所品質保証計画書
③要領, 要項, 手引等の手順書
④部門作成文書
⑤外部文書
⑥上記①②③④⑤で規定する記録

(中略)

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「DB-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供 組織は、人的資源、特定原子力施設、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。</p> <p>(中略)</p> <p>6.3 特定原子力施設 組織は、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を「DA-55 保守管理基本マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を維持するためのインフラストラクチャーを関連するマニュアル等にて明確にし、維持する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスを計画し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理、緊急時の措置、関係法令の遵守及び安全文化醸成活動の各基本マニュアル（これらには廃止措置のプロセスを含む。）に定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「DA-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、特定原子力施設を対象として、「DA-16 設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「QA-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供 組織は、人的資源、特定原子力施設、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。</p> <p>(中略)</p> <p>6.3 特定原子力施設 組織は、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を「QI-55 保守管理基本マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を維持するためのインフラストラクチャーを関連するマニュアル等にて明確にし、維持する。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスを計画し、運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理、緊急時の措置、関係法令の遵守及び安全文化醸成活動の各基本マニュアル（これらには廃止措置のプロセスを含む。）に定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「DF-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、特定原子力施設を対象として、「QH-16 設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>7.4 調達 組織は、「DE-14 調達管理基本マニュアル」及び「DA-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (1) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。 (2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「DA-55 保守管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「DA-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「DA-13 検査及び試験基本マニュアル」及び「DA-51 運転管理基本マニュアル」に基づき、特定原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(中略)</p> <p>8.3 不適合管理 (1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「DA-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>7.4 調達 組織は、「QH-14 調達管理基本マニュアル」及び「QD-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理 (1) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。 (2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「QI-55 保守管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 評価及び改善 8.1 一般 (1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「DF-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2.4 検査及び試験 (1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「DG-13 検査及び試験基本マニュアル」及び「QI-51 運転管理基本マニュアル」に基づき、特定原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(中略)</p> <p>8.3 不適合管理 (1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「QI-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【本社】</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※4 ※※ → 所長</p>	<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者※3 ※※ → 所長</p> <p>※3：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>※※※</p> <p>↓</p> <p>ユニット所長 (放射線・環境統括)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護部 <ul style="list-style-type: none"> 保安総括グループ 放射線安全グループ 保健安全グループ 作業環境改善グループ 放射線管理グループ 環境化学部 <ul style="list-style-type: none"> 環境モニタリンググループ 環境管理グループ 分析評価グループ 固体廃棄物管理グループ 廃棄物計画グループ <p>ユニット所長 (炉設備統括)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～4号設備 運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 当直 運営総括グループ 運営設備グループ 作業管理グループ 燃料対策・ 冷却設備部 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却グループ 使用済燃料プール冷却グループ 燃料調査グループ 燃料設備グループ※³ 燃料管理グループ※³ 電気・ 通信基盤部 <ul style="list-style-type: none"> 電気設備保守グループ 設備電源グループ 所内電源グループ 配電・電路グループ 冷却・監視設備計装グループ 水処理・滞留水計装グループ 通信システムグループ※³ 5・6号/ 共通設備 保全部 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物設備グループ※³ 電気機器グループ※³ 計装設備グループ※³ <p>※※※</p>	<p>※※※</p> <p>↓</p> <p>建設・運用・保守センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用部 <ul style="list-style-type: none"> 1～4号当直 5・6号当直 水処理当直 運用支援グループ 水処理計画グループ 作業管理グループ 機械部 <ul style="list-style-type: none"> 保全計画グループ 1～6号機械設備グループ 共用機械設備グループ 地下水対策設備グループ 処理設備グループ 貯留設備グループ 電気・計装部 <ul style="list-style-type: none"> 電気設備保守グループ 電気設備建設グループ 燃料計装設備グループ 水処理計装設備グループ 土木部 <ul style="list-style-type: none"> 土木基盤設備グループ 土木水対策設備グループ 建築部 <ul style="list-style-type: none"> 建築設備保守グループ 建築設備建設グループ <p>防災・放射線センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線・環境部 <ul style="list-style-type: none"> 保安総括グループ 放射線防護グループ 放出・環境モニタリンググループ 分析評価グループ 固体廃棄物グループ 防災安全部 <ul style="list-style-type: none"> 労働安全・防火グループ 原子力防災グループ 防護管理グループ 	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">↓ ※※※※</p> <p>ユニット所長 (5・6号/ 共通設備統括)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5・6号/ 共通設備 運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 当直 運営グループ 作業管理グループ 5・6号/ 共通設備 保全部 <ul style="list-style-type: none"> 機械グループ 廃棄物設備グループ※3 電気機器グループ※3 計装設備グループ※3 燃料対策・ 冷却設備部 <ul style="list-style-type: none"> 燃料設備グループ※3 燃料管理グループ※3 電気・ 通信基盤部 <ul style="list-style-type: none"> 通信システムグループ※3 <p>ユニット所長 (水処理設備統括)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水処理 運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> 当直 水処理運営グループ 水処理計画グループ 水処理作業管理グループ 水処理設備部 <ul style="list-style-type: none"> 地下水対策グループ 処理設備グループ 貯留設備グループ <p>ユニット所長 (土木建築設備統括)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木部 <ul style="list-style-type: none"> 土木保全・総括グループ 廃棄物基盤グループ 港湾土木グループ トレンチ対策グループ 地下水調査グループ 貯留設備土木グループ 建築部 <ul style="list-style-type: none"> 建築保全・総括グループ 1号機建築グループ 2号機建築グループ 3号機建築グループ 建築水対策グループ 建築廃棄物対策グループ 建築総合工事グループ <p>※3：それぞれ1グループで1～6号炉を所管する。 ※4：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>DA-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、<u>廃炉推進室</u>、<u>プロジェクト計画部</u>、<u>廃炉工事設計センター</u>、<u>廃炉資材調達センター</u>、<u>原子力安全・統括部</u>、<u>原子力運営管理部</u>、<u>原子力人財育成センター</u>の長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) <u>廃炉推進室</u>は、<u>管理責任者を補佐し</u>、福島第一廃炉推進カンパニーにおける<u>要員</u>の計画、管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) プロジェクト計画部は、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに実施計画の策定及び見直しに関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 廃炉工事設計センターは、廃炉・汚染水処理に関わる設備の設計管理に関する業務（プロジェクト計画部所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(8) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（<u>プロジェクト計画部</u>所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 工事基盤整備グループは、安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。以下、本条において同じ。）のうち、廃炉プロジェクトの工程・レイアウト管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) 保全計画グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の設備診断（振動・赤外線等）、点検結果の評価及び原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(5) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(6) 資材契約グループは、調達に関する業務を行う。</u></p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>QI-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、<u>プロジェクトマネジメント室</u>、<u>廃炉安全・品質室</u>、<u>廃炉資材調達センター</u>、<u>原子力安全・統括部</u>、<u>原子力運営管理部</u>、<u>原子力人財育成センター</u>の長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) <u>プロジェクトマネジメント室</u>は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける<u>廃炉全体の中長期的な工程、人的資源</u>の計画、<u>実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分</u>に関する業務を行う。</p> <p><u>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（<u>プロジェクトマネジメント室</u>所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p><u>(2) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(3) 労務人事グループは、要員の計画・管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(7) 技術グループは、安全確保設備等並びに5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部及び5・6号／共通設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）の支援及び情報連絡並びに原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8) 安全管理グループは、保安管理及び原子炉安全の総括（安全評価を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(9) 改善推進グループは、不適合管理及び改善活動全般に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質保証グループは、品質保証体系の総括、品質の管理及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</p> <p>(12) 防災安全グループは、防災安全の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(13) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(14) 保安総括グループは、安全確保設備等のうち、放射線管理の総括、放射線防護に係る装備品の管理及び計測器の管理（環境モニタリンググループ、分析評価グループ、計装設備グループ及び冷却・監視設備計装グループが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(15) 放射線安全グループは、安全確保設備等のうち、出入管理及び放射線防護教育に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保健安全グループは、安全確保設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</p> <p>(17) 作業環境改善グループは、安全確保設備等のうち、構内施設（免震重要棟など）の放射線測定及び構内除染推進に関する業務を行う。</p> <p>(18) 放射線管理グループは、安全確保設備等の放射線管理に関する業務（作業環境改善グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(19) 環境モニタリンググループは、安全確保設備等のうち、環境化学、環境モニタリング及び廃棄物管理の総括、発電所内外の陸域・沖合海域のモニタリング（環境管理グループ所管業務を除く。）並びにモニタリングに関する設備の管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 環境管理グループは、安全確保設備等のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理並びに発電所内外の海域（港湾内、沿岸）のモニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(21) 分析評価グループは、安全確保設備等のうち、分析施設の運用管理、放射能・化学分析機器の管理、1～6号炉使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールの水質管理並びに分析・データ評価に関する業務を行う。</p> <p>(22) 固体廃棄物管理グループは、安全確保設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理及び固体廃棄物貯蔵庫管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 廃棄物計画グループは、安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物貯蔵庫、瓦礫類の一時保管施設及び減容施設に関する技術検討並びに当該廃棄物関連施設における廃棄物の処理計画及び運用方法の検討に関する業務を行う。また、放射性物質分析・研究施設第1棟及び大型機器除染設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 当直（1～4号設備運転管理部）は、安全確保設備等の運転、監視及び巡視点検に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務並びに運営設備グループ及び作業管理グループ（1～4号設備運転管理部）所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(25) 運営総括グループは、安全確保設備等の運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）を行う。</p> <p>(26) 運営設備グループは、安全確保設備等の管理用消耗品の管理、委託・工事管理及び設備管理に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）を行う。</p> <p>(27) 作業管理グループ（1～4号設備運転管理部）は、安全確保設備等の運転に関する業務（当直長（1～4号設備運転管理部）以外の各GMが運用する業務を除く。）のうち、保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 原子炉冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉注水設備（廃棄物設備グループ所管業務を除く。）、ほう酸水注入設備及び原子炉格納容器内窒素封入設備の保守管理並びに水貯蔵タンクの水質管理並びに原子炉冷却用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p>	<p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(29) <u>使用済燃料プール冷却グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器ガス管理設備及び使用済燃料プール冷却設備の保守管理並びに使用済燃料プールの水質管理並びに使用済燃料プール用消防車及びコンクリートポンプ車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(30) <u>燃料調査グループは、安全確保設備等のうち、原子炉格納容器の内部調査、原子炉格納容器の補修、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</u></p> <p>(31) <u>燃料設備グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの機械設備関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(32) <u>燃料管理グループは、1～6号炉使用済燃料プール、使用済燃料共用プール及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における燃料の管理（当直所管業務を除く。）並びに使用済燃料共用プール設備の復旧及び使用済燃料共用プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務並びに安全確保設備等の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>(33) <u>電気設備保守グループは、安全確保設備等のうち、電気設備（電気機器グループ所管業務を除く。）及び免震重要棟電気設備室内の電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理並びに電気設備の設備計画に関する業務を行う。</u></p> <p>(34) <u>設備電源グループは、安全確保設備等のうち、設備電源の新設及び増設工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(35) <u>所内電源グループは、安全確保設備等のうち、所内電源設備及び開閉所の新設及び増設工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(36) <u>配電・電路グループは、安全確保設備等のうち、構内配電線設備の新設、増設及び保守管理並びに電路設置に関する業務を行う。</u></p> <p>(37) <u>冷却・監視設備計装グループは、安全確保設備等のうち、冷却設備及び集中遠隔監視等に係る計装設備に関する業務を行う。</u></p> <p>(38) <u>水処理・滞留水計装グループは、安全確保設備等のうち、水処理設備等に係る計装設備に関する業務を行う。</u></p> <p>(39) <u>通信システムグループは、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(40) <u>当直（5・6号/共通設備運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務（運営グループ及び作業管理グループ（5・6号/共通設備運転管理部）所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</u></p> <p>(41) <u>運営グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに安全確保設備等のうち、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備の運用管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(42) <u>作業管理グループ（5・6号/共通設備運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(43) <u>機械グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち機械設備に係る保守管理並びに5・6号炉冷却用及び使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(44) <u>廃棄物設備グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備並びに廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの機械設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備、増設雑固体廃棄物焼却設備及び原子炉注水設備（ろ過水タンク及び純水タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(45) <u>電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、電気設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(46) <u>計装設備グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカのうち、計装設備に係る保守管理に関する業務並びに安全確保設備等のうち使用済燃料共用プール設備、雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備に係る計装設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(47) <u>当直（水処理運転管理部）は、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（汚染水処理設備、貯留設備及び関連設備）、サブドレン他水処理施設（土木設備を除く。）及び陸側遮水壁の運転、監視及び巡視点検に関する業務を行う。</u></p> <p>(48) <u>水処理運営グループは、水処理運営の総括及び手順書マニュアルに関する業務を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(49) <u>水処理計画グループは、安全確保設備等のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の計画に関する業務を行う。</u></p> <p>(50) <u>水処理作業管理グループは、安全確保設備等の運転に関する業務（当直長（水処理運転管理部）が運用する業務）のうち、保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(51) <u>地下水対策グループは、安全確保設備等のうち、滞留水移送装置及び陸側遮水壁（機械設備）の保守管理並びにサブドレン他水処理施設（土木・建築設備を除く。）の設置及び保守管理並びに油処理装置の設置、運転管理及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(52) <u>処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵及び廃棄物貯蔵施設の建設並びに汚染水処理設備の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(53) <u>貯留設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等の貯留設備の建設及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(54) <u>土木保全・総括グループは、構内共通土木設備及び5・6号炉（土木設備）の保守管理並びに廃炉に関わる土木関連業務を行う。</u></p> <p>(55) <u>廃棄物基盤グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処分関連設備の設置及び保守管理並びに造成工事、構内除染作業に関する業務を行う。</u></p> <p>(56) <u>港湾土木グループは、安全確保設備等のうち、海側汚染拡大防止対策及び5・6号炉海側設備に関わる土木工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(57) <u>トレンチ対策グループは、安全確保設備等のうち、トレンチの閉塞工事及び陸側汚染拡大防止対策に関する業務を行う。</u></p> <p>(58) <u>地下水調査グループは、地下水等モニタリング及び評価並びに安全確保設備等のうち、地下水流入抑制設備の設置及び保守管理に関する業務並びに地下水ドレン集水設備（土木設備）の設置、運転管理及び保守管理並びにサブドレン集水設備（土木設備）の設置及び保守管理並びに陸側遮水壁（土木設備）の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(59) <u>貯留設備土木グループは、安全確保設備等のうち、タンク（土木設備）の設置、運用及び保守管理並びに地下貯水槽の保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(60) <u>建築保全・総括グループは、安全確保設備等のうち、1～3号炉を除く建屋・建築設備の点検・保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(61) <u>1号機建築グループは、安全確保設備等のうち、1号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(62) <u>2号機建築グループは、安全確保設備等のうち、2号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務を行う。</u></p> <p>(63) <u>3号機建築グループは、安全確保設備等のうち、3号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの建築関係の工事に関する業務並びに建屋内瓦礫運搬に関する業務を行う。</u></p> <p>(64) <u>建築水対策グループは、安全確保設備等のうち、サブドレン集水設備（土木設備を除く。）の設置及び保守管理に関する業務並びに建屋地下水対策及び建屋津波対策に関する業務を行う。</u></p> <p>(65) <u>建築廃棄物対策グループは、安全確保設備等のうち、廃棄物処理保管関連建屋工事及び保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(66) <u>建築総合工事グループは、安全確保設備等のうち、他のグループに属さない建屋の建設及び既存建屋の復旧・整備工事に関する業務を行う。</u></p>	<p>(5) <u>汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>(7) 燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備、原子炉圧力容器・格納容器ほう酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備に係る設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(8) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに放射性物質分析・研究施設第1棟のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務（各プログラム部長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(11) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(12) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(13) 電気技術グループは、電気設備の設計に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 配電・電路グループは、構内配電線設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計装技術グループは、計装設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(16) 通信システムグループは、通信設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 土木基盤技術グループは、土木設備の設計に関する業務（土木水対策技術GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(18) 土木水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(19) 建築保守技術グループは、既設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(20) 建築建設技術グループは、新設建築設備に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(21) 1～4号当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備の運転管理に関する業務（1～4号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 5・6号当直は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設の運転管理に関する業務（5・6号当直長以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) 水処理当直は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備を除く。）の運転管理（運用支援GM、作業管理GM及び水処理計画GMが所管する業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(24) 運用支援グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）の運転管理のうち、マニュアル・手順書及び設備管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備）並びに大型機器除染設備の運用に関する業務を行う。</p>	組織改編に伴う変更

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>(25) 水処理計画グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等の運転管理のうち、汚染水及び滞留水の移送、処理及び貯留の運転計画に関する業務を行う。</p> <p>(26) 作業管理グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料共用プール設備、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設並びに大型機器除染設備の保守作業管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 保全計画グループは、保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(28) 1～6号機械設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理、水貯蔵タンク及び使用済燃料プールの水質管理に関する業務（1～6号機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（消防車）、使用済燃料プール設備（消防車及びコンクリートポンプ車）、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉冷却用並びに使用済燃料プール用消防車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(31) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(32) 貯留設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）の土木設備の保守管理、汚染水処理設備等（貯留設備の付帯設備）並びに雨水処理設備等の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 電気設備保守グループは、電気設備の保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務（配電・電路GM及び建築設備保守GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(34) 電気設備建設グループは、電気設備の建設・設置に関する業務（配電・電路GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(35) 燃料計装設備グループは、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（燃料計装設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(36) 水処理計装設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留する建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、油処理装置、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設、放射性物質分析・研究施設第1棟並びに大型機器除染設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 土木基盤設備グループは、土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（土木水対策設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(38) 土木水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備を除く。）、滞留水を貯留する建屋及びサブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び原子炉圧力容器・格納容器注水設備（処理水バッファタンク）、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設（サイトバンカ及び廃棄物集中処理建屋）に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（貯留設備）に係る土木設備の建設・設置及びサブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備）の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 建築設備保守グループは、建築設備の保守管理に関する業務（建築設備保守GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、その他安全確保設備等のうち、大型機器除染設備に係る電気設備の保守管理に関する業務を行う。</p>	組織改編に伴う変更

変更前	変更後	変更理由
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本社各部長（<u>廃炉推進室長</u>、<u>廃炉工事設計センター所長</u>、<u>廃炉資材調達センター所長</u>及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) <u>ユニット所長（放射線・環境統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) <u>ユニット所長（廃炉設備統括）</u>は、所長を補佐し、<u>第4条の定めのとおり</u>、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(4) <u>ユニット所長（5・6号/共通設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) <u>ユニット所長（水処理設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(6) <u>ユニット所長（土木建築設備統括）</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(7) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(8) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(9) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(40) <u>建築設備建設グループは、建築設備の建設・設置に関する業務（建築設備建設GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(41) <u>保安総括グループは、放射線管理のうち、放射線防護に係る装備品の管理、計測器の管理、放射線防護教育、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務（保安総括GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(42) <u>放射線防護グループは、放射線管理のうち、出入管理、個人線量管理及び構内施設（免震重要棟など）の放射線測定に関する業務を行う。</u></p> <p>(43) <u>放出・環境モニタリンググループは、放射線管理のうち、発電所内外の陸域・海域の環境モニタリング、放射性廃棄物管理のうち、液体廃棄物等の排水管理、1～4号炉等からの気体廃棄物の放出測定管理及び5・6号炉からの放射性気体廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(44) <u>分析評価グループは、分析施設の運用、放射能・化学分析機器の管理並びに放射性物質分析・研究施設第1棟の運用及び保守管理、分析・データ評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(45) <u>固体廃棄物グループは、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設における放射性廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(46) <u>労働安全・防火グループは、防災安全の総括並びに初期消火活動のための設備の運用及び体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(47) <u>原子力防災グループは、原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</u></p> <p>(48) <u>防護管理グループは、周辺監視区域並びに保全区域の管理及び設備の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) <u>プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また、第4条の定めのとおり、当該室が所管するグループの業務を統括管理する。</u></p> <p>(2) 本社各部長（<u>廃炉資材調達センター所長</u>及び原子力人財育成センター所長を含む。）は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) <u>業務統括室長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(4) <u>各プログラム部長</u>は、所長を補佐し、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(5) <u>計画・設計センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(6) <u>建設・運用・保守センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(7) <u>防災・放射線センター所長</u>は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、所管する各部の業務を統括管理する。</p> <p>(8) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(9) <u>本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー</u>（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(10) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(福島第一廃止措置保安委員会) 第6条 本所に福島第一廃止措置保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委員会にて審議し、確認する。 (1) 実施計画「Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備」本文に記載の基本設計の変更 (2) 実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の第1編及び第2編の変更 (3) 保安教育に関する事項 (4) その他保安委員会で定めた審議事項 3. 廃炉・汚染水対策最高責任者を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、<u>廃炉推進室長</u>、<u>プロジェクト計画部長</u>、<u>廃炉工事設計センター所長</u>、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子炉主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>(福島第一廃止措置保安委員会) 第6条 本所に福島第一廃止措置保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委員会にて審議し、確認する。 (1) 実施計画「Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備」本文に記載の基本設計の変更 (2) 実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の第1編及び第2編の変更 (3) 保安教育に関する事項 (4) その他保安委員会で定めた審議事項 3. 廃炉・汚染水対策最高責任者を委員長とする。 4. 保安委員会は、委員長、<u>プロジェクトマネジメント室長</u>、<u>廃炉安全・品質室長</u>、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子炉主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項 (2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (3) 運転管理に関する事項 (4) 燃料管理に関する事項 (5) 放射性廃棄物管理に関する事項 (6) 放射線管理に関する事項 (7) 保守管理に関する事項 (8) 原子炉施設の改造に関する事項 (9) 緊急時における運転操作に関する事項 (10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、<u>技術・品質安全部長</u>、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項 (2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (3) 運転管理に関する事項 (4) 燃料管理に関する事項 (5) 放射性廃棄物管理に関する事項 (6) 放射線管理に関する事項 (7) 保守管理に関する事項 (8) 原子炉施設の改造に関する事項 (9) 緊急時における運転操作に関する事項 (10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、<u>廃炉安全・品質室長</u>、<u>計画・設計センター所長</u>、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(原子炉主任技術者の選任) 第8条 廃炉・汚染水対策最高責任者は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。 4. 1号炉から6号炉の原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。 5. 第4項以外の原子炉主任技術者については、副所長又は技術・品質安全部、放射線防護部、環境化学部若しくは防災安全部の職務を兼務できる。 6. 第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と副所長又は技術・品質安全部、放射線防護部、環境化学部若しくは防災安全部の職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、副所長又は技術・品質安全部、放射線防護部、環境化学部若しくは防災安全部の職務については、上位職の者が実施する。 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任) 第8条 廃炉・汚染水対策最高責任者は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。 4. 1号炉から6号炉の原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。 5. 第4項以外の原子炉主任技術者については、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務を兼務できる。 6. 第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務については、上位職の者が実施する。 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																				
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「DA-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。 (2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。 (8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。 2. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="166 793 1225 1276"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第78条(異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第82条(燃料取替実施計画)</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第92条(管理対象区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第92条の2(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条(所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	条文	内容	第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画	第92条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第92条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「DG-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。 (2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。 (8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。 2. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="1389 793 2448 1276"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第78条(異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第82条(燃料取替実施計画)</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第92条(管理対象区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第92条の2(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条(所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	条文	内容	第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画	第92条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第92条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	<p>組織改編に伴う変更</p>
条文	内容																																					
第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																																					
第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																					
第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画																																					
第92条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除																																					
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除																																					
第92条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																																					
	第7項に定める管理区域の設定及び解除																																					
第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																																					
第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																					
条文	内容																																					
第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																																					
第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																					
第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画																																					
第92条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除																																					
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除																																					
第92条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																																					
	第7項に定める管理区域の設定及び解除																																					
第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																																					
第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																					

変更前	変更後	変更理由
<p>(原子炉施設の定期的な評価) 第10条 機械GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。 (1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 2. 組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>	<p>(原子炉施設の定期的な評価) 第10条 1～6号機械設備GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各プログラム部長及び各GMは、以下の事項を実施する。 (1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 2. 組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																
<p>(構成及び定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。 2. 第3節(第72条～第75条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項: 運転上の制限 (2) 第2項: 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項: 運転上の制限を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置</p> <p>※1: 運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各GMが判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各GMが判断した場合</p> <p>表11^{※2}</p> <table border="1" data-bbox="106 758 1169 1104"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>運転</th> <th>起動</th> <th>高温停止</th> <th>冷温停止</th> <th>燃料交換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉モード スイッチの位置</td> <td>運転</td> <td>起動</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 締付ボルトの状態</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>1本以上ボルトが緩められている</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td></td> <td></td> <td>100℃ 以上</td> <td>100℃ 未満</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 第69条、第70条及び第71条の適用時は当該条文による。</p> <p>(省略)</p>	原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換	原子炉モード スイッチの位置	運転	起動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上ボルトが緩められている	原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満		<p>(構成及び定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。 2. 第3節(第72条～第75条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第1項: 運転上の制限 (2) 第2項: 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項: 運転上の制限を満足していないと判断した場合^{※1}に要求される措置</p> <p>※1: 運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各プログラム部長及び各GMが判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各プログラム部長及び各GMが判断した場合</p> <p>表11^{※2}</p> <table border="1" data-bbox="1326 758 2389 1104"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>運転</th> <th>起動</th> <th>高温停止</th> <th>冷温停止</th> <th>燃料交換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉モード スイッチの位置</td> <td>運転</td> <td>起動</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> <td>燃料取替 又は 停止</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 締付ボルトの状態</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>全ボルト 締付</td> <td>1本以上ボルトが緩められている</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td></td> <td></td> <td>100℃ 以上</td> <td>100℃ 未満</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 第69条、第70条及び第71条の適用時は当該条文による。</p> <p>(省略)</p>	原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換	原子炉モード スイッチの位置	運転	起動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上ボルトが緩められている	原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満		<p>組織改編に伴う変更</p>
原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換																																													
原子炉モード スイッチの位置	運転	起動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止																																													
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上ボルトが緩められている																																													
原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満																																														
原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換																																													
原子炉モード スイッチの位置	運転	起動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止																																													
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1本以上ボルトが緩められている																																													
原子炉冷却材温度			100℃ 以上	100℃ 未満																																														

変更前	変更後	変更理由																																
<p>(原子炉の運転員の確保) 第12条 5・6号/共通設備運転管理部長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 5・6号/共通設備運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 5・6号/共通設備運転管理部長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="166 722 893 1014"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>5/6号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合※1</td> <td>5名以上</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合※2</td> <td>3名以上</td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="166 1047 893 1360"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>5/6号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合※1</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合※2</td> <td>2名以上</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉1基以上が該当する場合 ※2：原子炉が2基とも該当する場合</p>	中央制御室名	5/6号炉	原子炉の状態		運転、起動、高温停止の場合※1	5名以上	冷温停止、燃料交換の場合※2	3名以上	中央制御室名	5/6号炉	原子炉の状態		運転、起動、高温停止の場合※1	3名以上	冷温停止、燃料交換の場合※2	2名以上	<p>(原子炉の運転員の確保) 第12条 運用部長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 運用部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 運用部長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。</p> <p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="1386 722 2113 1014"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>5/6号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合※1</td> <td>5名以上</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合※2</td> <td>3名以上</td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="1386 1047 2113 1360"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>5/6号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合※1</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合※2</td> <td>2名以上</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉1基以上が該当する場合 ※2：原子炉が2基とも該当する場合</p>	中央制御室名	5/6号炉	原子炉の状態		運転、起動、高温停止の場合※1	5名以上	冷温停止、燃料交換の場合※2	3名以上	中央制御室名	5/6号炉	原子炉の状態		運転、起動、高温停止の場合※1	3名以上	冷温停止、燃料交換の場合※2	2名以上	<p>組織改編に伴う変更</p>
中央制御室名	5/6号炉																																	
原子炉の状態																																		
運転、起動、高温停止の場合※1	5名以上																																	
冷温停止、燃料交換の場合※2	3名以上																																	
中央制御室名	5/6号炉																																	
原子炉の状態																																		
運転、起動、高温停止の場合※1	3名以上																																	
冷温停止、燃料交換の場合※2	2名以上																																	
中央制御室名	5/6号炉																																	
原子炉の状態																																		
運転、起動、高温停止の場合※1	5名以上																																	
冷温停止、燃料交換の場合※2	3名以上																																	
中央制御室名	5/6号炉																																	
原子炉の状態																																		
運転、起動、高温停止の場合※1	3名以上																																	
冷温停止、燃料交換の場合※2	2名以上																																	

変更前	変更後	変更理由
<p>(巡視点検) 第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第94条の2第1項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設及び設備のうち、第107条に基づく特別な保全計画に定められ、復旧が終了したものについて点検を行う。ただし、水没箇所等の巡視困難な箇所を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設 <p>2. 当直長は、「DA-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部の関連パラメータの監視及び第94条の2第1項で定める区域の巡視を行う。</p>	<p>(巡視点検) 第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第94条の2第1項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設及び設備のうち、第107条に基づく特別な保全計画に定められ、復旧が終了したものについて点検を行う。ただし、水没箇所等の巡視困難な箇所を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設 <p>2. 当直長は、「QI-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部の関連パラメータの監視及び第94条の2第1項で定める区域の巡視を行う。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(マニュアルの作成) 第14条 運営GMは、次の各号に掲げる当直長又は運営GMが実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の操作に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定例試験に関する事項 	<p>(マニュアルの作成) 第14条 運用支援GMは、次の各号に掲げる当直長又は運用支援GMが実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の操作に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定例試験に関する事項 	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由												
<p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (1) 震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。 2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) 防災安全GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を免震重要棟緊急時対策所及び新事務本館緊急時対策室に設置する^{※2}。 (2) 防災安全GMは、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3) 防災安全GMは、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。 (4) 当直長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。 (5) 各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後発電所内^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (6) 防災安全GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>表17</p> <table border="1" data-bbox="160 961 1092 1100"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、5・6号/共通設備運転管理部長に報告する。5・6号/共通設備運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。 ※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 ※3：重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する構築物、系統及び機器とする。 ※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※5：化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上	<p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条 各プログラム部長及び各GMは、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (1) 震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。 2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。 (1) 労働安全・防火GMは、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を免震重要棟緊急時対策所及び新事務本館緊急時対策室に設置する^{※2}。 (2) 労働安全・防火GMは、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3) 労働安全・防火GMは、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。 (4) 当直長は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。 (5) 各プログラム部長及び各GMは、震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は、地震終了後発電所内^{※3}の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (6) 労働安全・防火GMは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>表17</p> <table border="1" data-bbox="1389 961 2320 1100"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※4}</td> <td>1台^{※5}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 当直長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、運用部長に報告する。運用部長は、所長、原子炉主任技術者及び各プログラム部長及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。 ※2：専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。 ※3：重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する構築物、系統及び機器とする。 ※4：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※5：化学消防自動車が、点検又は故障の場合には、※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}	泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上	<p>組織改編に伴う変更</p>
設備	数量													
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}													
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上													
設備	数量													
化学消防自動車 ^{※4}	1台 ^{※5}													
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上													

変更前	変更後	変更理由								
<p>(停止余裕) 第19条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、停止余裕は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の検査を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) <u>燃料管理GM</u>は、燃料取替終了後、停止余裕の検査を $0.38\% \Delta k / k^{*1}$ の反応度補正をした状態で実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表19-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒及び燃料の製作公差並びに計算誤差を考慮した値。</p> <p>表19-1</p> <table border="1" data-bbox="201 758 1190 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止余裕</td> <td>挿入可能な制御棒のうち最大反応度値の制御棒1本が挿入されない場合でも、原子炉を常に冷温で臨界未満にできること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	停止余裕	挿入可能な制御棒のうち最大反応度値の制御棒1本が挿入されない場合でも、原子炉を常に冷温で臨界未満にできること	<p>(停止余裕) 第19条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、停止余裕は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の検査を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、燃料取替終了後、停止余裕の検査を $0.38\% \Delta k / k^{*1}$ の反応度補正をした状態で実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表19-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒及び燃料の製作公差並びに計算誤差を考慮した値。</p> <p>表19-1</p> <table border="1" data-bbox="1427 758 2415 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>停止余裕</td> <td>挿入可能な制御棒のうち最大反応度値の制御棒1本が挿入されない場合でも、原子炉を常に冷温で臨界未満にできること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	停止余裕	挿入可能な制御棒のうち最大反応度値の制御棒1本が挿入されない場合でも、原子炉を常に冷温で臨界未満にできること	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
停止余裕	挿入可能な制御棒のうち最大反応度値の制御棒1本が挿入されない場合でも、原子炉を常に冷温で臨界未満にできること									
項目	運転上の制限									
停止余裕	挿入可能な制御棒のうち最大反応度値の制御棒1本が挿入されない場合でも、原子炉を常に冷温で臨界未満にできること									

変更前	変更後	変更理由																										
<p>(反応度監視) 第20条 原子炉の状態が運転において、反応度の予測値と監視値の差^{*1}は、表20-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 反応度の予測値と監視値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 燃料管理GMは、燃料取替後の原子炉起動操作^{*2}終了から3日間以内に1回反応度の予測値と監視値の差を評価する。 (2) 燃料管理GMは、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が1,000MW d/tに1回反応度の予測値と監視値の差を評価する。</p> <p>3. 燃料管理GMが、反応度の予測値と監視値の差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、燃料管理GM及び当直長は、表20-2の措置を講じる。</p> <p>※1：反応度の予測値と監視値の差を評価する手段としては、制御棒密度の予測値と監視値の差を用いる。このとき、制御棒密度には24ポジション以上に引き抜かれている制御棒は含まない。 ※2：原子炉起動操作とは、原子炉起動に関する制御棒操作及び出力変化を伴う炉心流量操作のことをいう。</p> <p>表20-1</p> <table border="1" data-bbox="201 961 1184 1035"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反応度の予測値と監視値の差</td> <td>±1% Δk/k以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>表20-2</p> <table border="1" data-bbox="160 1102 1225 1459"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料管理GMが、反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 燃料管理GMは、反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を当直長に通知する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 燃料管理GMが運転継続を許容できないと判断した場合</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	反応度の予測値と監視値の差	±1% Δk/k以内	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料管理GM が、反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料管理GM は、反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を当直長に通知する。	3日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 燃料管理GM が運転継続を許容できないと判断した場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	<p>(反応度監視) 第20条 原子炉の状態が運転において、反応度の予測値と監視値の差^{*1}は、表20-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 反応度の予測値と監視値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) プール燃料取り出しプログラム部長は、燃料取替後の原子炉起動操作^{*2}終了から3日間以内に1回反応度の予測値と監視値の差を評価する。 (2) プール燃料取り出しプログラム部長は、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が1,000MW d/tに1回反応度の予測値と監視値の差を評価する。</p> <p>3. プール燃料取り出しプログラム部長が、反応度の予測値と監視値の差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、プール燃料取り出しプログラム部長及び当直長は、表20-2の措置を講じる。</p> <p>※1：反応度の予測値と監視値の差を評価する手段としては、制御棒密度の予測値と監視値の差を用いる。このとき、制御棒密度には24ポジション以上に引き抜かれている制御棒は含まない。 ※2：原子炉起動操作とは、原子炉起動に関する制御棒操作及び出力変化を伴う炉心流量操作のことをいう。</p> <p>表20-1</p> <table border="1" data-bbox="1427 961 2410 1035"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反応度の予測値と監視値の差</td> <td>±1% Δk/k以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>表20-2</p> <table border="1" data-bbox="1386 1102 2451 1522"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. プール燃料取り出しプログラム部長が、反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. プール燃料取り出しプログラム部長は、反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を当直長に通知する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は プール燃料取り出しプログラム部長が運転継続を許容できないと判断した場合</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	反応度の予測値と監視値の差	±1% Δk/k以内	条件	要求される措置	完了時間	A. プール燃料取り出しプログラム部長 が、反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. プール燃料取り出しプログラム部長 は、反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を当直長に通知する。	3日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は プール燃料取り出しプログラム部長 が運転継続を許容できないと判断した場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																											
反応度の予測値と監視値の差	±1% Δk/k以内																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 燃料管理GM が、反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 燃料管理GM は、反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を当直長に通知する。	3日間																										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 燃料管理GM が運転継続を許容できないと判断した場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間																										
項目	運転上の制限																											
反応度の予測値と監視値の差	±1% Δk/k以内																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. プール燃料取り出しプログラム部長 が、反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. プール燃料取り出しプログラム部長 は、反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い、運転継続を許容できるか判断し、その結果を当直長に通知する。	3日間																										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は プール燃料取り出しプログラム部長 が運転継続を許容できないと判断した場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間																										

変更前	変更後	変更理由																																
<p>(制御棒の動作確認) 第21条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒は表21-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、全挿入位置の制御棒及び引抜制御棒1本だけが動作不能^{*1}の場合を除く。</p> <p>2. 制御棒が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、全制御棒の位置を24時間に1回確認する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、1ノッチの挿入・引抜が可能であることを1ヶ月に1回確認する。ただし、全挿入位置の制御棒、動作不能となった制御棒及びスタックした制御棒を除く。また、他の条文中で制御棒の操作を禁止された場合も除く。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒を全引抜位置にする毎に、制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認する。</p> <p>3. 当直長は、制御棒が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該制御棒がスタック又は動作不能かを速やかに判断し、表21-2-1又は表21-2-2の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>表21-2-1 (制御棒がスタックした場合)</p> <table border="1" data-bbox="92 856 1199 1409"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 引抜制御棒が1本スタックした場合</td> <td>A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>A2. 燃料管理GMは停止余裕を評価し、その結果を当直長に通知する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して1ノッチの挿入・引抜が可能であることを確認する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 引抜制御棒が2本以上スタックした場合</td> <td>B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2. 高温停止にする。</td> <td>2時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 引抜制御棒が1本スタックした場合	A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。	2時間	A2. 燃料管理GM は停止余裕を評価し、その結果を当直長に通知する。	3日間	及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して1ノッチの挿入・引抜が可能であることを確認する。	24時間	B. 引抜制御棒が2本以上スタックした場合	B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2. 高温停止にする。	2時間 24時間	C. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p>(制御棒の動作確認) 第21条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒は表21-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、全挿入位置の制御棒及び引抜制御棒1本だけが動作不能^{*1}の場合を除く。</p> <p>2. 制御棒が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、全制御棒の位置を24時間に1回確認する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、1ノッチの挿入・引抜が可能であることを1ヶ月に1回確認する。ただし、全挿入位置の制御棒、動作不能となった制御棒及びスタックした制御棒を除く。また、他の条文中で制御棒の操作を禁止された場合も除く。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒を全引抜位置にする毎に、制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認する。</p> <p>3. 当直長は、制御棒が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該制御棒がスタック又は動作不能かを速やかに判断し、表21-2-1又は表21-2-2の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>表21-2-1 (制御棒がスタックした場合)</p> <table border="1" data-bbox="1311 856 2418 1409"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A. 引抜制御棒が1本スタックした場合</td> <td>A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>A2. プール燃料取り出しプログラム部長は停止余裕を評価し、その結果を当直長に通知する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して1ノッチの挿入・引抜が可能であることを確認する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 引抜制御棒が2本以上スタックした場合</td> <td>B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2. 高温停止にする。</td> <td>2時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 引抜制御棒が1本スタックした場合	A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。	2時間	A2. プール燃料取り出しプログラム部長 は停止余裕を評価し、その結果を当直長に通知する。	3日間	及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して1ノッチの挿入・引抜が可能であることを確認する。	24時間	B. 引抜制御棒が2本以上スタックした場合	B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2. 高温停止にする。	2時間 24時間	C. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p>組織改編に伴う変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間																																
A. 引抜制御棒が1本スタックした場合	A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。	2時間																																
	A2. 燃料管理GM は停止余裕を評価し、その結果を当直長に通知する。	3日間																																
	及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して1ノッチの挿入・引抜が可能であることを確認する。	24時間																																
B. 引抜制御棒が2本以上スタックした場合	B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2. 高温停止にする。	2時間 24時間																																
C. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																
条 件	要求される措置	完了時間																																
A. 引抜制御棒が1本スタックした場合	A1. 当該制御棒駆動機構を除外する。	2時間																																
	A2. プール燃料取り出しプログラム部長 は停止余裕を評価し、その結果を当直長に通知する。	3日間																																
	及び A3. 当該制御棒以外の引抜制御棒に対して1ノッチの挿入・引抜が可能であることを確認する。	24時間																																
B. 引抜制御棒が2本以上スタックした場合	B1. 当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2. 高温停止にする。	2時間 24時間																																
C. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																

変更前	変更後	変更理由																																																				
<p>(制御棒のスクラム機能) 第22条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2. 制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 燃料管理GMは、定検停止時に制御棒駆動水圧系の検査で、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除き、制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを1週間に1回確認する。また、当直長は、必要に応じて制御棒スクラムアキュムレータの充填を行う。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒が発生した場合は、他の制御棒のスクラム時間の平均値が表22-2に定める値であることを管理的手段により確認する。</p> <p>3. 当直長は、制御棒のスクラム機能が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表22-3の措置を講じる。</p> <p>表22-1</p> <table border="1" data-bbox="151 892 1071 966"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒のスクラム機能</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表22-2</p> <table border="1" data-bbox="151 1035 1118 1186"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)</td> <td>3.5秒以下</td> </tr> <tr> <td>制御棒スクラムアキュムレータの圧力</td> <td>6.5MP a [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表22-3</p> <table border="1" data-bbox="112 1255 1169 1690"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 制御棒スクラムアキュムレータ1基の圧力が表22-2を満足しない場合</td> <td>A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>又は A2. 当該制御棒を全挿入する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 制御棒スクラムアキュムレータ2基以上の圧力が表22-2を満足しない場合</td> <td>B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>又は B2. 当該制御棒を全挿入する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	制御棒のスクラム機能	動作可能であること	項目	判定値	全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5秒以下	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.5MP a [gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒スクラムアキュムレータ1基の圧力が表22-2を満足しない場合	A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。	8時間	又は A2. 当該制御棒を全挿入する。	8時間	B. 制御棒スクラムアキュムレータ2基以上の圧力が表22-2を満足しない場合	B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。	1時間	又は B2. 当該制御棒を全挿入する。	1時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。	1時間	<p>(制御棒のスクラム機能) 第22条 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2. 制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) プール燃料取り出しプログラム部長は、定検停止時に制御棒駆動水圧系の検査で、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除き、制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表22-2に定める値であることを1週間に1回確認する。また、当直長は、必要に応じて制御棒スクラムアキュムレータの充填を行う。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒駆動機構を除外した制御棒が発生した場合は、他の制御棒のスクラム時間の平均値が表22-2に定める値であることを管理的手段により確認する。</p> <p>3. 当直長は、制御棒のスクラム機能が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表22-3の措置を講じる。</p> <p>表22-1</p> <table border="1" data-bbox="1377 892 2297 966"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒のスクラム機能</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表22-2</p> <table border="1" data-bbox="1377 1035 2344 1186"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)</td> <td>3.5秒以下</td> </tr> <tr> <td>制御棒スクラムアキュムレータの圧力</td> <td>6.5MP a [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表22-3</p> <table border="1" data-bbox="1338 1255 2395 1690"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 制御棒スクラムアキュムレータ1基の圧力が表22-2を満足しない場合</td> <td>A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>又は A2. 当該制御棒を全挿入する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 制御棒スクラムアキュムレータ2基以上の圧力が表22-2を満足しない場合</td> <td>B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>又は B2. 当該制御棒を全挿入する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	制御棒のスクラム機能	動作可能であること	項目	判定値	全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5秒以下	制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.5MP a [gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒スクラムアキュムレータ1基の圧力が表22-2を満足しない場合	A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。	8時間	又は A2. 当該制御棒を全挿入する。	8時間	B. 制御棒スクラムアキュムレータ2基以上の圧力が表22-2を満足しない場合	B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。	1時間	又は B2. 当該制御棒を全挿入する。	1時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。	1時間	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																																					
制御棒のスクラム機能	動作可能であること																																																					
項目	判定値																																																					
全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5秒以下																																																					
制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.5MP a [gage]以上																																																					
条件	要求される措置	完了時間																																																				
A. 制御棒スクラムアキュムレータ1基の圧力が表22-2を満足しない場合	A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。	8時間																																																				
	又は A2. 当該制御棒を全挿入する。	8時間																																																				
B. 制御棒スクラムアキュムレータ2基以上の圧力が表22-2を満足しない場合	B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。	1時間																																																				
	又は B2. 当該制御棒を全挿入する。	1時間																																																				
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。	1時間																																																				
項目	運転上の制限																																																					
制御棒のスクラム機能	動作可能であること																																																					
項目	判定値																																																					
全制御棒のスクラム時間の平均値 (90%挿入)	3.5秒以下																																																					
制御棒スクラムアキュムレータの圧力	6.5MP a [gage]以上																																																					
条件	要求される措置	完了時間																																																				
A. 制御棒スクラムアキュムレータ1基の圧力が表22-2を満足しない場合	A1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。	8時間																																																				
	又は A2. 当該制御棒を全挿入する。	8時間																																																				
B. 制御棒スクラムアキュムレータ2基以上の圧力が表22-2を満足しない場合	B1. 当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表22-2に定める値に復旧する。	1時間																																																				
	又は B2. 当該制御棒を全挿入する。	1時間																																																				
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当該制御棒がスタックしたとみなす。	1時間																																																				

変更前	変更後	変更理由																																												
<p>(制御棒の操作) 第23条 原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合、制御棒の操作は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒の操作が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 燃料管理GMは、原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合における制御棒操作に先立ち、制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合、制御棒価値ミニマイザを使用して、制御棒の操作を行う。なお、制御棒価値ミニマイザが使用不可能な場合は、制御棒操作手順に従って操作されていることを確認するため、制御棒の操作を行う運転員の他に少なくとも1名の運転員を配置して、制御棒の操作を行う。さらに、制御棒の操作の都度、制御棒操作手順に定める位置に適合させるように制御棒の操作を行うが、制御棒操作手順に定める位置にないことを確認した場合は、速やかに当該制御棒を制御棒操作手順に定める位置に適合させる。</p> <p>3. 当直長は、制御棒の操作が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表23-2の措置を講じる。</p> <p>表23-1</p> <table border="1" data-bbox="160 926 1228 999"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒の操作</td> <td>あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表23-2</p> <table border="1" data-bbox="106 1068 1169 1591"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1本以上8本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合</td> <td>A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。^{※1}</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。</td> <td>3時間 4時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>D. 9本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合</td> <td>D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。^{※2}</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>E. 条件Dで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E1. 原子炉をスクラムさせる。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては、制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を除いて、制御棒の引き抜きを行ってはならない。 ※2：制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては、制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を含めて、制御棒の引き抜きを行ってはならない。</p>	項目	運転上の制限	制御棒の操作	あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1本以上8本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※1}	8時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	3時間 4時間	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	D. 9本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※2}	1時間	E. 条件Dで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 原子炉をスクラムさせる。	速やかに	<p>(制御棒の操作) 第23条 原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合、制御棒の操作は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒の操作が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) プール燃料取り出しプログラム部長は、原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合における制御棒操作に先立ち、制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合、制御棒価値ミニマイザを使用して、制御棒の操作を行う。なお、制御棒価値ミニマイザが使用不可能な場合は、制御棒操作手順に従って操作されていることを確認するため、制御棒の操作を行う運転員の他に少なくとも1名の運転員を配置して、制御棒の操作を行う。さらに、制御棒の操作の都度、制御棒操作手順に定める位置に適合させるように制御棒の操作を行うが、制御棒操作手順に定める位置にないことを確認した場合は、速やかに当該制御棒を制御棒操作手順に定める位置に適合させる。</p> <p>3. 当直長は、制御棒の操作が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表23-2の措置を講じる。</p> <p>表23-1</p> <table border="1" data-bbox="1383 926 2451 999"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒の操作</td> <td>あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表23-2</p> <table border="1" data-bbox="1332 1068 2395 1591"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1本以上8本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合</td> <td>A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。^{※1}</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。</td> <td>3時間 4時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>D. 9本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合</td> <td>D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。^{※2}</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>E. 条件Dで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E1. 原子炉をスクラムさせる。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては、制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を除いて、制御棒の引き抜きを行ってはならない。 ※2：制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては、制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を含めて、制御棒の引き抜きを行ってはならない。</p>	項目	運転上の制限	制御棒の操作	あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること	条件	要求される措置	完了時間	A. 1本以上8本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※1}	8時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	3時間 4時間	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	D. 9本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※2}	1時間	E. 条件Dで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 原子炉をスクラムさせる。	速やかに	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																													
制御棒の操作	あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること																																													
条件	要求される措置	完了時間																																												
A. 1本以上8本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※1}	8時間																																												
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	3時間 4時間																																												
C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																												
D. 9本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※2}	1時間																																												
E. 条件Dで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 原子炉をスクラムさせる。	速やかに																																												
項目	運転上の制限																																													
制御棒の操作	あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること																																													
条件	要求される措置	完了時間																																												
A. 1本以上8本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※1}	8時間																																												
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。	3時間 4時間																																												
C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																												
D. 9本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合	D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。 ^{※2}	1時間																																												
E. 条件Dで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 原子炉をスクラムさせる。	速やかに																																												

変更前	変更後	変更理由																																												
<p>(ほう酸水注入系) 第24条 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1}（6号炉のみ）が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 (3) 分析評価GMは、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。 (4) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 2の範囲内にあることを毎日1回確認する。 (5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であることを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>3. 当直長は、ほう酸水注入系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁（6号炉のみ）並びにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管及びほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。</p> <p>表24-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1129 1077 1270"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入系</td> <td>(1) 1系列^{※2}が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：1系列とは、ポンプ1台及び必要な弁並びに主要配管をいう。</p> <p>表24-2</p> <table border="1" data-bbox="112 1375 1166 1516"> <thead> <tr> <th>項目 (ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉</td> <td>9.14MP a [gage]以上</td> </tr> <tr> <td>6号炉</td> <td>8.43MP a [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表24-3</p> <table border="1" data-bbox="112 1585 1166 1837"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 図24-2の範囲内でない場合</td> <td>A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図24-1, 図24-2の範囲内に復旧する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>B. ほう酸水注入系が動作不能の場合</td> <td>B1. ほう酸水注入系を復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入系	(1) 1系列 ^{※2} が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること	項目 (ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)	判定値	5号炉	9.14MP a [gage]以上	6号炉	8.43MP a [gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 図24-2の範囲内でない場合	A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図24-1, 図24-2の範囲内に復旧する。	3日間	B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B1. ほう酸水注入系を復旧する。	8時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p>(ほう酸水注入系) 第24条 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1}（6号炉のみ）が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 (3) 分析評価GMは、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。 (4) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 2の範囲内にあることを毎日1回確認する。 (5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であることを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>3. 当直長は、ほう酸水注入系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁（6号炉のみ）並びにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するためのほう酸水貯蔵タンクからほう酸水注入ポンプまでの吸込配管及びほう酸水注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。</p> <p>表24-1</p> <table border="1" data-bbox="1389 1129 2294 1270"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入系</td> <td>(1) 1系列^{※2}が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：1系列とは、ポンプ1台及び必要な弁並びに主要配管をいう。</p> <p>表24-2</p> <table border="1" data-bbox="1329 1375 2383 1516"> <thead> <tr> <th>項目 (ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉</td> <td>9.14MP a [gage]以上</td> </tr> <tr> <td>6号炉</td> <td>8.43MP a [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表24-3</p> <table border="1" data-bbox="1329 1585 2383 1837"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 図24-2の範囲内でない場合</td> <td>A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図24-1, 図24-2の範囲内に復旧する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>B. ほう酸水注入系が動作不能の場合</td> <td>B1. ほう酸水注入系を復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入系	(1) 1系列 ^{※2} が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること	項目 (ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)	判定値	5号炉	9.14MP a [gage]以上	6号炉	8.43MP a [gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 図24-2の範囲内でない場合	A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図24-1, 図24-2の範囲内に復旧する。	3日間	B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B1. ほう酸水注入系を復旧する。	8時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																													
ほう酸水注入系	(1) 1系列 ^{※2} が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること																																													
項目 (ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)	判定値																																													
5号炉	9.14MP a [gage]以上																																													
6号炉	8.43MP a [gage]以上																																													
条件	要求される措置	完了時間																																												
A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 図24-2の範囲内でない場合	A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図24-1, 図24-2の範囲内に復旧する。	3日間																																												
B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B1. ほう酸水注入系を復旧する。	8時間																																												
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																												
項目	運転上の制限																																													
ほう酸水注入系	(1) 1系列 ^{※2} が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水の量が確保されていること																																													
項目 (ほう酸水注入ポンプ吐出圧力)	判定値																																													
5号炉	9.14MP a [gage]以上																																													
6号炉	8.43MP a [gage]以上																																													
条件	要求される措置	完了時間																																												
A. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度が図24-1, 図24-2の範囲内でない場合	A1. ほう酸水貯蔵タンクの水位及び温度を図24-1, 図24-2の範囲内に復旧する。	3日間																																												
B. ほう酸水注入系が動作不能の場合	B1. ほう酸水注入系を復旧する。	8時間																																												
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																												

変更前	変更後	変更理由																				
<p>(原子炉熱出力及び炉心流量) 第26条 原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉熱出力及び炉心流量が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉熱出力30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量が図26に定める運転範囲にあることを24時間に1回確認する。 (2) 燃料管理GMは、定格熱出力一定運転にあたり、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、当直長に通知する。当直長は、定格熱出力一定運転において、原子炉熱出力の瞬時値^{※1}及び1時間平均値^{※2}が原子炉熱出力100%以下であることを1時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉熱出力及び炉心流量が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表26-2の措置を講じる。</p> <p>表26-1</p> <table border="1" data-bbox="172 793 1023 898"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力及び炉心流量</td> <td>図26に定める運転範囲にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表26-2</p> <table border="1" data-bbox="112 968 1169 1073"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 運転範囲内に復旧する措置^{※3}を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：瞬時値とは、計算機により算出される1分値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。瞬時値は原子炉熱出力のゆらぎを考慮し、原子炉熱出力100%に対して1%未満の超過の場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※2：1時間平均値とは、計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。 ※3：原子炉熱出力を30%未満にすることを含む。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力及び炉心流量	図26に定める運転範囲にあること	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転範囲内に復旧する措置 ^{※3} を開始する。	速やかに	<p>(原子炉熱出力及び炉心流量) 第26条 原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉熱出力及び炉心流量が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉熱出力30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量が図26に定める運転範囲にあることを24時間に1回確認する。 (2) プール燃料取り出しプログラム部長は、定格熱出力一定運転にあたり、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、当直長に通知する。当直長は、定格熱出力一定運転において、原子炉熱出力の瞬時値^{※1}及び1時間平均値^{※2}が原子炉熱出力100%以下であることを1時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉熱出力及び炉心流量が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表26-2の措置を講じる。</p> <p>表26-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 793 2249 898"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉熱出力及び炉心流量</td> <td>図26に定める運転範囲にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表26-2</p> <table border="1" data-bbox="1338 968 2395 1073"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 運転範囲内に復旧する措置^{※3}を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：瞬時値とは、計算機により算出される1分値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。瞬時値は原子炉熱出力のゆらぎを考慮し、原子炉熱出力100%に対して1%未満の超過の場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※2：1時間平均値とは、計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、計算機により確認ができない場合は、平均出力領域モニタで確認する値をいう。 ※3：原子炉熱出力を30%未満にすることを含む。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉熱出力及び炉心流量	図26に定める運転範囲にあること	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転範囲内に復旧する措置 ^{※3} を開始する。	速やかに	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																					
原子炉熱出力及び炉心流量	図26に定める運転範囲にあること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転範囲内に復旧する措置 ^{※3} を開始する。	速やかに																				
項目	運転上の制限																					
原子炉熱出力及び炉心流量	図26に定める運転範囲にあること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転範囲内に復旧する措置 ^{※3} を開始する。	速やかに																				

変更前	変更後	変更理由								
<p>(計測及び制御設備) 第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{*1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認する為、次号を実施する。 (1) 各GMは、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を当直長に通知する。なお、各GMは前項で定める計測及び制御設備に関する事象を発見した場合には、誤動作^{*2}又は誤不動作^{*3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</p> <p>3. 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表27-3の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場合には、個々の要素に対して表27-3の措置を講じる。</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="106 758 1169 930"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測及び制御設備</td> <td>動作可能^{*4}であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：適用範囲は、センサから論理回路の出力段までとし、アクチュエータは含まない。また、トリップ系の定義の例は次のとおり。</p> <p>(中略)</p>	項目	運転上の制限	計測及び制御設備	動作可能 ^{*4} であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。	<p>(計測及び制御設備) 第27条 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備^{*1}は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 計測及び制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認する為、次号を実施する。 (1) 各GMは、原子炉の状態に応じて表27-2の各項目を実施し、その結果を当直長に通知する。なお、各GMは前項で定める計測及び制御設備に関する事象を発見した場合には、誤動作^{*2}又は誤不動作^{*3}等の観点から、運転上の制限を満足するかどうかを判断する。</p> <p>3. 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表27-3の措置を講じる。なお、同時に複数の要素の動作不能が発生した場合には、個々の要素に対して表27-3の措置を講じる。</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="1326 758 2389 930"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測及び制御設備</td> <td>動作可能^{*4}であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：適用範囲は、センサから論理回路の出力段までとし、アクチュエータは含まない。また、トリップ系の定義の例は次のとおり。</p> <p>(中略)</p>	項目	運転上の制限	計測及び制御設備	動作可能 ^{*4} であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。	<p>(変更なし)</p>
項目	運転上の制限									
計測及び制御設備	動作可能 ^{*4} であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。									
項目	運転上の制限									
計測及び制御設備	動作可能 ^{*4} であること なお、適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については、表27-3にて定める。									

変更前

表 27-2
1. 原子炉保護系計装
[5号炉]
表 27-2-1

要素	設定値	項目	頻度
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短	原子炉周期 10 秒以上 (中間領域)	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止※ ¹ 、冷温停止※ ¹ 及び燃料交換※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。※ ²	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		計装設備GMは、チャンネル校正※ ³ (検出器を除く) を実施し、技術GMは、論理回路機能検査※ ⁴ を実施する。	定検停止時
b. 中性子束高	最終レンジフルスケールの 120/125%以下	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止※ ¹ 、冷温停止※ ¹ 及び燃料交換※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		計装設備GMは、チャンネル校正 (検出器を除く) を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c. 機器動作不能	—	技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2. 出力領域モニタ a. 中性子束高	120%以下	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、計装設備GMは、校正を実施する。	1 週間に 1 回
		計装設備GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MW d / t に 1 回
		計装設備GMは、チャンネル校正 (検出器を除く) を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

変更後

表 27-2
1. 原子炉保護系計装
[5号炉]
表 27-2-1

要素	設定値	項目	頻度
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短	原子炉周期 10 秒以上 (中間領域)	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止※ ¹ 、冷温停止※ ¹ 及び燃料交換※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。※ ²	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		燃料計装設備GMは、チャンネル校正※ ³ (検出器を除く) を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査※ ⁴ を実施する。	定検停止時
b. 中性子束高	最終レンジフルスケールの 120/125%以下	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止※ ¹ 、冷温停止※ ¹ 及び燃料交換※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		燃料計装設備GMは、チャンネル校正 (検出器を除く) を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c. 機器動作不能	—	品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2. 出力領域モニタ a. 中性子束高	120%以下	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回
		当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、燃料計装設備GMは、校正を実施する。	1 週間に 1 回
		燃料計装設備GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が 1,000MW d / t に 1 回
		燃料計装設備GMは、チャンネル校正 (検出器を除く) を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

組織改編に伴う変更

変更前				変更後				変更理由
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	組織改編に伴う変更
b. 中性子束低	2%以上 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	b. 中性子束低	2%以上 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、計装設備GMは、校正を実施する。	1週間に1回			当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、燃料計装設備GMは、校正を実施する。	1週間に1回	
		計装設備GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MW d / tに1回			燃料計装設備GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MW d / tに1回	
		計装設備GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			燃料計装設備GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
c. 機器動作不能	—	技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. 機器動作不能	—	品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
3. 原子炉圧力高	7.27MP a [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉圧力高	7.27MP a [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
4. 原子炉水位低（レベル3）	1,340cm以上（圧力容器零レベルより）	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 原子炉水位低（レベル3）	1,340cm以上（圧力容器零レベルより）	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
6. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
7. スクラム・ディスチャージボリューム水位高	68l以下（スクラム排出容器1個あたり）	計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	7. スクラム・ディスチャージボリューム水位高	68l以下（スクラム排出容器1個あたり）	燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
8. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{※5}	当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。	起動時	8. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{※5}	当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。	起動時	
		計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	

変更前				変更後				変更理由
[5号炉]				[5号炉]				組織改編に伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
9. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※5} 5.50MP a [gage]以上 励磁位置 ^{※5}	当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時	9. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※5} 5.50MP a [gage]以上 励磁位置 ^{※5}	当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時	
10. 主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	10. 主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
11. 復水器真空度低	23.4k P a [abs]以下	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	11. 復水器真空度低	23.4k P a [abs]以下	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
12. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地下1階床水平 b. 原子炉建屋地下1階床鉛直	地下1階床水平 135 G a 1以下 地下1階床鉛直 100 G a 1以下	<u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	12. 地震加速度大 a. 原子炉建屋地下1階床水平 b. 原子炉建屋地下1階床鉛直	地下1階床水平 135 G a 1以下 地下1階床鉛直 100 G a 1以下	<u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	<u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	13. 原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	<u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
14. スクラム回路	—	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。 <u>技術GM</u> は、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	1ヶ月に1回 定検停止時	14. スクラム回路	—	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。 <u>品質向上GM</u> は、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	1ヶ月に1回 定検停止時	
※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。				※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。				
※2：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。				※2：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。				
※3：本条におけるチャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。				※3：本条におけるチャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。				
※4：本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。				※4：本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。				
※5：タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MP a [gage]（原子炉熱出力の約30%相当）以上で運転している時。以下、本条[5号炉]において同じ。				※5：タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MP a [gage]（原子炉熱出力の約30%相当）以上で運転している時。以下、本条[5号炉]において同じ。				

変更前

[6号炉]
表 27-2-1

要素	設定値	項目	頻度
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短	原子炉周期10秒以上(中間領域)	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止※ ¹ 、冷温停止※ ¹ 及び燃料交換※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。※ ²	毎日1回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		計装設備GMは、チャンネル校正※ ³ (検出器を除く)を実施し、技術GMは、論理回路機能検査※ ⁴ を実施する。	定検停止時
b. 機器動作不能	—	技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2. 出力領域モニタ a. 中性子束高 (a)中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料取替」、「起動」の時)	当直長は、原子炉の状態が起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		計装設備GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
	120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
		当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、計装設備GMは、校正を実施する。	1週間に1回
		計装設備GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MW d / tに1回
		計装設備GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

変更後

[6号炉]
表 27-2-1

要素	設定値	項目	頻度
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期 (ペリオド) 短	原子炉周期10秒以上(中間領域)	当直長は、原子炉の状態が起動、高温停止※ ¹ 、冷温停止※ ¹ 及び燃料交換※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。※ ²	毎日1回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		燃料計装設備GMは、チャンネル校正※ ³ (検出器を除く)を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査※ ⁴ を実施する。	定検停止時
b. 機器動作不能	—	品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2. 出力領域モニタ a. 中性子束高 (a)中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「燃料取替」、「起動」の時)	当直長は、原子炉の状態が起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
		当直長は、原子炉の状態が起動から運転へ入る時、起動領域モニタと出力領域モニタのオーバーラップを確認する。	原子炉起動時
		燃料計装設備GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
	120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」の時)	当直長は、原子炉の状態が運転において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
		当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、燃料計装設備GMは、校正を実施する。	1週間に1回
		燃料計装設備GMは、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MW d / tに1回
		燃料計装設備GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

組織改編に伴う変更

変更前				変更後				変更理由
[6号炉]				[6号炉]				組織改編に伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
(b)熱流束相当	自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下)	当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、 <u>計装設備GM</u> は、校正を実施する。 <u>計装設備GM</u> は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。 <u>計装設備GM</u> は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	1週間に1回 燃焼度の増分が1,000MW d / tに1回 定検停止時 定検停止時	(b)熱流束相当	自動可変設定以下 (図27に示す設定値以下)	当直長は、原子炉の状態が運転において、出力領域モニタのゲインを確認し、必要に応じて、 <u>燃料計装設備GM</u> は、校正を実施する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	1週間に1回 燃焼度の増分が1,000MW d / tに1回 定検停止時 定検停止時	
b. 機器動作不能	—	<u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. 機器動作不能	—	<u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
3. 原子炉圧力高	7.21MP a [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	3. 原子炉圧力高	7.21MP a [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
4. 原子炉水位低（レベル3）	1,372cm以上（圧力容器零レベルより）	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	4. 原子炉水位低（レベル3）	1,372cm以上（圧力容器零レベルより）	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	<u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	<u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
6. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	6. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage]以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
7. スクラム・ディスチャージボリューム水位高	94.5l以下（スクラム排出容器1個あたり）	<u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	7. スクラム・ディスチャージボリューム水位高	94.5l以下（スクラム排出容器1個あたり）	<u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
8. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{*5}	当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時	8. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下 ^{*5}	当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時	

変更前				変更後				変更理由	
[6号炉]				[6号炉]				組織改編に伴う変更	
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度		
9.タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※5} 4. 14MP a [gage]以上 励磁位置 ^{※5}	当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時	9.タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※5} 4. 14MP a [gage]以上 励磁位置 ^{※5}	当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時		
10.主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	10.主蒸気管放射能高	10×（通常運転時のバックグラウンド）以下	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。 <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時		
11.地震加速度大 a. 原子炉建屋地下2階床水平 b. 原子炉建屋地下2階床鉛直	地下2階床水平 135 Ga 1以下 地下2階床鉛直 100 Ga 1以下	<u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	11.地震加速度大 a. 原子炉建屋地下2階床水平 b. 原子炉建屋地下2階床鉛直	地下2階床水平 135 Ga 1以下 地下2階床鉛直 100 Ga 1以下	<u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
12.原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	<u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	12.原子炉モードスイッチ「停止」位置	—	<u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
13.スクラム回路	—	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。 <u>技術GM</u> は、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	1ヶ月に1回 定検停止時	13.スクラム回路	—	当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。 <u>品質向上GM</u> は、手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	1ヶ月に1回 定検停止時		
<p>※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。</p> <p>※2：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。</p> <p>※3：本条におけるチャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。</p> <p>※4：本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p> <p>※5：タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MP a [gage]（原子炉熱出力の約30%相当）以上で運転している時。以下、本条〔6号炉〕において同じ。</p>				<p>※1：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。</p> <p>※2：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。以下、本条において同じ。</p> <p>※3：本条におけるチャンネル校正とは、センサにあらかじめ定めた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することをいう。</p> <p>※4：本条における論理回路機能検査とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p> <p>※5：タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MP a [gage]（原子炉熱出力の約30%相当）以上で運転している時。以下、本条〔6号炉〕において同じ。</p>					

変更前	変更後	変更理由																																								
<p>2. 起動領域モニタ計装 [5号炉] 表 27-2-2</p> <table border="1" data-bbox="154 310 1234 684"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ</td> <td>当直長は、計数率が3 s^{-1}以上であることの確認を行う。</td> <td>原子炉の状態が起動^{※1}、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※2}の場合毎日1回、炉心変更中^{※2}の場合12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉の状態が起動^{※1}、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※2}において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>計装設備GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：中性子源領域である場合。 ※2：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合を除く。</p> <p>[6号炉] 表 27-2-2</p> <table border="1" data-bbox="154 856 1234 1205"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ</td> <td>当直長は、計数率が3 cps以上であることの確認を行う。</td> <td>原子炉の状態が起動^{※1}、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※2}の場合毎日1回、炉心変更中^{※2}の場合12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉の状態が起動^{※1}、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※2}において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>計装設備GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：中性子源領域である場合。 ※2：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合を除く。</p>	要素	項目	頻度	1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が 3 s^{-1} 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{※2} の場合12時間に1回	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	計装設備GM は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時	要素	項目	頻度	1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が 3 cps 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{※2} の場合12時間に1回	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	計装設備GM は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時	<p>2. 起動領域モニタ計装 [5号炉] 表 27-2-2</p> <table border="1" data-bbox="1377 310 2457 684"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ</td> <td>当直長は、計数率が3 s^{-1}以上であることの確認を行う。</td> <td>原子炉の状態が起動^{※1}、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※2}の場合毎日1回、炉心変更中^{※2}の場合12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉の状態が起動^{※1}、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※2}において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>燃料計装設備GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：中性子源領域である場合。 ※2：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合を除く。</p> <p>[6号炉] 表 27-2-2</p> <table border="1" data-bbox="1377 856 2457 1205"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1. 起動領域モニタ</td> <td>当直長は、計数率が3 cps以上であることの確認を行う。</td> <td>原子炉の状態が起動^{※1}、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※2}の場合毎日1回、炉心変更中^{※2}の場合12時間に1回</td> </tr> <tr> <td>当直長は、原子炉の状態が起動^{※1}、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※2}において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>燃料計装設備GMは、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：中性子源領域である場合。 ※2：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合を除く。</p>	要素	項目	頻度	1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が 3 s^{-1} 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{※2} の場合12時間に1回	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	燃料計装設備GM は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時	要素	項目	頻度	1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が 3 cps 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{※2} の場合12時間に1回	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	燃料計装設備GM は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時	<p>組織改編に伴う変更</p>
要素	項目	頻度																																								
1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が 3 s^{-1} 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{※2} の場合12時間に1回																																								
	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																								
	計装設備GM は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時																																								
要素	項目	頻度																																								
1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が 3 cps 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{※2} の場合12時間に1回																																								
	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																								
	計装設備GM は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時																																								
要素	項目	頻度																																								
1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が 3 s^{-1} 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{※2} の場合12時間に1回																																								
	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																								
	燃料計装設備GM は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時																																								
要素	項目	頻度																																								
1. 起動領域モニタ	当直長は、計数率が 3 cps 以上であることの確認を行う。	原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} の場合毎日1回、炉心変更中 ^{※2} の場合12時間に1回																																								
	当直長は、原子炉の状態が起動 ^{※1} 、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																								
	燃料計装設備GM は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時																																								

変更前				変更後				変更理由
3. 非常用炉心冷却系計装 [5号炉] (1) 炉心スプレイ系計装 表 27-2-3-1				3. 非常用炉心冷却系計装 [5号炉] (1) 炉心スプレイ系計装 表 27-2-3-1				組織改編に伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	940 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低(レベル1)	940 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	
2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage]以下		定検停止時	2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage]以下		定検停止時	
3. 原子炉圧力低(注入可)	3.11MPa [gage] ^{※1}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	3. 原子炉圧力低(注入可)	3.11MPa [gage] ^{※1}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				
(2) 低圧注水系計装 表 27-2-3-2				(2) 低圧注水系計装 表 27-2-3-2				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	940 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低(レベル1)	940 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	
2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage]以下		定検停止時	2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage]以下		定検停止時	
3. 原子炉圧力低(注入可)	3.11MPa [gage] ^{※1}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	3. 原子炉圧力低(注入可)	3.11MPa [gage] ^{※1}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				

変更前				変更後				変更理由
[5号炉] (3) 高压注水系計装 表 27-2-3-3				[5号炉] (3) 高压注水系計装 表 27-2-3-3				組織改編に伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,189 cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,189 cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
※1：原子炉圧力が、1.04MPa [gage]以上の時。				※1：原子炉圧力が、1.04MPa [gage]以上の時。				
(4) 自動減圧系計装 表 27-2-3-4				(4) 自動減圧系計装 表 27-2-3-4				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル1）	940 cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル1）	940 cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
3. 自動減圧系始動タイム	120 秒以下	電気機器GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	3. 自動減圧系始動タイム	120 秒以下	電気設備保守GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
4. 炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	689 kPa [gage] ^{※2}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	689 kPa [gage] ^{※2}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	343 kPa [gage] ^{※2}	(2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	343 kPa [gage] ^{※2}	(2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
※1：原子炉圧力が、0.78MPa [gage]以上の時。				※1：原子炉圧力が、0.78MPa [gage]以上の時。				
※2：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※2：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				

変更前				変更後				変更理由
[6号炉] (1) 低圧炉心スプレイ系計装 表 27-2-3-1				[6号炉] (1) 低圧炉心スプレイ系計装 表 27-2-3-1				組織改編に伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル1）	961 c m以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル1）	961 c m以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時	2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時	
3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.91MP a ^{※1}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.91MP a ^{※1}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				
(2) 低圧注水系計装 表 27-2-3-2				(2) 低圧注水系計装 表 27-2-3-2				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル1）	961 c m以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル1）	961 c m以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時	2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時	
3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.81MP a ^{※1}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	3. 注入弁両側差圧低（注入可）	4.81MP a ^{※1}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				

変更前				変更後				変更理由
[6号炉] (3) 高圧炉心スプレイ系計装 表 27-2-3-3				[6号炉] (3) 高圧炉心スプレイ系計装 表 27-2-3-3				組織改編に伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243 cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243 cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage]以下	(2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage]以下	(2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
(4) 自動減圧系計装 表 27-2-3-4				(4) 自動減圧系計装 表 27-2-3-4				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位異常低（レベル1）	961 cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位異常低（レベル1）	961 cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage]以下	(2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage]以下	(2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
3. 自動減圧系始動タイム	120 秒以下	<u>電気機器GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	3. 自動減圧系始動タイム	120 秒以下	<u>電気設備保守GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	1.03MP a [gage] ^{※2}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	1.03MP a [gage] ^{※2}	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	0.490MP a [gage] ^{※2}	(2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	0.490MP a [gage] ^{※2}	(2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
※1：原子炉圧力が、0.84MP a [gage]以上の時。 ※2：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				※1：原子炉圧力が、0.84MP a [gage]以上の時。 ※2：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。				

変更前	変更後	変更理由																																																																																														
<p>4. 格納容器隔離系計装 [5号炉] (1) 主蒸気隔離弁計装 表 27-2-4-1</p> <table border="1" data-bbox="142 346 1246 766"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> <td>1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="5">(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,技術GMは,論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 主蒸気管放射能高</td> <td>10×(通常運転時のバックグラウンド)以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 主蒸気管流量大</td> <td>定格蒸気流量の140%以下</td> </tr> <tr> <td>4. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>93℃以下</td> </tr> <tr> <td>5. 主蒸気管圧力低</td> <td>5.86MP a [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:主蒸気管圧力低については,起動及び高温停止を除く。</p> <p>(2) 格納容器隔離系計装 表 27-2-4-2</p> <table border="1" data-bbox="142 903 1246 1774"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> <td>1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="5">(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,技術GMは,論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>b. 主蒸気管放射能高</td> <td>10×(通常運転時のバックグラウンド)以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 主蒸気管流量大</td> <td>定格蒸気流量の140%以下</td> </tr> <tr> <td>d. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>93℃以下</td> </tr> <tr> <td>e. 主蒸気管圧力低</td> <td>5.86MP a [gage]以上</td> </tr> <tr> <td>2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> <td>1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="5">(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,技術GMは,論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>b. 主蒸気管放射能高</td> <td>10×(通常運転時のバックグラウンド)以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 主蒸気管流量大</td> <td>定格蒸気流量の140%以下</td> </tr> <tr> <td>d. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>93℃以下</td> </tr> <tr> <td>e. 主蒸気管圧力低</td> <td>5.86MP a [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:主蒸気管圧力低については,起動及び高温停止を除く。</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,技術GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	定検停止時	3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下	5. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上	要素	設定値	項目	頻度	1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,技術GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	定検停止時	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下	e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上	2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,技術GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	定検停止時	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下	e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上	<p>4. 格納容器隔離系計装 [5号炉] (1) 主蒸気隔離弁計装 表 27-2-4-1</p> <table border="1" data-bbox="1365 346 2469 766"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> <td>1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="5">(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)燃料計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,品質向上GMは,論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 主蒸気管放射能高</td> <td>10×(通常運転時のバックグラウンド)以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 主蒸気管流量大</td> <td>定格蒸気流量の140%以下</td> </tr> <tr> <td>4. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>93℃以下</td> </tr> <tr> <td>5. 主蒸気管圧力低</td> <td>5.86MP a [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:主蒸気管圧力低については,起動及び高温停止を除く。</p> <p>(2) 格納容器隔離系計装 表 27-2-4-2</p> <table border="1" data-bbox="1365 903 2469 1774"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> <td>1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="5">(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)燃料計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,品質向上GMは,論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>b. 主蒸気管放射能高</td> <td>10×(通常運転時のバックグラウンド)以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 主蒸気管流量大</td> <td>定格蒸気流量の140%以下</td> </tr> <tr> <td>d. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>93℃以下</td> </tr> <tr> <td>e. 主蒸気管圧力低</td> <td>5.86MP a [gage]以上</td> </tr> <tr> <td>2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> <td>1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="5">(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)燃料計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,品質向上GMは,論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>b. 主蒸気管放射能高</td> <td>10×(通常運転時のバックグラウンド)以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 主蒸気管流量大</td> <td>定格蒸気流量の140%以下</td> </tr> <tr> <td>d. 主蒸気管トンネル温度高</td> <td>93℃以下</td> </tr> <tr> <td>e. 主蒸気管圧力低</td> <td>5.86MP a [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:主蒸気管圧力低については,起動及び高温停止を除く。</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)燃料計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,品質向上GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	定検停止時	3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下	5. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上	要素	設定値	項目	頻度	1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)燃料計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,品質向上GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	定検停止時	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下	e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上	2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)燃料計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,品質向上GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	定検停止時	c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下	d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下	e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上	<p>組織改編に伴う変更</p>
要素	設定値	項目	頻度																																																																																													
1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,技術GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																																																																													
2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時																																																																																													
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下																																																																																															
4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下																																																																																															
5. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上																																																																																															
要素	設定値	項目	頻度																																																																																													
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,技術GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																																																																													
b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時																																																																																													
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下																																																																																															
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下																																																																																															
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上																																																																																															
2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,技術GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																																																																													
b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時																																																																																													
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下																																																																																															
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下																																																																																															
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上																																																																																															
要素	設定値	項目	頻度																																																																																													
1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)燃料計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,品質向上GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																																																																													
2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時																																																																																													
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下																																																																																															
4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下																																																																																															
5. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上																																																																																															
要素	設定値	項目	頻度																																																																																													
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)燃料計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,品質向上GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																																																																													
b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時																																																																																													
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下																																																																																															
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下																																																																																															
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上																																																																																															
2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,189 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は,原子炉の状態が運転,起動及び高温停止*1において,動作不能でないことを指示により確認する。 (2)燃料計装設備GMは,チャンネル校正を実施し,品質向上GMは,論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																																																																													
b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時																																																																																													
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下																																																																																															
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下																																																																																															
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上																																																																																															

変更前				変更後				変更理由
[5号炉]				[5号炉]				組織改編に伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2)計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2)燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
b. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2)計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2)燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
c. 原子炉建屋放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			c. 原子炉建屋放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
b. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2)計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2)燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
b. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2)計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2)燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	

変更前

[5号炉]
(3) 原子炉建屋隔離系計装
表 27-2-4-3

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
3. 原子炉建屋放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※1} 又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

[6号炉]
(1) 主蒸気隔離弁計装
表 27-2-4-1

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下		
4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下		
5. 主蒸気管圧力低	5.86MPa [gage] 以上		
6. 復水器真空度低	72.5 kPa [abs]以下		

※1：主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。

変更後

[5号炉]
(3) 原子炉建屋隔離系計装
表 27-2-4-3

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位低 (レベル3)	1,340 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
2. 格納容器圧力高	13.7 kPa [gage] 以下	(2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
3. 原子炉建屋放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{※1} 又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

[6号炉]
(1) 主蒸気隔離弁計装
表 27-2-4-1

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回
2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下		
4. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下		
5. 主蒸気管圧力低	5.86MPa [gage] 以上		
6. 復水器真空度低	72.5 kPa [abs]以下		

※1：主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。

変更理由

組織改編に伴う変更

変更前				変更後				変更理由
[6号炉] (2) 格納容器隔離系計装 表 27-2-4-2				[6号炉] (2) 格納容器隔離系計装 表 27-2-4-2				組織改編に伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止※1において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止※1において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	
b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時	b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時	
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下			d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下			
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上			e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上			
f. 復水器真空度低	72.5 k P a [abs]以下			f. 復水器真空度低	72.5 k P a [abs]以下			
2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止※1において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	2. 炉水サンプル系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止※1において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	
b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時	b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下		定検停止時	
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			
d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下			d. 主蒸気管トンネル温度高	93℃以下			
e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上			e. 主蒸気管圧力低	5.86MP a [gage]以上			
f. 復水器真空度低	72.5 k P a [abs]以下			f. 復水器真空度低	72.5 k P a [abs]以下			
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	

変更前				変更後				変更理由	
[6号炉]				[6号炉]				組織改編に伴う変更	
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度		
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回		
b. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage] 以下		定検停止時	b. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage] 以下		定検停止時		
c. 原子炉建屋放射能高 (原子炉建屋換気系排気口プレナム)	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下			c. 原子炉建屋放射能高 (原子炉建屋換気系排気口プレナム)	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下				
d. 原子炉建屋放射能高 (燃料取替エリアダクト) ※2	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下			d. 原子炉建屋放射能高 (燃料取替エリアダクト) ※2	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下				
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回		
b. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage] 以下		定検停止時	b. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage] 以下		定検停止時		
6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施し、 <u>品質向上GM</u> は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回		
b. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage] 以下		定検停止時	b. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage] 以下		定検停止時		
※1：主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。				※1：主蒸気管圧力低については、起動及び高温停止を除く。					
※2：高線量当量率物品の移動時を除く。				※2：高線量当量率物品の移動時を除く。					

変更前				変更後				変更理由
[6号炉] (3) 原子炉建屋隔離系計装 表 27-2-4-3				[6号炉] (3) 原子炉建屋隔離系計装 表 27-2-4-3				組織改編に伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運 転、起動及び高温停止におい て、動作不能でないことを指 示により確認する。 (2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル 校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論 理回路機能検査を実施する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベル より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運 転、起動及び高温停止におい て、動作不能でないことを指 示により確認する。 (2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャン ネル校正を実施し、 <u>品質向上 GM</u> は、論理回路機能検査を 実施する。	毎日1回	
2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時	2. 格納容器圧力高	13.7 k P a [gage] 以下		定検停止時	
3. 原子炉建屋放射能高 (原子炉建屋換気系排 気口プレナム)	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が運 転、起動、高温停止及び炉心変 更時 ^{※1} 又は原子炉建屋内で照 射された燃料に係る作業時に 動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル 校正を実施し、 <u>技術GM</u> は、論 理回路機能検査を実施する。	毎日1回	3. 原子炉建屋放射能高 (原子炉建屋換気系排 気口プレナム)	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が運 転、起動、高温停止及び炉心変 更時 ^{※1} 又は原子炉建屋内で照 射された燃料に係る作業時に 動作不能でないことを指示に より確認する。 (2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャン ネル校正を実施し、 <u>品質向上 GM</u> は、論理回路機能検査を 実施する。	毎日1回	
4. 原子炉建屋放射能高 (燃料取替エリアダク ト) ^{※2}	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		定検停止時	4. 原子炉建屋放射能高 (燃料取替エリアダク ト) ^{※2}	10×(通常運転時のバ ックグラウンド) 以下		定検停止時	
※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2：高線量当量率物品の移動時を除く。				※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2：高線量当量率物品の移動時を除く。				

変更前	変更後	変更理由																																																																								
<p>5. その他の計装 [5号炉] (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表 27-2-5-1</p> <table border="1" data-bbox="151 348 1240 737"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用交流高压電源母線低電圧</td> <td>—</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位異常低（レベル1）</td> <td>940cm以上 （圧力容器零レベルより）</td> <td>(2) 計装設備GMは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa [gage] 以下</td> <td>(3) 技術GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装 表 27-2-5-2</p> <table border="1" data-bbox="151 873 1240 1150"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>1,189cm以上 （圧力容器零レベルより）</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動^{※1}及び高温停止^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回 定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉圧力が1.04MPa [gage]以上の時。</p> <p>(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表 27-2-5-3</p> <table border="1" data-bbox="151 1287 1240 1654"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. タービン主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より10% 閉以下^{※1}</td> <td>計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置</td> <td>油圧^{※1} 5.50MPa [gage] 以上 励磁位置^{※1}</td> <td>計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MPa [gage]（原子炉熱出力の約30%相当）以上で運転している時。</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 非常用交流高压電源母線低電圧	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。	毎日1回	2. 原子炉水位異常低（レベル1）	940cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。	定検停止時	3. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage] 以下	(3) 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,189cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10% 閉以下 ^{※1}	計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※1} 5.50MPa [gage] 以上 励磁位置 ^{※1}	計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	<p>5. その他の計装 [5号炉] (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表 27-2-5-1</p> <table border="1" data-bbox="1377 348 2466 758"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用交流高压電源母線低電圧</td> <td>—</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位異常低（レベル1）</td> <td>940cm以上 （圧力容器零レベルより）</td> <td>(2) 燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa [gage] 以下</td> <td>(3) 品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 原子炉隔離時冷却系計装 表 27-2-5-2</p> <table border="1" data-bbox="1377 863 2466 1140"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>1,189cm以上 （圧力容器零レベルより）</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動^{※1}及び高温停止^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回 定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉圧力が1.04MPa [gage]以上の時。</p> <p>(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表 27-2-5-3</p> <table border="1" data-bbox="1377 1276 2466 1644"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. タービン主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より10% 閉以下^{※1}</td> <td>燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置</td> <td>油圧^{※1} 5.50MPa [gage] 以上 励磁位置^{※1}</td> <td>燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：タービン入口蒸気第1段圧力が約1.27MPa [gage]（原子炉熱出力の約30%相当）以上で運転している時。</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 非常用交流高压電源母線低電圧	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。	毎日1回	2. 原子炉水位異常低（レベル1）	940cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。	定検停止時	3. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage] 以下	(3) 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,189cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10% 閉以下 ^{※1}	燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※1} 5.50MPa [gage] 以上 励磁位置 ^{※1}	燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	<p>組織改編に伴う変更</p>
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. 非常用交流高压電源母線低電圧	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。	毎日1回																																																																							
2. 原子炉水位異常低（レベル1）	940cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。	定検停止時																																																																							
3. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage] 以下	(3) 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,189cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10% 閉以下 ^{※1}	計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※1} 5.50MPa [gage] 以上 励磁位置 ^{※1}	計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. 非常用交流高压電源母線低電圧	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。	毎日1回																																																																							
2. 原子炉水位異常低（レベル1）	940cm以上 （圧力容器零レベルより）	(2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高压電源母線低電圧を除く。	定検停止時																																																																							
3. 格納容器圧力高	13.7kPa [gage] 以下	(3) 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,189cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10% 閉以下 ^{※1}	燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※1} 5.50MPa [gage] 以上 励磁位置 ^{※1}	燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							

変更前

[5号炉]
(4) 制御棒引抜監視装置計装
表 27-2-5-4

要素	設定値	項目	頻度
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し, (0.62Wd+52) %の式により設定する。)	(1) 当直長は, 原子炉熱出力 30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 (2) 計装設備GM は, チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時
b. 機器動作不能	—	計装設備GM は, 論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c. 中性子束低	5% ^{*1}	計装設備GM は, チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1: 動作値が, 設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば, 運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装
表 27-2-5-5

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位高 (レベル8)	1,461 cm以下 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は, 原子炉熱出力 30%相当以上において, 動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は, チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

(6) 中央制御室非常用換気空調系計装
表 27-2-5-6

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉建屋放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動, 高温停止及び炉心変更時 ^{*1} 又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は, チャンネル校正を実施し, 技術GM は, 論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1: 停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

変更後

[5号炉]
(4) 制御棒引抜監視装置計装
表 27-2-5-4

要素	設定値	項目	頻度
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し, (0.62Wd+52) %の式により設定する。)	(1) 当直長は, 原子炉熱出力 30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 (2) 燃料計装設備GM は, チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時
b. 機器動作不能	—	燃料計装設備GM は, 論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c. 中性子束低	5% ^{*1}	燃料計装設備GM は, チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※1: 動作値が, 設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば, 運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装
表 27-2-5-5

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉水位高 (レベル8)	1,461 cm以下 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は, 原子炉熱出力 30%相当以上において, 動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は, チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

(6) 中央制御室非常用換気空調系計装
表 27-2-5-6

要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉建屋放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動, 高温停止及び炉心変更時 ^{*1} 又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は, チャンネル校正を実施し, 品質向上GM は, 論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時

※1: 停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

変更理由

組織改編に伴う変更

変更前		変更後		変更理由																																																	
[5号炉] (7) 事故時計装 表 27-2-5-7		[5号炉] (7) 事故時計装 表 27-2-5-7		組織改編に伴う変更																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="2">(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位 (広帯域)</td> <td rowspan="3">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位 (燃料域)</td> <td>(2) 計装設備GMは、チャンネル校正を実施する。</td> </tr> <tr> <td>4. 格納容器圧力</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器雰囲気線量当量率</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要素	項目	頻度		1. 原子炉圧力	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 原子炉水位 (広帯域)	定検停止時	3. 原子炉水位 (燃料域)	(2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。	4. 格納容器圧力	5. 格納容器雰囲気線量当量率			<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="2">(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位 (広帯域)</td> <td rowspan="3">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位 (燃料域)</td> <td>(2) 燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施する。</td> </tr> <tr> <td>4. 格納容器圧力</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器雰囲気線量当量率</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要素	項目	頻度	1. 原子炉圧力	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 原子炉水位 (広帯域)	定検停止時	3. 原子炉水位 (燃料域)	(2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。	4. 格納容器圧力	5. 格納容器雰囲気線量当量率																									
要素	項目	頻度																																																			
1. 原子炉圧力	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																			
2. 原子炉水位 (広帯域)		定検停止時																																																			
3. 原子炉水位 (燃料域)	(2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。																																																				
4. 格納容器圧力																																																					
5. 格納容器雰囲気線量当量率																																																					
要素	項目	頻度																																																			
1. 原子炉圧力	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																			
2. 原子炉水位 (広帯域)		定検停止時																																																			
3. 原子炉水位 (燃料域)	(2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。																																																				
4. 格納容器圧力																																																					
5. 格納容器雰囲気線量当量率																																																					
[6号炉] (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表 27-2-5-1		[6号炉] (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表 27-2-5-1																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電機計装</td> <td>—</td> <td rowspan="3">(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 計装設備GMは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 技術GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>a. 非常用交流高圧電源母線低電圧</td> <td rowspan="2">961 c m以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="3">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 原子炉水位異常低 (レベル1)</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装</td> <td>—</td> <td rowspan="3">(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 計装設備GMは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 技術GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>a. 非常用交流高圧電源母線低電圧</td> <td rowspan="2">1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="3">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	1. 非常用ディーゼル発電機計装	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	961 c m以上 (圧力容器零レベルより)	定検停止時	b. 原子炉水位異常低 (レベル1)	c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時	2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)	定検停止時	b. 原子炉水位異常低 (レベル2)	c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電機計装</td> <td>—</td> <td rowspan="3">(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>a. 非常用交流高圧電源母線低電圧</td> <td rowspan="2">961 c m以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="3">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 原子炉水位異常低 (レベル1)</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装</td> <td>—</td> <td rowspan="3">(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>a. 非常用交流高圧電源母線低電圧</td> <td rowspan="2">1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td rowspan="3">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 原子炉水位異常低 (レベル2)</td> </tr> <tr> <td>c. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	1. 非常用ディーゼル発電機計装	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	961 c m以上 (圧力容器零レベルより)	定検停止時	b. 原子炉水位異常低 (レベル1)	c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時	2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回	a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)	定検停止時	b. 原子炉水位異常低 (レベル2)	c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時
要素	設定値	項目	頻度																																																		
1. 非常用ディーゼル発電機計装	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																																		
a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	961 c m以上 (圧力容器零レベルより)		定検停止時																																																		
b. 原子炉水位異常低 (レベル1)																																																					
c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時																																																			
2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																																		
a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)		定検停止時																																																		
b. 原子炉水位異常低 (レベル2)																																																					
c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時																																																			
要素	設定値	項目	頻度																																																		
1. 非常用ディーゼル発電機計装	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																																		
a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	961 c m以上 (圧力容器零レベルより)		定検停止時																																																		
b. 原子炉水位異常低 (レベル1)																																																					
c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時																																																			
2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。 (3) 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回																																																		
a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	1,243 c m以上 (圧力容器零レベルより)		定検停止時																																																		
b. 原子炉水位異常低 (レベル2)																																																					
c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	定検停止時																																																			

変更前	変更後	変更理由																																																																								
<p>[6号炉] (2) 原子炉隔離時冷却系計装 表 27-2-5-2</p> <table border="1" data-bbox="151 312 1240 590"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動^{※1}及び高温停止^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回 定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉圧力が1.04MP a [gage]以上の時。</p> <p>(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表 27-2-5-3</p> <table border="1" data-bbox="151 726 1240 1037"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. タービン主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より 10% 閉以下^{※1}</td> <td>計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置</td> <td>油圧^{※1} 4.14MP a [gage] 以上 励磁位置^{※1}</td> <td>計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、技術GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：タービン入口蒸気第1段圧力が、約1.27MP a [gage]（原子炉熱出力の約30%相当）以上で運転している時。</p> <p>(4) 制御棒引抜監視装置計装 表 27-2-5-4</p> <table border="1" data-bbox="151 1209 1240 1556"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高</td> <td>105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し、 (0.62Wd+52) %の式により設定する。)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 (2) 計装設備GMは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。</td> <td>起動時 定検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>—</td> <td>計装設備GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 中性子束低</td> <td>5%^{※1}</td> <td>計装設備GMは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10% 閉以下 ^{※1}	計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※1} 4.14MP a [gage] 以上 励磁位置 ^{※1}	計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し、 (0.62Wd+52) %の式により設定する。)	(1) 当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時	b. 機器動作不能	—	計装設備GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. 中性子束低	5% ^{※1}	計装設備GM は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	<p>[6号炉] (2) 原子炉隔離時冷却系計装 表 27-2-5-2</p> <table border="1" data-bbox="1377 312 2466 590"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動^{※1}及び高温停止^{※1}において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>毎日1回 定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉圧力が1.04MP a [gage]以上の時。</p> <p>(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表 27-2-5-3</p> <table border="1" data-bbox="1377 726 2466 1037"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. タービン主蒸気止め弁閉</td> <td>全開状態より 10% 閉以下^{※1}</td> <td>燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置</td> <td>油圧^{※1} 4.14MP a [gage] 以上 励磁位置^{※1}</td> <td>燃料計装設備GMは、チャンネル校正を実施し、品質向上GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：タービン入口蒸気第1段圧力が、約1.27MP a [gage]（原子炉熱出力の約30%相当）以上で運転している時。</p> <p>(4) 制御棒引抜監視装置計装 表 27-2-5-4</p> <table border="1" data-bbox="1377 1209 2466 1591"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高</td> <td>105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し、 (0.62Wd+52) %の式により設定する。)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 (2) 燃料計装設備GMは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。</td> <td>起動時 定検停止時</td> </tr> <tr> <td>b. 機器動作不能</td> <td>—</td> <td>燃料計装設備GMは、論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> <tr> <td>c. 中性子束低</td> <td>5%^{※1}</td> <td>燃料計装設備GMは、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。</td> <td>定検停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	要素	設定値	項目	頻度	1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10% 閉以下 ^{※1}	燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※1} 4.14MP a [gage] 以上 励磁位置 ^{※1}	燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	要素	設定値	項目	頻度	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し、 (0.62Wd+52) %の式により設定する。)	(1) 当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時	b. 機器動作不能	—	燃料計装設備GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. 中性子束低	5% ^{※1}	燃料計装設備GM は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	<p>組織改編に伴う変更</p>
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10% 閉以下 ^{※1}	計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※1} 4.14MP a [gage] 以上 励磁位置 ^{※1}	計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し、 (0.62Wd+52) %の式により設定する。)	(1) 当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時																																																																							
b. 機器動作不能	—	計装設備GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
c. 中性子束低	5% ^{※1}	計装設備GM は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. 原子炉水位異常低（レベル2）	1,243 cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 ^{※1} 及び高温停止 ^{※1} において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より 10% 閉以下 ^{※1}	燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
2. タービン蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 ^{※1} 4.14MP a [gage] 以上 励磁位置 ^{※1}	燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
要素	設定値	項目	頻度																																																																							
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し、 (0.62Wd+52) %の式により設定する。)	(1) 当直長は、原子炉熱出力30%相当以上でバイパス状態でないことを確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	起動時 定検停止時																																																																							
b. 機器動作不能	—	燃料計装設備GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							
c. 中性子束低	5% ^{※1}	燃料計装設備GM は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時																																																																							

変更前				変更後				変更理由
[6号炉] (5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表 27-2-5-5				[6号炉] (5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表 27-2-5-5				組織改編に伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位高 (レベル8)	1,480 cm以下 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉熱出力30%相当以上において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計装設備GM は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	1. 原子炉水位高 (レベル8)	1,480 cm以下 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉熱出力30%相当以上において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日1回 定検停止時	
(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表 27-2-5-6				(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表 27-2-5-6				
要素		項目	頻度	要素		項目	頻度	
1. 原子炉圧力		計装設備GM は、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	1. 原子炉圧力		燃料計装設備GM は、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	
2. 原子炉隔離時冷却系流量		計装設備GM は、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	2. 原子炉隔離時冷却系流量		燃料計装設備GM は、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	
3. 原子炉隔離時冷却系制御		計装設備GM は、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。 当直長は、原子炉隔離時冷却系の流量制御については、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ手動起動により確認を行う。	定検停止時 定検停止後の原子炉起動時	3. 原子炉隔離時冷却系制御		燃料計装設備GM は、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。 当直長は、原子炉隔離時冷却系の流量制御については、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ手動起動により確認を行う。	定検停止時 定検停止後の原子炉起動時	
4. 残留熱除去系流量		計装設備GM は、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	4. 残留熱除去系流量		燃料計装設備GM は、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時	
(7) 中央制御室非常用換気空調系計装 表 27-2-5-7				(7) 中央制御室非常用換気空調系計装 表 27-2-5-7				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉建屋放射能高(原子炉建屋換気系排気口プレナム)	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{*1} 又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉建屋放射能高(原子炉建屋換気系排気口プレナム)	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{*1} 又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. 原子炉建屋放射能高(燃料取替エリアダクト) ^{*2}		(2) 計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 技術GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. 原子炉建屋放射能高(燃料取替エリアダクト) ^{*2}		(2) 燃料計装設備GM は、チャンネル校正を実施し、 品質向上GM は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	
※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2：高線量当量率物品の移動時を除く。				※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2：高線量当量率物品の移動時を除く。				

変更前			変更後			変更理由																			
[6号炉] (8) 事故時計装 表 27-2-5-8			[6号炉] (8) 事故時計装 表 27-2-5-8			組織改編に伴う変更																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="2">(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位 (広帯域)</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位 (燃料域)</td> <td rowspan="3">(2) <u>計装設備GM</u>は、チャンネル校正を実施する。</td> <td rowspan="3">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>4. 格納容器圧力</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器雰囲気気線量当量率</td> </tr> </tbody> </table>	要素	項目	頻度	1. 原子炉圧力	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。		毎日1回	2. 原子炉水位 (広帯域)	3. 原子炉水位 (燃料域)	(2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施する。	定検停止時	4. 格納容器圧力	5. 格納容器雰囲気気線量当量率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉圧力</td> <td rowspan="2">(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位 (広帯域)</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉水位 (燃料域)</td> <td rowspan="3">(2) <u>燃料計装設備GM</u>は、チャンネル校正を実施する。</td> <td rowspan="3">定検停止時</td> </tr> <tr> <td>4. 格納容器圧力</td> </tr> <tr> <td>5. 格納容器雰囲気気線量当量率</td> </tr> </tbody> </table>	要素	項目	頻度	1. 原子炉圧力	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 原子炉水位 (広帯域)	3. 原子炉水位 (燃料域)	(2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施する。	定検停止時	4. 格納容器圧力
要素	項目	頻度																							
1. 原子炉圧力	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																							
2. 原子炉水位 (広帯域)																									
3. 原子炉水位 (燃料域)	(2) <u>計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施する。	定検停止時																							
4. 格納容器圧力																									
5. 格納容器雰囲気気線量当量率																									
要素	項目	頻度																							
1. 原子炉圧力	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																							
2. 原子炉水位 (広帯域)																									
3. 原子炉水位 (燃料域)	(2) <u>燃料計装設備GM</u> は、チャンネル校正を実施する。	定検停止時																							
4. 格納容器圧力																									
5. 格納容器雰囲気気線量当量率																									
(省略)			(省略)																						

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由								
<p>(主蒸気逃がし安全弁) 第30条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。^{※1} (2) 計装設備GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、主蒸気逃がし安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。</p> <p>表30-1</p> <table border="1" data-bbox="94 856 1196 942"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項 目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること	<p>(主蒸気逃がし安全弁) 第30条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 1～6号機械設備GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。^{※1} (2) 燃料計装設備GMは、定検停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、主蒸気逃がし安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。</p> <p>表30-1</p> <table border="1" data-bbox="1314 856 2415 942"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項 目	運転上の制限	主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること	<p>組織改編に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限									
主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること									
項 目	運転上の制限									
主蒸気逃がし安全弁	動作可能であること									

変更前	変更後	変更理由								
<p>(格納容器内の原子炉冷却材漏えい率) 第31条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表31-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率を24時間に1回確認する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されている漏えいが発生した場合には、原子炉冷却材の漏えいがないことを格納容器冷却器ドレン流量計で24時間に1回及び格納容器内雰囲気微粒子モニタ又は雰囲気ガス監視装置で毎日1回確認する。ただし、原子炉冷却材の漏えいと判断される有意な変化があった場合には、格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の全量を不明確な箇所からの漏えい率とみなす。 (3) 計装設備GMは、必要に応じて、格納容器床排水サンプ出口流量計及び格納容器機器排水サンプ出口流量計の点検を行う。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じる。また、格納容器床排水サンプ出口流量計又は格納容器機器排水サンプ出口流量計の故障のために第2項で定める確認が実施できないと判断した場合は、表31-3の措置を講じる。</p> <p>表31-1</p> <table border="1" data-bbox="106 1026 1187 1375"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の原子炉冷却材漏えい率</td> <td>(1) 格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m³/h以下であること。 (2) 格納容器床排水サンプ出口流量計と格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m³/h（1日平均）以下であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	(1) 格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること。 (2) 格納容器床排水サンプ出口流量計と格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m ³ /h（1日平均）以下であること。	<p>(格納容器内の原子炉冷却材漏えい率) 第31条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表31-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率を24時間に1回確認する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されている漏えいが発生した場合には、原子炉冷却材の漏えいがないことを格納容器冷却器ドレン流量計で24時間に1回及び格納容器内雰囲気微粒子モニタ又は雰囲気ガス監視装置で毎日1回確認する。ただし、原子炉冷却材の漏えいと判断される有意な変化があった場合には、格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の全量を不明確な箇所からの漏えい率とみなす。 (3) 燃料計装設備GMは、必要に応じて、格納容器床排水サンプ出口流量計及び格納容器機器排水サンプ出口流量計の点検を行う。</p> <p>3. 当直長は、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じる。また、格納容器床排水サンプ出口流量計又は格納容器機器排水サンプ出口流量計の故障のために第2項で定める確認が実施できないと判断した場合は、表31-3の措置を講じる。</p> <p>表31-1</p> <table border="1" data-bbox="1326 1026 2407 1375"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の原子炉冷却材漏えい率</td> <td>(1) 格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m³/h以下であること。 (2) 格納容器床排水サンプ出口流量計と格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m³/h（1日平均）以下であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	(1) 格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること。 (2) 格納容器床排水サンプ出口流量計と格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m ³ /h（1日平均）以下であること。	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	(1) 格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること。 (2) 格納容器床排水サンプ出口流量計と格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m ³ /h（1日平均）以下であること。									
項目	運転上の制限									
格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	(1) 格納容器床排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること。 (2) 格納容器床排水サンプ出口流量計と格納容器機器排水サンプ出口流量計によって測定される漏えい率の合計（以下「総漏えい率」という。）が5.93m ³ /h（1日平均）以下であること。									

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																														
<p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 機械GMは、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="106 789 1187 898"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>表32-2</p> <table border="1" data-bbox="106 961 1187 1222"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	条 件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	及び B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 1～6号機械設備GMは、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系又は原子炉隔離時冷却系の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="1326 789 2407 898"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>表32-2</p> <table border="1" data-bbox="1326 961 2407 1222"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	条 件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	及び B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>組織改編に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																															
非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと																															
条 件	要求される措置	完了時間																														
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間																														
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																														
	及び B2. 冷温停止にする。	36時間																														
項 目	運転上の制限																															
非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと																															
条 件	要求される措置	完了時間																														
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお、講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。	4時間																														
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																														
	及び B2. 冷温停止にする。	36時間																														

変更前	変更後	変更理由																				
<p>(原子炉停止時冷却系その2) 第35条 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)又は(2)の場合は除く。 (1) 原子炉停止時冷却系起動準備時 (2) 原子炉の昇温を伴う検査時^{※1}</p> <p>2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の(1)又は(2)を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系1系列が運転中であることを12時間に1回確認する。また、原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日1回管理的手段により確認する。 (2) 各GMは、原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合、停止期間中の原子炉冷却材温度を評価し、当直長に通知する。当直長は、100℃未満であることを12時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表35-2の措置を講じる。</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="106 892 1187 1134"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止時冷却系</td> <td>(1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで^{※2}、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100℃未満に保つことができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表35-2</p> <table border="1" data-bbox="106 1207 1187 1344"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>速やかに その後毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉の昇温を伴う検査時とは、原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。 ※2：<u>安全管理GM</u>はあらかじめその期間を評価し、原子炉主任技術者の確認を得て、当直長に通知する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉停止時冷却系	(1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで ^{※2} 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100℃未満に保つことができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回	<p>(原子炉停止時冷却系その2) 第35条 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)又は(2)の場合は除く。 (1) 原子炉停止時冷却系起動準備時 (2) 原子炉の昇温を伴う検査時^{※1}</p> <p>2. 原子炉停止時冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の(1)又は(2)を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系1系列が運転中であることを12時間に1回確認する。また、原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日1回管理的手段により確認する。 (2) 各GMは、原子炉停止時冷却系の運転がすべて停止した場合、停止期間中の原子炉冷却材温度を評価し、当直長に通知する。当直長は、100℃未満であることを12時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉停止時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表35-2の措置を講じる。</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="1326 892 2407 1134"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止時冷却系</td> <td>(1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで^{※2}、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100℃未満に保つことができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表35-2</p> <table border="1" data-bbox="1326 1207 2407 1344"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>速やかに その後毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉の昇温を伴う検査時とは、原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。 ※2：<u>安全・リスク管理GM</u>はあらかじめその期間を評価し、原子炉主任技術者の確認を得て、当直長に通知する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉停止時冷却系	(1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで ^{※2} 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100℃未満に保つことができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																					
原子炉停止時冷却系	(1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで ^{※2} 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100℃未満に保つことができること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回																				
項目	運転上の制限																					
原子炉停止時冷却系	(1) 1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで ^{※2} 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2) 原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100℃未満に保つことができること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後毎日1回																				

変更前	変更後	変更理由																																				
<p>(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率) 第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が28℃以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度^{※1}と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1) 技術GMは、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器のぜい性遷移温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、原子炉主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、次の事項を確認する。</p> <p>①原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は、原子炉冷却材温度が(1)に定める値以上であることを1時間に1回確認する。</p> <p>②原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が、55℃/h以下であることを1時間に1回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは、原子炉冷却材温度の1時間毎の差分をいう。</p> <p>3. 当直長は、原子炉冷却材温度又は原子炉冷却材温度変化率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</p> <p>※1：供用中の漏えい又は水圧検査時は、原子炉圧力容器温度とする。</p> <p>表37-1</p> <table border="1" data-bbox="106 1062 1184 1205"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td>原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度変化率</td> <td>55℃/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表37-2</p> <table border="1" data-bbox="106 1272 1184 1715"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 供用中の漏えい又は水圧検査において、原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 加圧を停止する。 及び A2. 温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること	原子炉冷却材温度変化率	55℃/h以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 供用中の漏えい又は水圧検査において、原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 加圧を停止する。 及び A2. 温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。	速やかに 速やかに	B. 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合	B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。	1時間	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率) 第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が28℃以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度^{※1}と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1) 品質向上GMは、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器のぜい性遷移温度の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、原子炉主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、次の事項を確認する。</p> <p>①原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は、原子炉冷却材温度が(1)に定める値以上であることを1時間に1回確認する。</p> <p>②原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が、55℃/h以下であることを1時間に1回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは、原子炉冷却材温度の1時間毎の差分をいう。</p> <p>3. 当直長は、原子炉冷却材温度又は原子炉冷却材温度変化率が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</p> <p>※1：供用中の漏えい又は水圧検査時は、原子炉圧力容器温度とする。</p> <p>表37-1</p> <table border="1" data-bbox="1326 1062 2404 1205"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td>原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度変化率</td> <td>55℃/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表37-2</p> <table border="1" data-bbox="1326 1272 2404 1715"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 供用中の漏えい又は水圧検査において、原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 加圧を停止する。 及び A2. 温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること	原子炉冷却材温度変化率	55℃/h以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 供用中の漏えい又は水圧検査において、原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 加圧を停止する。 及び A2. 温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。	速やかに 速やかに	B. 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合	B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。	1時間	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																					
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること																																					
原子炉冷却材温度変化率	55℃/h以下																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 供用中の漏えい又は水圧検査において、原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 加圧を停止する。 及び A2. 温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。	速やかに 速やかに																																				
B. 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合	B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。	1時間																																				
C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																				
項目	運転上の制限																																					
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること																																					
原子炉冷却材温度変化率	55℃/h以下																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 供用中の漏えい又は水圧検査において、原子炉冷却材温度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 加圧を停止する。 及び A2. 温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。	速やかに 速やかに																																				
B. 原子炉の状態が起動、高温停止及び冷温停止(65℃以上)において、原子炉冷却材温度変化率が制限値を満足していないと判断した場合	B1. 原子炉冷却材温度変化率を制限値以内に復旧する。	1時間																																				
C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。 及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																				

変更前	変更後	変更理由
<p>(非常用炉心冷却系その1) 第39条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については、原子炉圧力が5号炉は0.78MP a [gage]以上、6号炉は0.84MP a [gage]以上、高圧注水系については、原子炉圧力が5号炉は1.04MP a [gage]以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、炉心スプレイ系（6号炉は低圧炉心スプレイ系）、低圧注水系及び高圧炉心スプレイ系（6号炉）が模擬信号で作動すること並びに格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。さらに、定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、高圧注水系（5号炉）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 技術GMは、定検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (3) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に表39-2（6号炉 項目7）に定める事項並びに炉心スプレイ系（6号炉は低圧炉心スプレイ系）、低圧注水系（格納容器スプレイ系）、高圧注水系（5号炉）及び高圧炉心スプレイ系（6号炉）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であること及び主要配管が満水であることを確認する^{※1}。 (4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については、原子炉圧力が5号炉は0.78MP a [gage]以上、6号炉は0.84MP a [gage]以上、高圧注水系については、原子炉圧力が5号炉は1.04MP a [gage]以上）において、表39-2（6号炉 項目7を除く）に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。</p> <p>※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（格納容器スプレイ配管）並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管（高圧注水系のみ）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（格納容器スプレイ配管を除く）の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1) 第39条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については、原子炉圧力が5号炉は0.78MP a [gage]以上、6号炉は0.84MP a [gage]以上、高圧注水系については、原子炉圧力が5号炉は1.04MP a [gage]以上）において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、炉心スプレイ系（6号炉は低圧炉心スプレイ系）、低圧注水系及び高圧炉心スプレイ系（6号炉）が模擬信号で作動すること並びに格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。さらに、定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、高圧注水系（5号炉）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 品質向上GMは、定検停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (3) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に表39-2（6号炉 項目7）に定める事項並びに炉心スプレイ系（6号炉は低圧炉心スプレイ系）、低圧注水系（格納容器スプレイ系）、高圧注水系（5号炉）及び高圧炉心スプレイ系（6号炉）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であること及び主要配管が満水であることを確認する^{※1}。 (4) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（自動減圧系については、原子炉圧力が5号炉は0.78MP a [gage]以上、6号炉は0.84MP a [gage]以上、高圧注水系については、原子炉圧力が5号炉は1.04MP a [gage]以上）において、表39-2（6号炉 項目7を除く）に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-3-1又は表39-3-2の措置を講じる。</p> <p>※1：主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（格納容器スプレイヘッド）までの注入配管（格納容器スプレイ配管）並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管（高圧注水系のみ）を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管（格納容器スプレイ配管を除く）の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由								
<p>(原子炉隔離時冷却系) 第41条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.04MP a [gage] 以上）において、原子炉隔離時冷却系は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であること及び主要配管が満水であることを確認する^{*1}。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.04MP a [gage] 以上）において、表41-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表41-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>表41-1</p> <table border="1" data-bbox="136 1062 1252 1167"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系 (原子炉圧力が1.04MP a [gage] 以上のとき)</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系 (原子炉圧力が1.04MP a [gage] 以上のとき)	動作可能であること	<p>(原子炉隔離時冷却系) 第41条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.04MP a [gage] 以上）において、原子炉隔離時冷却系は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であること及び主要配管が満水であることを確認する^{*1}。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.04MP a [gage] 以上）において、表41-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表41-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>表41-1</p> <table border="1" data-bbox="1359 1062 2475 1167"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系 (原子炉圧力が1.04MP a [gage] 以上のとき)</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系 (原子炉圧力が1.04MP a [gage] 以上のとき)	動作可能であること	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
原子炉隔離時冷却系 (原子炉圧力が1.04MP a [gage] 以上のとき)	動作可能であること									
項目	運転上の制限									
原子炉隔離時冷却系 (原子炉圧力が1.04MP a [gage] 以上のとき)	動作可能であること									

変更前	変更後	変更理由																																										
<p>(主蒸気隔離弁) 第42条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 機械GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-3の措置を講じる。</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="106 758 1184 835"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表42-2</p> <table border="1" data-bbox="97 905 1175 1052"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁全閉時間</td> <td>3秒以上4.5秒以下</td> </tr> <tr> <td>主蒸気隔離弁の漏えい率</td> <td>原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表42-3</p> <table border="1" data-bbox="106 1121 1184 1341"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合</td> <td>A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気隔離弁	動作可能であること	項目	判定値	主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下	主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合	A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。	8時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>(主蒸気隔離弁) 第42条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 1～6号機械設備GMは、定検停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-3の措置を講じる。</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="1332 758 2410 835"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表42-2</p> <table border="1" data-bbox="1323 905 2401 1052"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁全閉時間</td> <td>3秒以上4.5秒以下</td> </tr> <tr> <td>主蒸気隔離弁の漏えい率</td> <td>原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表42-3</p> <table border="1" data-bbox="1332 1121 2410 1341"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合</td> <td>A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気隔離弁	動作可能であること	項目	判定値	主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下	主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合	A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。	8時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																											
主蒸気隔離弁	動作可能であること																																											
項目	判定値																																											
主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下																																											
主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下																																											
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合	A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。	8時間																																										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																										
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																										
項目	運転上の制限																																											
主蒸気隔離弁	動作可能であること																																											
項目	判定値																																											
主蒸気隔離弁全閉時間	3秒以上4.5秒以下																																											
主蒸気隔離弁の漏えい率	原子炉压力容器蒸気相体積に対して 10%/日/個以下																																											
条件	要求される措置	完了時間																																										
A. 主蒸気隔離弁が動作不能の場合	A1. 動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。	8時間																																										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																										
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																										

変更前	変更後	変更理由																				
<p>(格納容器及び格納容器隔離弁) 第43条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器及び格納容器隔離弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器の機能喪失とはみなさない。</p> <p>2. 格納容器及び格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 技術GMは、定検停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (3) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器又は格納容器隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-4の措置を講じる。なお、同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には、個々の弁に対して表43-4の措置を講じる。</p> <p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="166 926 1098 1035"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> <tr> <td>格納容器隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表43-2</p> <table border="1" data-bbox="154 1104 1086 1209"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.5%/日以下 (常温, 空気, 設計圧力において)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	格納容器	機能が健全であること	格納容器隔離弁	動作可能であること	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温, 空気, 設計圧力において)	<p>(格納容器及び格納容器隔離弁) 第43条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器及び格納容器隔離弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器の機能喪失とはみなさない。</p> <p>2. 格納容器及び格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 品質向上GMは、定検停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (3) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>3. 当直長は、格納容器又は格納容器隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表43-4の措置を講じる。なお、同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には、個々の弁に対して表43-4の措置を講じる。</p> <p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="1389 926 2320 1035"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> <tr> <td>格納容器隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表43-2</p> <table border="1" data-bbox="1377 1104 2309 1209"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器の漏えい率</td> <td>0.5%/日以下 (常温, 空気, 設計圧力において)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	格納容器	機能が健全であること	格納容器隔離弁	動作可能であること	項目	判定値	格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温, 空気, 設計圧力において)	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																					
格納容器	機能が健全であること																					
格納容器隔離弁	動作可能であること																					
項目	判定値																					
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温, 空気, 設計圧力において)																					
項目	運転上の制限																					
格納容器	機能が健全であること																					
格納容器隔離弁	動作可能であること																					
項目	判定値																					
格納容器の漏えい率	0.5%/日以下 (常温, 空気, 設計圧力において)																					

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																																				
<p>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁) 第44条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 機械GMは、定検停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表44-2の措置を講じる。</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="130 722 1261 835"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="130 905 1261 1203"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合</td> <td>A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合</td> <td>B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間	B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	C2. 冷温停止にする。	36時間	<p>(サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁) 第44条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 1～6号機械設備GMは、定検停止時に、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表44-2の措置を講じる。</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="1350 722 2481 835"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="1350 905 2481 1203"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合</td> <td>A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合</td> <td>B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間	B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	C2. 冷温停止にする。	36時間	<p>組織改編に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																																					
サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること																																					
条 件	要求される措置	完了時間																																				
A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間																																				
B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間																																				
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																				
	C2. 冷温停止にする。	36時間																																				
項 目	運転上の制限																																					
サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	動作可能であること																																					
条 件	要求される措置	完了時間																																				
A. 真空破壊弁2弁以上が全開不能の場合	A1. 真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。	3日間																																				
B. 真空破壊弁1弁以上が全閉不能の場合	B1. 開状態の真空破壊弁を全閉する。	2時間																																				
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																				
	C2. 冷温停止にする。	36時間																																				

変更前	変更後	変更理由																																
<p>(可燃性ガス濃度制御系) 第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系ブローアが起動すること及び可燃性ガス濃度制御系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>表47-1</p> <table border="1" data-bbox="106 758 1190 835"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>2系列^{※1}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表47-2</p> <table border="1" data-bbox="106 905 1190 1251"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とはブローア1台、再結合器1基（6号炉はブローア2台、再結合器2基）及び必要な弁並びに配管をいう。</p>	項目	運転上の制限	可燃性ガス濃度制御系	2系列 ^{※1} が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p>(可燃性ガス濃度制御系) 第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系ブローアが起動すること及び可燃性ガス濃度制御系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>表47-1</p> <table border="1" data-bbox="1326 758 2410 835"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>2系列^{※1}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表47-2</p> <table border="1" data-bbox="1326 905 2410 1251"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とはブローア1台、再結合器1基（6号炉はブローア2台、再結合器2基）及び必要な弁並びに配管をいう。</p>	項目	運転上の制限	可燃性ガス濃度制御系	2系列 ^{※1} が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																	
可燃性ガス濃度制御系	2系列 ^{※1} が動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																																
B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに																																
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																
項目	運転上の制限																																	
可燃性ガス濃度制御系	2系列 ^{※1} が動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																																
B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに																																
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																																

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																																								
<p>(原子炉建屋) 第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、原子炉建屋を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉建屋が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表49-2の措置を講じる。</p> <p>表49-1</p> <table border="1" data-bbox="106 758 1190 835"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表49-2</p> <table border="1" data-bbox="106 905 1190 1287"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 原子炉建屋を負圧に保つための必要な措置を講じる。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内で達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>C1. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉建屋	機能が健全であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋を負圧に保つための必要な措置を講じる。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内で達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに	C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	<p>(原子炉建屋) 第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、原子炉建屋を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において、少なくとも1つが閉鎖状態にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉建屋が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表49-2の措置を講じる。</p> <p>表49-1</p> <table border="1" data-bbox="1332 758 2415 835"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>機能が健全であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表49-2</p> <table border="1" data-bbox="1332 905 2415 1287"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 原子炉建屋を負圧に保つための必要な措置を講じる。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内で達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>C1. 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>	項 目	運転上の制限	原子炉建屋	機能が健全であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋を負圧に保つための必要な措置を講じる。	4時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内で達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに	C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	<p>組織改編に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限																																									
原子炉建屋	機能が健全であること																																									
条 件	要求される措置	完了時間																																								
A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋を負圧に保つための必要な措置を講じる。	4時間																																								
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内で達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																								
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																								
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに																																								
	C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																																								
項 目	運転上の制限																																									
原子炉建屋	機能が健全であること																																									
条 件	要求される措置	完了時間																																								
A. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 原子炉建屋を負圧に保つための必要な措置を講じる。	4時間																																								
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内で達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																																								
	B2. 冷温停止にする。	36時間																																								
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 炉心変更を中止する。	速やかに																																								
	C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																																								

変更前	変更後	変更理由																																
<p>(原子炉建屋給排気隔離弁) 第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋給排気隔離弁は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>技術GM</u>は、定検停止時に、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉建屋給排気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表50-2の措置を講じる。</p> <p>表50-1</p> <table border="1" data-bbox="106 688 1190 762"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋給排気隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表50-2</p> <table border="1" data-bbox="106 831 1190 1759"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁1個を有するラインが1つ以上ある場合（ただし、当該ラインが隔離されている場合を除く）</td> <td>A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、全閉可能であることを確認する。 及び A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 10日間</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>	項目	運転上の制限	原子炉建屋給排気隔離弁	動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁1個を有するラインが1つ以上ある場合（ただし、当該ラインが隔離されている場合を除く）	A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、全閉可能であることを確認する。 及び A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	B. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	<p>(原子炉建屋給排気隔離弁) 第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋給排気隔離弁は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) <u>品質向上GM</u>は、定検停止時に、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉建屋給排気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表50-2の措置を講じる。</p> <p>表50-1</p> <table border="1" data-bbox="1332 688 2415 762"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋給排気隔離弁</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表50-2</p> <table border="1" data-bbox="1332 831 2415 1759"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁1個を有するラインが1つ以上ある場合（ただし、当該ラインが隔離されている場合を除く）</td> <td>A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、全閉可能であることを確認する。 及び A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 10日間</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>	項目	運転上の制限	原子炉建屋給排気隔離弁	動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁1個を有するラインが1つ以上ある場合（ただし、当該ラインが隔離されている場合を除く）	A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、全閉可能であることを確認する。 及び A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	B. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																	
原子炉建屋給排気隔離弁	動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁1個を有するラインが1つ以上ある場合（ただし、当該ラインが隔離されている場合を除く）	A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、全閉可能であることを確認する。 及び A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間																																
B. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに																																
項目	運転上の制限																																	
原子炉建屋給排気隔離弁	動作可能であること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁1個を有するラインが1つ以上ある場合（ただし、当該ラインが隔離されている場合を除く）	A1. 全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い、全閉可能であることを確認する。 及び A2. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間																																
B. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																
C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁2個を有するラインが1つ以上ある場合 又は 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 炉心変更を中止する。 及び C2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに																																

変更前	変更後	変更理由																								
<p>(非常用ガス処理系) 第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 分析評価GMは、定検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系排風機が起動すること及び非常用ガス処理系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用ガス処理系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>表51-1</p> <table border="1" data-bbox="160 856 1151 936"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> <td>2系列^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表51-2</p> <p>1. 5号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 1041 1151 1121"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>97%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 6号炉</p> <table border="1" data-bbox="160 1188 1151 1268"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>99%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2：1系列とは、排風機1台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用ガス処理系	2系列 ^{※2} が動作可能であること	項目	判定値	総合除去効率	97%以上	項目	判定値	総合除去効率	99%以上	<p>(非常用ガス処理系) 第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 分析評価GMは、定検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系排風機が起動すること及び非常用ガス処理系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用ガス処理系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>表51-1</p> <table border="1" data-bbox="1383 856 2374 936"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ガス処理系</td> <td>2系列^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表51-2</p> <p>1. 5号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 1041 2374 1121"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>97%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 6号炉</p> <table border="1" data-bbox="1383 1188 2374 1268"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>99%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2：1系列とは、排風機1台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用ガス処理系	2系列 ^{※2} が動作可能であること	項目	判定値	総合除去効率	97%以上	項目	判定値	総合除去効率	99%以上	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																									
非常用ガス処理系	2系列 ^{※2} が動作可能であること																									
項目	判定値																									
総合除去効率	97%以上																									
項目	判定値																									
総合除去効率	99%以上																									
項目	運転上の制限																									
非常用ガス処理系	2系列 ^{※2} が動作可能であること																									
項目	判定値																									
総合除去効率	97%以上																									
項目	判定値																									
総合除去効率	99%以上																									

（非常用冷却海水系）
第52条
原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用冷却海水系^{*1}は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 非常用冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) **技術GM**は、定検停止時に、非常用冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。
 - (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、非常用冷却海水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。^{*2}
 - (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、表52-2に定める事項を確認する。
3. 当直長は、非常用冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しない。

※1：非常用冷却海水系とは、残留熱除去海水系を示す。
※2：非常用冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁及び電動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁及び電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。

表52-1

項目	運転上の制限
非常用冷却海水系	2系列 ^{*3} が動作可能であること

表52-2

項目	頻度
非常用冷却海水系ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回

※3：1系列とはポンプ2台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表52-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列について、動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合 又は 条件Aにおいて、さらに異なる区分のディーゼル発電設備冷却系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系（6号炉）が動作不能の場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止となるまで 毎日1回

（非常用冷却海水系）
第52条
原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用冷却海水系^{*1}は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。

2. 非常用冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) **品質向上GM**は、定検停止時に、非常用冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。
 - (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、非常用冷却海水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。^{*2}
 - (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、表52-2に定める事項を確認する。
3. 当直長は、非常用冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-3の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しない。

※1：非常用冷却海水系とは、残留熱除去海水系を示す。
※2：非常用冷却海水系の主要な手動弁と電動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁及び電動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁及び電動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。

表52-1

項目	運転上の制限
非常用冷却海水系	2系列 ^{*3} が動作可能であること

表52-2

項目	頻度
非常用冷却海水系ポンプが起動することを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。	1ヶ月に1回

※3：1系列とはポンプ2台及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表52-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列について、動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合 又は 条件Aにおいて、さらに異なる区分のディーゼル発電設備冷却系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系（6号炉）が動作不能の場合	B1. 高温停止にする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止となるまで 毎日1回

組織改編に伴う変更

変更前	変更後	変更理由								
<p>(非常用ディーゼル発電設備冷却系) 第53条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電設備冷却系^{※1}は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電設備冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプの主要な手動弁の開閉状態を確認する^{※2}。なお、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系については、主要配管の満水^{※3}も確認する。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用ディーゼル発電設備冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表53-2の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しない。なお、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系空気冷却器ファンが2台以上動作不能となった場合において、冷水温度を38℃付近に維持可能なときは、運転上の制限を逸脱していないものとする。</p> <p>※1：非常用ディーゼル発電設備冷却系とは、5号炉については、非常用ディーゼル発電設備冷却海水系をいい、6号炉については、非常用ディーゼル発電設備冷却海水系1系列^{※4}及び非常用ディーゼル発電設備補機冷却系1系列^{※4}をいう。 ※2：非常用ディーゼル発電設備冷却系の主要な手動弁とは、非常用ディーゼル発電設備冷却海水系にあっては、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいい、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系にあっては、主要配管^{※3}上の手動弁並びに主要配管に接続する配管上の手動弁のうち主要配管の満水^{※3}を維持するために必要な一次弁をいう。 ※3：非常用ディーゼル発電設備補機冷却系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備補機冷却系空気冷却器とポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水とは、当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>表53-1</p> <table border="1" data-bbox="166 1402 1225 1476"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備冷却系</td> <td>2系列^{※4}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：非常用ディーゼル発電設備冷却海水系1系列とは、海水ポンプ1台及び必要な弁並びに配管をいい、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系1系列とは、冷水ポンプ1台、空気冷却器ファン5台及び必要な弁並びに主要配管をいう。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電設備冷却系	2系列 ^{※4} が動作可能であること	<p>(非常用ディーゼル発電設備冷却系) 第53条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電設備冷却系^{※1}は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電設備冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプの主要な手動弁の開閉状態を確認する^{※2}。なお、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系については、主要配管の満水^{※3}も確認する。 (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電設備冷却系ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用ディーゼル発電設備冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表53-2の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しない。なお、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系空気冷却器ファンが2台以上動作不能となった場合において、冷水温度を38℃付近に維持可能なときは、運転上の制限を逸脱していないものとする。</p> <p>※1：非常用ディーゼル発電設備冷却系とは、5号炉については、非常用ディーゼル発電設備冷却海水系をいい、6号炉については、非常用ディーゼル発電設備冷却海水系1系列^{※4}及び非常用ディーゼル発電設備補機冷却系1系列^{※4}をいう。 ※2：非常用ディーゼル発電設備冷却系の主要な手動弁とは、非常用ディーゼル発電設備冷却海水系にあっては、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいい、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系にあっては、主要配管^{※3}上の手動弁並びに主要配管に接続する配管上の手動弁のうち主要配管の満水^{※3}を維持するために必要な一次弁をいう。 ※3：非常用ディーゼル発電設備補機冷却系の主要配管とは、当該系統に期待されている機能を達成するための非常用ディーゼル発電設備補機冷却系空気冷却器とポンプのループ配管を指し、小口径配管を含まない。なお、主要配管の満水とは、当該系統のサージタンクレベル低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>表53-1</p> <table border="1" data-bbox="1389 1402 2448 1476"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備冷却系</td> <td>2系列^{※4}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：非常用ディーゼル発電設備冷却海水系1系列とは、海水ポンプ1台及び必要な弁並びに配管をいい、非常用ディーゼル発電設備補機冷却系1系列とは、冷水ポンプ1台、空気冷却器ファン5台及び必要な弁並びに主要配管をいう。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電設備冷却系	2系列 ^{※4} が動作可能であること	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
非常用ディーゼル発電設備冷却系	2系列 ^{※4} が動作可能であること									
項目	運転上の制限									
非常用ディーゼル発電設備冷却系	2系列 ^{※4} が動作可能であること									

変更前	変更後	変更理由																										
<p>(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系) 第54条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系は、表54-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は6号炉のみ適用される。</p> <p>2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁の開閉状態を確認する。^{※1} (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表54-2の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しない。</p> <p>※1：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。</p> <p>表54-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1024 1219 1136"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系</td> <td>1系列^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表54-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1203 1219 1583"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件Aにおいてさらに非常用冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合</td> <td>B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>24時間 36時間 冷温停止となる まで 毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：1系列とは、ポンプ1台及び主要な手動弁並びに配管をいう。</p>	項目	運転上の制限	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	1系列 ^{※2} が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件Aにおいてさらに非常用冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止となる まで 毎日1回	<p>(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系) 第54条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系は、表54-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は6号炉のみ適用される。</p> <p>2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁の開閉状態を確認する。^{※1} (3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表54-2の措置を講じる。ただし、この場合第39条及び第60条は適用しない。</p> <p>※1：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁とは、当該系統に期待されている機能を達成するための高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。</p> <p>表54-1</p> <table border="1" data-bbox="1389 1024 2436 1136"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系</td> <td>1系列^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表54-2</p> <table border="1" data-bbox="1389 1203 2436 1583"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件Aにおいてさらに非常用冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合</td> <td>B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。</td> <td>24時間 36時間 冷温停止となる まで 毎日1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：1系列とは、ポンプ1台及び主要な手動弁並びに配管をいう。</p>	項目	運転上の制限	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	1系列 ^{※2} が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件Aにおいてさらに非常用冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止となる まで 毎日1回	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																											
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	1系列 ^{※2} が動作可能であること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件Aにおいてさらに非常用冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止となる まで 毎日1回																										
項目	運転上の制限																											
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	1系列 ^{※2} が動作可能であること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件Aにおいてさらに非常用冷却海水系又は非常用ディーゼル発電設備冷却系が動作不能の場合	B1. 高温停止とする。 及び B2. 1. 冷温停止とする。 又は B2. 2. 原子炉水位を有効燃料頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。	24時間 36時間 冷温停止となる まで 毎日1回																										

変更前	変更後	変更理由																																														
<p>(中央制御室非常用換気空調系) 第57条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 分析評価GMは、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-3の措置を講じる。</p> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="172 825 1213 898"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用換気空調系</td> <td>中央制御室あたり2系列^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表57-2</p> <table border="1" data-bbox="172 968 1213 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>30%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表57-3</p> <table border="1" data-bbox="172 1108 1213 1766"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 中央制御室非常用換気空調系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。及び A2. 他の1系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用換気空調系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>C. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。及び C2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>D. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D1. 炉心変更を中止する。及び D2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：2系列とはファン2台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列 ^{※2} が動作可能であること	項目	判定値	総合除去効率	30%以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 中央制御室非常用換気空調系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。及び A2. 他の1系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。	30日間 速やかに	B. 中央制御室非常用換気空調系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間	C. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	D. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 炉心変更を中止する。及び D2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	<p>(中央制御室非常用換気空調系) 第57条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 分析評価GMは、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-3の措置を講じる。</p> <p>※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>表57-1</p> <table border="1" data-bbox="1391 825 2433 898"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用換気空調系</td> <td>中央制御室あたり2系列^{※2}が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表57-2</p> <table border="1" data-bbox="1391 968 2433 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>30%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表57-3</p> <table border="1" data-bbox="1391 1108 2433 1766"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 中央制御室非常用換気空調系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。及び A2. 他の1系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用換気空調系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>C. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。及び C2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> <tr> <td>D. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D1. 炉心変更を中止する。及び D2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：2系列とはファン2台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。</p>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列 ^{※2} が動作可能であること	項目	判定値	総合除去効率	30%以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 中央制御室非常用換気空調系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。及び A2. 他の1系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。	30日間 速やかに	B. 中央制御室非常用換気空調系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間	C. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	D. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 炉心変更を中止する。及び D2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																															
中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列 ^{※2} が動作可能であること																																															
項目	判定値																																															
総合除去効率	30%以上																																															
条件	要求される措置	完了時間																																														
A. 中央制御室非常用換気空調系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。及び A2. 他の1系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。	30日間 速やかに																																														
B. 中央制御室非常用換気空調系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																																														
C. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																														
D. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 炉心変更を中止する。及び D2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに																																														
項目	運転上の制限																																															
中央制御室非常用換気空調系	中央制御室あたり2系列 ^{※2} が動作可能であること																																															
項目	判定値																																															
総合除去効率	30%以上																																															
条件	要求される措置	完了時間																																														
A. 中央制御室非常用換気空調系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。及び A2. 他の1系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。	30日間 速やかに																																														
B. 中央制御室非常用換気空調系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間																																														
C. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。及び C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間																																														
D. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において、条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 炉心変更を中止する。及び D2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに																																														

変更前	変更後	変更理由																																
<p>(非常用ディーゼル発電機その1) 第60条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機は表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、次の事項を確認する。 ①非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを1ヶ月に1回確認する。 ②A系及びB系のデイトンクレベル及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベル(6号炉)が表60-2に定める値を満足していることを1ヶ月に1回確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</p> <p>3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-3の措置を講じる。</p> <p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="121 926 1184 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>2台^{*1}の非常用ディーゼル発電機(6号炉は3台^{*2}の非常用ディーゼル発電機)が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="145 1106 1080 1255"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>5号炉 A系</th> <th>5号炉 B系</th> <th>6号炉 A系</th> <th>6号炉 B系</th> <th>6号炉 HPCS</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機デイトンクレベル</td> <td>3,430mm 以上</td> <td>3,430mm 以上</td> <td>2,829mm 以上</td> <td>2,299mm 以上</td> <td>1,598mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機	2台 ^{*1} の非常用ディーゼル発電機(6号炉は3台 ^{*2} の非常用ディーゼル発電機)が動作可能であること	項目	5号炉 A系	5号炉 B系	6号炉 A系	6号炉 B系	6号炉 HPCS	非常用ディーゼル発電機デイトンクレベル	3,430mm 以上	3,430mm 以上	2,829mm 以上	2,299mm 以上	1,598mm 以上	<p>(非常用ディーゼル発電機その1) 第60条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機は表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、次の事項を確認する。 ①非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを1ヶ月に1回確認する。 ②A系及びB系のデイトンクレベル及び高圧炉心スプレイ系デイトンクレベル(6号炉)が表60-2に定める値を満足していることを1ヶ月に1回確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</p> <p>3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表60-3の措置を講じる。</p> <p>表60-1</p> <table border="1" data-bbox="1344 926 2407 1037"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>2台^{*1}の非常用ディーゼル発電機(6号炉は3台^{*2}の非常用ディーゼル発電機)が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="1368 1106 2303 1255"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>5号炉 A系</th> <th>5号炉 B系</th> <th>6号炉 A系</th> <th>6号炉 B系</th> <th>6号炉 HPCS</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機デイトンクレベル</td> <td>3,430mm 以上</td> <td>3,430mm 以上</td> <td>2,829mm 以上</td> <td>2,299mm 以上</td> <td>1,598mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用ディーゼル発電機	2台 ^{*1} の非常用ディーゼル発電機(6号炉は3台 ^{*2} の非常用ディーゼル発電機)が動作可能であること	項目	5号炉 A系	5号炉 B系	6号炉 A系	6号炉 B系	6号炉 HPCS	非常用ディーゼル発電機デイトンクレベル	3,430mm 以上	3,430mm 以上	2,829mm 以上	2,299mm 以上	1,598mm 以上	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																	
非常用ディーゼル発電機	2台 ^{*1} の非常用ディーゼル発電機(6号炉は3台 ^{*2} の非常用ディーゼル発電機)が動作可能であること																																	
項目	5号炉 A系	5号炉 B系	6号炉 A系	6号炉 B系	6号炉 HPCS																													
非常用ディーゼル発電機デイトンクレベル	3,430mm 以上	3,430mm 以上	2,829mm 以上	2,299mm 以上	1,598mm 以上																													
項目	運転上の制限																																	
非常用ディーゼル発電機	2台 ^{*1} の非常用ディーゼル発電機(6号炉は3台 ^{*2} の非常用ディーゼル発電機)が動作可能であること																																	
項目	5号炉 A系	5号炉 B系	6号炉 A系	6号炉 B系	6号炉 HPCS																													
非常用ディーゼル発電機デイトンクレベル	3,430mm 以上	3,430mm 以上	2,829mm 以上	2,299mm 以上	1,598mm 以上																													

変更前	変更後	変更理由																																				
<p>(直流電源その1) 第63条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 技術GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、2系列^{*2}（6号炉は3系列^{*3}）の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-2の措置を講じる。</p> <p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。以下、第64条において同じ。 ※2：2系列とは、A系及びB系をいう。 ※3：3系列とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="112 961 1276 1033"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>2系列^{*2}（6号炉は3系列^{*3}）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表63-2</p> <table border="1" data-bbox="112 1104 1276 1507"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C2. 冷温停止とする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	2系列 ^{*2} （6号炉は3系列 ^{*3} ）が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間	C2. 冷温停止とする。	36時間	<p>(直流電源その1) 第63条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 品質向上GMは、定検停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器^{*1}）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、2系列^{*2}（6号炉は3系列^{*3}）の蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表63-2の措置を講じる。</p> <p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。以下、第64条において同じ。 ※2：2系列とは、A系及びB系をいう。 ※3：3系列とは、A系、B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="1332 961 2496 1033"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>2系列^{*2}（6号炉は3系列^{*3}）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表63-2</p> <table border="1" data-bbox="1332 1104 2496 1507"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td>10日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止とする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C2. 冷温停止とする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	2系列 ^{*2} （6号炉は3系列 ^{*3} ）が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間	C2. 冷温停止とする。	36時間	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																					
直流電源	2系列 ^{*2} （6号炉は3系列 ^{*3} ）が動作可能であること																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																				
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																				
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間																																				
	C2. 冷温停止とする。	36時間																																				
項目	運転上の制限																																					
直流電源	2系列 ^{*2} （6号炉は3系列 ^{*3} ）が動作可能であること																																					
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	10日間 速やかに																																				
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																				
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間																																				
	C2. 冷温停止とする。	36時間																																				

変更前	変更後	変更理由								
<p>(複数の制御棒引き抜きを伴う検査) 第69条 原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が起動であるとはみなさない。</p> <p>2. 複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>燃料管理GM</u>は、制御棒操作を行うにあたり、あらかじめ制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、原子炉モードスイッチを起動位置にして、制御棒値ミニマイザの動作確認を行う場合又は制御棒操作手順に従って複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は、表69-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-3の措置を講じる。</p> <p>表69-1</p> <table border="1" data-bbox="172 856 1216 961"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数の制御棒引き抜きを伴う検査</td> <td>あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	複数の制御棒引き抜きを伴う検査	あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること	<p>(複数の制御棒引き抜きを伴う検査) 第69条 原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が起動であるとはみなさない。</p> <p>2. 複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、制御棒操作を行うにあたり、あらかじめ制御棒操作手順を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て当直長に通知する。 (2) 当直長は、原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、原子炉モードスイッチを起動位置にして、制御棒値ミニマイザの動作確認を行う場合又は制御棒操作手順に従って複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は、表69-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-3の措置を講じる。</p> <p>表69-1</p> <table border="1" data-bbox="1389 856 2433 961"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数の制御棒引き抜きを伴う検査</td> <td>あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	複数の制御棒引き抜きを伴う検査	あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
複数の制御棒引き抜きを伴う検査	あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること									
項目	運転上の制限									
複数の制御棒引き抜きを伴う検査	あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること									

変更前	変更後	変更理由																																																				
<p>(運転上の制限の確認) 第72条 各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項^{*1}で確認する。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる^{*2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p> <p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。 ※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>表72</p> <table border="1" data-bbox="151 1266 1234 1640"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻 度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>保安規定で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td></td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td>同上 なお、1ヶ月は31日とする。</td> </tr> <tr> <td>1,000MW d / t に1回</td> <td>250MW d / t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	頻 度		備 考	保安規定で定める頻度	延長できる時間	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	24時間に1回	6時間	同上	毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。	1,000MW d / t に1回	250MW d / t		<p>(運転上の制限の確認) 第72条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項^{*1}で確認する。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる^{*2}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p> <p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。 ※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>表72</p> <table border="1" data-bbox="1377 1266 2460 1640"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻 度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>保安規定で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td></td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td>同上 なお、1ヶ月は31日とする。</td> </tr> <tr> <td>1,000MW d / t に1回</td> <td>250MW d / t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	頻 度		備 考	保安規定で定める頻度	延長できる時間	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	24時間に1回	6時間	同上	毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。	1,000MW d / t に1回	250MW d / t		<p>組織改編に伴う変更</p>
頻 度		備 考																																																				
保安規定で定める頻度	延長できる時間																																																					
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																																																				
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。																																																				
24時間に1回	6時間	同上																																																				
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。																																																				
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。																																																				
1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。																																																				
1,000MW d / t に1回	250MW d / t																																																					
頻 度		備 考																																																				
保安規定で定める頻度	延長できる時間																																																					
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																																																				
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。																																																				
24時間に1回	6時間	同上																																																				
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。																																																				
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。																																																				
1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。																																																				
1,000MW d / t に1回	250MW d / t																																																					

変更前	変更後	変更理由
<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第73条 運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>に報告し、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>5. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。なお、運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、表73の例に準拠する。</p> <p>6. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>に報告し、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>7. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>8. 各GMは、次の各号を適用することができる。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。 (2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。 (4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第73条 運転上の制限を満足しない場合とは、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、<u>各プログラム部長及び</u>各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、<u>運用部長</u>に報告し、<u>運用部長</u>は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>5. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。なお、運転上の制限を満足していないと判断した場合の要求される措置の運用方法については、表73の例に準拠する。</p> <p>6. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、<u>運用部長</u>に報告し、<u>運用部長</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>7. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>8. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、次の各号を適用することができる。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。 (2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。 (4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) 第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 第1項及び第2項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. 各GMは、第1項又は第2項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</p> <p>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. 各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>7. 各GMは、第1項又は第2項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。</p> <p>8. 第1項及び第2項において、要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. 各GMは、第2項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>に報告し、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。 ※2：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) 第74条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 第1項及び第2項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項又は第2項に基づく保全作業を行う場合、<u>関係プログラム部長及び</u>関係GMと協議し実施する。</p> <p>5. 第1項及び第2項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※2}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>7. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項又は第2項を実施する場合、第73条第3項及び第8項に準拠する。</p> <p>8. 第1項及び第2項において、要求される措置又は安全措置を実施できなかった場合、<u>各プログラム部長及び</u>各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第2項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、<u>運用部長</u>に報告し、<u>運用部長</u>は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。 ※2：保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(運転上の制限に関する記録) 第75条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。</p> <p>2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合又は燃料管理GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む） (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>3. 当直長は、自ら第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した場合又は各GMから第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容 (2) 要求される措置又は安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果 (3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p>	<p>(運転上の制限に関する記録) 第75条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。</p> <p>2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合又はプール燃料取り出しプログラム部長から運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻 (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む） (3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>3. 当直長は、自ら第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した場合又は各プログラム部長及び各GMから第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第74条第1項又は第2項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容 (2) 要求される措置又は安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果 (3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(異常発生時の基本的な対応) 第76条 当直長は、次の各号に示す場合、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>に報告する。</p> <p>(1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合^{*1} (2) 原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合 (3) 原子炉を手動スクラムした場合^{*1}</p> <p>2. 当直長は、操作を行っていない制御棒が動作した場合、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>に報告するとともに、速やかに当該制御棒を、当初の管理位置^{*2}に適合させる又は全挿入するための措置を講じる。ただし、炉心から全燃料が取り出されている場合を除く。なお、本節でいう操作を行っていない制御棒が動作した場合^{*3}とは次に定めるものをいう。</p> <p>(1) 挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が当初の管理位置^{*2}から他の位置^{*4}に動作したとき (2) 全挿入位置にある制御棒であって挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき</p> <p>3. 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には、<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>に報告するとともに、それを抑制するために、原子炉建屋の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>及び各GMは、第1項、第2項又は第3項について次に示す必要な措置を講じる。</p> <p>(1) <u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>は、各GMに異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに、異常が発生したことを所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (2) 各GMは、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応措置について<u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>に報告する。 (3) <u>5・6号/共通設備運転管理部長</u>は、異常の原因及び対応措置を所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡する。 (4) 異常の原因が、第78条第3項に該当する場合は、本項(1)、(2)及び(3)を省略することができる。</p> <p>※1：予定された検査による場合、ハーフスクラムした場合又は自動スクラム信号発信前から制御棒が全挿入している場合を除く。 ※2：「管理位置」とは、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。 ※3：制御棒の動作が、スクラム信号による動作である場合は除く。ただし、第2項(1)又は(2)の動作後にスクラム信号が発生し、制御棒が動作した場合は、操作を行っていない制御棒が動作した場合に該当する。 ※4：「他の位置」とは、当初の管理位置から1ノッチ以上離れた位置をいう。</p>	<p>(異常発生時の基本的な対応) 第76条 当直長は、次の各号に示す場合、<u>運用部長</u>に報告する。</p> <p>(1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合^{*1} (2) 原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合 (3) 原子炉を手動スクラムした場合^{*1}</p> <p>2. 当直長は、操作を行っていない制御棒が動作した場合、<u>運用部長</u>に報告するとともに、速やかに当該制御棒を、当初の管理位置^{*2}に適合させる又は全挿入するための措置を講じる。ただし、炉心から全燃料が取り出されている場合を除く。なお、本節でいう操作を行っていない制御棒が動作した場合^{*3}とは次に定めるものをいう。</p> <p>(1) 挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が当初の管理位置^{*2}から他の位置^{*4}に動作したとき (2) 全挿入位置にある制御棒であって挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき</p> <p>3. 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には、<u>運用部長</u>に報告するとともに、それを抑制するために、原子炉建屋の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>各プログラム部長、運用部長</u>及び各GMは、第1項、第2項又は第3項について次に示す必要な措置を講じる。</p> <p>(1) <u>運用部長</u>は、<u>各プログラム部長及び各GM</u>に異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに、異常が発生したことを所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (2) <u>各プログラム部長及び各GM</u>は、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応措置について<u>運用部長</u>に報告する。 (3) <u>運用部長</u>は、異常の原因及び対応措置を所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡する。 (4) 異常の原因が、第78条第3項に該当する場合は、本項(1)、(2)及び(3)を省略することができる。</p> <p>※1：予定された検査による場合、ハーフスクラムした場合又は自動スクラム信号発信前から制御棒が全挿入している場合を除く。 ※2：「管理位置」とは、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。 ※3：制御棒の動作が、スクラム信号による動作である場合は除く。ただし、第2項(1)又は(2)の動作後にスクラム信号が発生し、制御棒が動作した場合は、操作を行っていない制御棒が動作した場合に該当する。 ※4：「他の位置」とは、当初の管理位置から1ノッチ以上離れた位置をいう。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(新燃料の運搬) 第79条 <u>燃料管理GM</u>は、5号炉又は6号炉の新燃料を新燃料輸送容器から取り出す場合及び新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. <u>燃料管理GM</u>は、管理対象区域内において、5号炉又は6号炉の新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※1</p> <p>(4) 法令に適合する容器に封入すること。※1</p> <p>(5) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>3. <u>燃料管理GM</u>は、6号炉において、4号炉の新燃料を構内用輸送容器から取り出す場合及び構内用輸送容器に収納する場合は、燃料取替機を使用する。</p> <p>4. <u>燃料管理GM</u>は、5号炉又は6号炉の新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>5. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用としない。</p> <p>※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p>	<p>(新燃料の運搬) 第79条 <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、5号炉又は6号炉の新燃料を新燃料輸送容器から取り出す場合及び新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、管理対象区域内において、5号炉又は6号炉の新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※1</p> <p>(4) 法令に適合する容器に封入すること。※1</p> <p>(5) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>3. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、6号炉において、4号炉の新燃料を構内用輸送容器から取り出す場合及び構内用輸送容器に収納する場合は、燃料取替機を使用する。</p> <p>4. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、5号炉又は6号炉の新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>5. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用としない。</p> <p>※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(新燃料の貯蔵) 第80条 <u>燃料管理GM</u>は、5号炉又は6号炉に新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。ただし、次項の4号炉の新燃料を貯蔵する場合を除く。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プール（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>2. <u>燃料管理GM</u>は、6号炉に4号炉の新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料プールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料取替機を使用すること。 (4) 使用済燃料プールにおいて新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p>	<p>(新燃料の貯蔵) 第80条 <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、5号炉又は6号炉に新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。ただし、次項の4号炉の新燃料を貯蔵する場合を除く。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プール（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>2. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、6号炉に4号炉の新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料プールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料取替機を使用すること。 (4) 使用済燃料プールにおいて新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(燃料の検査) 第81条 <u>燃料管理GM</u>は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. <u>燃料管理GM</u>は、定期検査を行うために原子炉を停止する場合の原子炉冷却材中のよう素131の増加量の測定結果から、 SHIPPING検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい又は漏えいの疑い有り判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</p> <p>3. <u>燃料管理GM</u>は、第1項又は第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. <u>燃料管理GM</u>は、第1項又は第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>	<p>(燃料の検査) 第81条 <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、定期検査を行うために原子炉を停止する場合の原子炉冷却材中のよう素131の増加量の測定結果から、 SHIPPING検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい又は漏えいの疑い有り判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</p> <p>3. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、第1項又は第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、第1項又は第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(燃料取替実施計画) 第8条 <u>燃料管理GM</u>は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. <u>燃料管理GM</u>は、第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 停止余裕 (2) 最小限界出力比 (3) 燃料棒最大線出力密度 (4) 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ<u>燃料管理GM</u>は、その延長する期間も含め第2項に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p>	<p>(燃料取替実施計画) 第8条 <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 停止余裕 (2) 最小限界出力比 (3) 燃料棒最大線出力密度 (4) 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、その延長する期間も含め第2項に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(燃料移動手順) 第83条 燃料管理GMは、原子炉内及び原子炉と使用済燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の事項を満足する燃料移動手順を作成する。</p> <p>(1) 制御棒を引き抜くセルについては、燃料をすべて取り出しておく。</p> <p>(2) 燃料を装荷するセルについては、制御棒を全挿入しておく。</p> <p>(3) 原子炉運転のための燃料配置に変更する場合は、燃料取替実施計画に定める配置とする。</p> <p>(4) (1) 又は (2) を満足しないセルがある場合は、当該セルに隣接するセルの燃料をすべて取り出す。</p>	<p>(燃料移動手順) 第83条 プール燃料取り出しプログラム部長は、原子炉内及び原子炉と使用済燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の事項を満足する燃料移動手順を作成する。</p> <p>(1) 制御棒を引き抜くセルについては、燃料をすべて取り出しておく。</p> <p>(2) 燃料を装荷するセルについては、制御棒を全挿入しておく。</p> <p>(3) 原子炉運転のための燃料配置に変更する場合は、燃料取替実施計画に定める配置とする。</p> <p>(4) (1) 又は (2) を満足しないセルがある場合は、当該セルに隣接するセルの燃料をすべて取り出す。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(使用済燃料の貯蔵) 第85条 <u>燃料管理GM</u>は、5号炉又は6号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 表85に定める貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵すること。使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納されていることを確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては燃料取扱装置を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2. <u>燃料管理GM</u>は、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に5号炉又は6号炉の使用済燃料を収納する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 福島第一炉規則第15条第2項第2号に基づき、使用済燃料を選定すること。</p> <p>(2) 使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、健全性を維持するよう容器に封入すること。</p> <p>3. <u>燃料管理GM</u>は、5号炉及び6号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール並びに使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>4. 1/2/3/4号炉の当直長は、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器並びに使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の密封性能及び除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には<u>燃料管理GM</u>に連絡し、<u>燃料管理GM</u>は必要な措置を講じる。ただし、密封性能及び除熱性能の監視を行うための監視設備が設置されるまでの間は、<u>燃料管理GM</u>は密封性能及び除熱性能が保持されていることを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵) 第85条 <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、5号炉又は6号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 表85に定める貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵すること。使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納されていることを確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては燃料取扱装置を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>2. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に5号炉又は6号炉の使用済燃料を収納する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 福島第一炉規則第15条第2項第2号に基づき、使用済燃料を選定すること。</p> <p>(2) 使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、健全性を維持するよう容器に封入すること。</p> <p>3. <u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、5号炉及び6号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール並びに使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>4. 1/2/3/4号炉の当直長は、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器並びに使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の密封性能及び除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>に連絡し、<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は必要な措置を講じる。ただし、密封性能及び除熱性能の監視を行うための監視設備が設置されるまでの間は、<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は密封性能及び除熱性能が保持されていることを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(使用済燃料の運搬) 第86条 燃料管理GMは、発電所内において、5号炉又は6号炉から使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいて構内用輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料取替機を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>2. 燃料管理GMは、発電所内において、5号炉又は6号炉から使用済燃料を収納した構内用輸送容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>3. 燃料管理GMは、使用済燃料共用プールにおいて、5号炉又は6号炉の使用済燃料を収納した構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合及び構内用輸送容器へ使用済燃料を収納する場合、燃料取扱装置を使用する。</p> <p>4. 燃料管理GMは、5号炉又は6号炉において、構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用する。</p> <p>5. 燃料管理GMは、発電所内において、使用済燃料共用プールから使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料共用プールにおいて使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料取扱装置を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプ、冷却期間及び配置が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>6. 燃料管理GMは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>7. 燃料管理GMは、使用済燃料共用プールにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器から使用済燃料を取り出す場合、燃料取扱装置を使用する。</p>	<p>(使用済燃料の運搬) 第86条 プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、5号炉又は6号炉から使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいて構内用輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料取替機を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>2. プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、5号炉又は6号炉から使用済燃料を収納した構内用輸送容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>3. プール燃料取り出しプログラム部長は、使用済燃料共用プールにおいて、5号炉又は6号炉の使用済燃料を収納した構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合及び構内用輸送容器へ使用済燃料を収納する場合、燃料取扱装置を使用する。</p> <p>4. プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉又は6号炉において、構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用する。</p> <p>5. プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、使用済燃料共用プールから使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料共用プールにおいて使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料取扱装置を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプ、冷却期間及び配置が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>6. プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>7. プール燃料取り出しプログラム部長は、使用済燃料共用プールにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器から使用済燃料を取り出す場合、燃料取扱装置を使用する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第87条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料管理GMが使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) 5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また、5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(3) その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物管理GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>2. 各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{※2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表120-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 各GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 固体廃棄物管理GMは、貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回貯蔵庫を巡視するとともに、事故前の保管量の推定値を元に保管物の出入りを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンク等における5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジの貯蔵状況を監視し、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>(3) 固体廃棄物管理GMは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、事故前の保管量の推定値を元に保管物を確認する。また、燃料管理GMは、使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、事故前の貯蔵量の推定値を元に貯蔵物の出入りを確認するとともに、使用済燃料共用プールについては、原子炉内で照射されたチャンネルボックス等の貯蔵状況を確認するために、1ヶ月に1回使用済燃料共用プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>4. 固体廃棄物管理GMは貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各GMは管理対象区域内において放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。 ※2：ドラム缶等とは、ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物をいう。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第87条 各プログラム部長及び各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p>(1) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、プール燃料取り出しプログラム部長が使用済燃料プールに貯蔵、若しくはチャンネルボックス等については使用済燃料共用プールに貯蔵する。</p> <p>(2) 5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジは、当直長が使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵する。また、5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(3) その他の雑固体廃棄物は、各プログラム部長及び各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。また、その他の雑固体廃棄物を焼却する場合には、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、固体廃棄物GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等^{※2}の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表120-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3. 各プログラム部長及び各GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 固体廃棄物GMは、貯蔵庫における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回貯蔵庫を巡視するとともに、事故前の保管量の推定値を元に保管物の出入りを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンク等における5号炉及び6号炉で発生した使用済樹脂及びフィルタスラッジの貯蔵状況を監視し、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>(3) 固体廃棄物GMは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、事故前の保管量の推定値を元に保管物を確認する。また、プール燃料取り出しプログラム部長は、使用済燃料プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等について、事故前の貯蔵量の推定値を元に貯蔵物の出入りを確認するとともに、使用済燃料共用プールについては、原子炉内で照射されたチャンネルボックス等の貯蔵状況を確認するために、1ヶ月に1回使用済燃料共用プールを巡視するとともに、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>4. 固体廃棄物GMは貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各プログラム部長及び各GMは管理対象区域内において放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器等の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。 ※2：ドラム缶等とは、ドラム缶に収納された放射性固体廃棄物、ドラム缶以外の容器に収納された放射性固体廃棄物、開口部閉止措置を実施した大型廃棄物をいう。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第87条の2 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{※1}について、固体廃棄物管理GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{※2}及び伐採木一時保管槽^{※3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運営GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第87条に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類^{※4}は、各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>(2) 発電所において発生した使用済保護衣等^{※5}は、固体廃棄物管理GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物管理GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(3) 伐採木は、各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>3. 固体廃棄物管理GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時的保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(2) 覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。</p> <p>(3) 伐採木一時保管槽において、定期的に温度監視を実施する。</p> <p>(4) 貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時的保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>※1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。 ※2：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。 ※3：伐採木一時保管槽とは、防火対策や線量低減対策として覆土をする一時保管槽をいう。以下、本条において同じ。 ※4：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいい、回収した土壌を含む。以下、本条において同じ。 ※5：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第87条の2 発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{※1}について、固体廃棄物GMは、固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設^{※2}及び伐採木一時保管槽^{※3}を含む。）について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、次に定める瓦礫等の種類に応じて、回収したものを一時保管エリアに運搬する。また、切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。なお、運用支援GMが雑固体廃棄物焼却設備及び増設雑固体廃棄物焼却設備で焼却する場合には、第87条に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類^{※4}は、各プログラム部長及び各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、固体廃棄物GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した貯蔵庫、覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬し、遮へいや容器収納、シート養生等の措置を講じる。</p> <p>(2) 発電所において発生した使用済保護衣等^{※5}は、固体廃棄物GMが、袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお、固体廃棄物GMは圧縮等を行うことができる。</p> <p>(3) 伐採木は、各プログラム部長及び各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。配置の際には積載制限、通気性確保、伐採木一時保管槽への収納等の防火対策を講じる。</p> <p>3. 固体廃棄物GMは、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時的保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(2) 覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。</p> <p>(3) 伐採木一時保管槽において、定期的に温度監視を実施する。</p> <p>(4) 貯蔵庫及び発電所内の一時保管エリア（覆土式一時保管施設及び伐採木一時保管槽を含む。）における瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時的保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>※1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。 ※2：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。 ※3：伐採木一時保管槽とは、防火対策や線量低減対策として覆土をする一時保管槽をいう。以下、本条において同じ。 ※4：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいい、回収した土壌を含む。以下、本条において同じ。 ※5：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																		
<p>(5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）で発生した廃棄物の管理) 第87条の3 処理設備GMは、表87の3-1に定める放射性廃棄物を定められた貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>2. 処理設備GMは、表87の3-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射性廃棄物の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 機械GMは、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト並びに淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>4. 固体廃棄物管理GMは、表87の3-2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 (2) 空間線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>表87の3-1</p> <table border="1" data-bbox="106 753 1181 894"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔</td> <td>使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>表87の3-2</p> <table border="1" data-bbox="106 961 1181 1171"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>貯蔵箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト</td> <td rowspan="2">固体廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類</td> </tr> </tbody> </table>	放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設	廃棄物の種類	貯蔵箇所	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト	固体廃棄物貯蔵庫	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類	<p>(5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）で発生した廃棄物の管理) 第87条の3 処理設備GMは、表87の3-1に定める放射性廃棄物を定められた貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>2. 処理設備GMは、表87の3-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射性廃棄物の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>3. 1～6号機械設備GMは、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト並びに淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。</p> <p>4. 固体廃棄物GMは、表87の3-2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 (2) 空間線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>表87の3-1</p> <table border="1" data-bbox="1332 753 2407 894"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔</td> <td>使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>表87の3-2</p> <table border="1" data-bbox="1332 961 2407 1171"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>貯蔵箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト</td> <td rowspan="2">固体廃棄物貯蔵庫</td> </tr> <tr> <td>5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類</td> </tr> </tbody> </table>	放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設	廃棄物の種類	貯蔵箇所	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト	固体廃棄物貯蔵庫	5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類	<p>組織改編に伴う変更</p>
放射性廃棄物の種類	貯蔵施設																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設																			
廃棄物の種類	貯蔵箇所																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト	固体廃棄物貯蔵庫																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類																				
放射性廃棄物の種類	貯蔵施設																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで使用したセシウム/ストロンチウム同時吸着材吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設																			
廃棄物の種類	貯蔵箇所																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト	固体廃棄物貯蔵庫																			
5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類																				

変更前	変更後	変更理由																																										
<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第88条 放射性液体廃棄物の海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。 2. 分析評価GMは、表88-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、次の事項を管理するとともに、その結果を当直長に通知する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 5号炉及び6号炉で発生した放射性液体廃棄物について、復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表88-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 (3) 5号炉及び6号炉で発生した放射性液体廃棄物について、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表88-3に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。 3. 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水モニタを監視し、復水器冷却水放水口より放出する。</p> <p>表88-1</p> <table border="1" data-bbox="154 793 1181 999"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2">・収集タンク ・サンプルタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表88-2</p> <table border="1" data-bbox="154 1066 872 1213"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.4×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表88-3</p> <table border="1" data-bbox="154 1281 872 1352"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>7.4×10^{12} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・収集タンク ・サンプルタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.4×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	7.4×10^{12} Bq/年	<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第88条 放射性液体廃棄物の海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。 2. 分析評価GMは、表88-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を当直長に通知する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 (2) 5号炉及び6号炉で発生した放射性液体廃棄物について、復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表88-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 (3) 5号炉及び6号炉で発生した放射性液体廃棄物について、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表88-3に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。 3. 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水モニタを監視し、復水器冷却水放水口より放出する。</p> <p>表88-1</p> <table border="1" data-bbox="1377 793 2404 999"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2">・収集タンク ・サンプルタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表88-2</p> <table border="1" data-bbox="1377 1066 2095 1213"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.4×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表88-3</p> <table border="1" data-bbox="1377 1281 2095 1352"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>7.4×10^{12} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・収集タンク ・サンプルタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	項目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.4×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値	トリチウム	7.4×10^{12} Bq/年	<p>組織改編に伴う変更</p>
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																								
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・収集タンク ・サンプルタンク																																								
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																									
項目	放出管理目標値																																											
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.4×10^{10} Bq/年																																											
項目	放出管理の基準値																																											
トリチウム	7.4×10^{12} Bq/年																																											
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																								
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・収集タンク ・サンプルタンク																																								
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																									
項目	放出管理目標値																																											
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.4×10^{10} Bq/年																																											
項目	放出管理の基準値																																											
トリチウム	7.4×10^{12} Bq/年																																											

変更前	変更後	変更理由																																																																										
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を環境管理GMに通知する。また、環境管理GMは、次の事項を管理するとともに、その結果を当直長又は運営GMに通知する。 (1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 2. 当直長又は運営GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">・5, 6号炉 共用排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・5号炉 非常用ガス処 理系 ・6号炉 非常用ガス処 理系</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (非常用ガス処理 系運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td rowspan="2">運営GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム 90濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表89-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス</td> <td>2.8 × 10¹⁵ Bq/年</td> </tr> <tr> <td>よう素131</td> <td>1.4 × 10¹¹ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	・5号炉 非常用ガス処 理系 ・6号炉 非常用ガス処 理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理 系運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)	・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運営GM	ストロンチウム 90濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス	2.8 × 10 ¹⁵ Bq/年	よう素131	1.4 × 10 ¹¹ Bq/年	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を当直長又は運用支援GMに通知する。 (1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 2. 当直長又は運用支援GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>表89-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出実施GM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">・5, 6号炉 共用排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・5号炉 非常用ガス処 理系 ・6号炉 非常用ガス処 理系</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (非常用ガス処理 系運転時)</td> <td rowspan="2">当直長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> <td rowspan="2">運用支援GM</td> </tr> <tr> <td>ストロンチウム 90濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表89-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス</td> <td>2.8 × 10¹⁵ Bq/年</td> </tr> <tr> <td>よう素131</td> <td>1.4 × 10¹¹ Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM	放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	・5号炉 非常用ガス処 理系 ・6号炉 非常用ガス処 理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理 系運転時)	当直長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)	・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運用支援GM	ストロンチウム 90濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物 希ガス	2.8 × 10 ¹⁵ Bq/年	よう素131	1.4 × 10 ¹¹ Bq/年	<p>組織改編に伴う変更</p>
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																																							
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長																																																																							
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)																																																																								
	・5号炉 非常用ガス処 理系 ・6号炉 非常用ガス処 理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理 系運転時)	当直長																																																																							
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)																																																																								
	・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運営GM																																																																							
		ストロンチウム 90濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)																																																																								
項目	放出管理目標値																																																																											
放射性気体廃棄物 希ガス	2.8 × 10 ¹⁵ Bq/年																																																																											
よう素131	1.4 × 10 ¹¹ Bq/年																																																																											
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出実施GM																																																																							
放射性気体廃棄物	・5, 6号炉 共用排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (建屋換気空調系 運転時)	当直長																																																																							
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)																																																																								
	・5号炉 非常用ガス処 理系 ・6号炉 非常用ガス処 理系	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理 系運転時)	当直長																																																																							
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理 系運転時)																																																																								
	・焼却炉建屋 排気筒 ・増設焼却炉 建屋排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種, 全ベ ータ放射能)	試料放射能 測定装置	1週間に1回 (建屋換気空調系 運転時)	運用支援GM																																																																							
		ストロンチウム 90濃度	試料放射能 測定装置	3ヶ月に1回 (建屋換気空調系 運転時)																																																																								
項目	放出管理目標値																																																																											
放射性気体廃棄物 希ガス	2.8 × 10 ¹⁵ Bq/年																																																																											
よう素131	1.4 × 10 ¹¹ Bq/年																																																																											

変更前	変更後	変更理由																																						
<p>(放出管理用計測器の管理) 第90条 各GMは、表90に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表90</p> <table border="1" data-bbox="94 415 1071 793"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器</td> <td>排水モニタ</td> <td><u>計装設備GM</u></td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>分析評価GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td><u>計装設備GM</u></td> <td>3台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：5号炉及び6号炉の排水モニタの合計の台数（排水モニタが復旧していない場合には、未復旧の排水モニタを除いた台数とする。） ※2：5，6号炉共用排気筒モニタ，5号炉非常用ガス処理系排気筒モニタ及び6号炉非常用ガス処理系排気筒モニタの合計の台数 ※3：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	排水モニタ	<u>計装設備GM</u>	2台 ^{※1}	b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	分析評価GM	2台	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	<u>計装設備GM</u>	3台 ^{※2}	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台 ^{※3}	<p>(放出管理用計測器の管理) 第90条 各GMは、表90に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表90</p> <table border="1" data-bbox="1320 415 2297 793"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器</td> <td>排水モニタ</td> <td><u>燃料計装設備GM</u></td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>分析評価GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td><u>燃料計装設備GM</u></td> <td>3台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：5号炉及び6号炉の排水モニタの合計の台数（排水モニタが復旧していない場合には、未復旧の排水モニタを除いた台数とする。） ※2：5，6号炉共用排気筒モニタ，5号炉非常用ガス処理系排気筒モニタ及び6号炉非常用ガス処理系排気筒モニタの合計の台数 ※3：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	排水モニタ	<u>燃料計装設備GM</u>	2台 ^{※1}	b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	分析評価GM	2台	2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	<u>燃料計装設備GM</u>	3台 ^{※2}	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台 ^{※3}	<p>組織改編に伴う変更</p>
分類	計測器種類	所管GM	数量																																					
1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	排水モニタ	<u>計装設備GM</u>	2台 ^{※1}																																					
b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	分析評価GM	2台																																					
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	<u>計装設備GM</u>	3台 ^{※2}																																					
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台 ^{※3}																																					
分類	計測器種類	所管GM	数量																																					
1. a. 放射性液体廃棄物 放出監視用計測器	排水モニタ	<u>燃料計装設備GM</u>	2台 ^{※1}																																					
b. 放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	分析評価GM	2台																																					
2. 放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	<u>燃料計装設備GM</u>	3台 ^{※2}																																					
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台 ^{※3}																																					

変更前	変更後	変更理由																										
<p>(管理対象区域の設定及び解除) 第92条 管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理GMは、管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって、周辺監視区域境界に第98条の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 放射線管理GMは、管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理GMは、添付2-1における建物等の内部の管理対象区域境界付近において、表92に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線管理GMは、第4項以外で、建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線管理GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって、放射線管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線管理GMは、第6項における管理対象区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線管理GMが確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表92</p> <table border="1" data-bbox="172 1163 661 1623"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>(管理対象区域の設定及び解除) 第92条 管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線防護GMは、管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって、周辺監視区域境界に第98条の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 放射線防護GMは、管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線防護GMは、添付2-1における建物等の内部の管理対象区域境界付近において、表92に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線防護GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線防護GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線防護GMは、第4項以外で、建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線防護GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線防護GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線防護GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって、放射線防護GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線防護GMは、第6項における管理対象区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線防護GMが確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表92</p> <table border="1" data-bbox="1389 1163 1878 1623"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>組織改編に伴う変更</p>
タンク点検等																												
ポンプ点検等																												
バルブ点検等																												
配管点検等																												
ケーブル点検等																												
空調点検等																												
計測器類点検等																												
監視カメラ点検等																												
扉・シャッター修理他作業																												
清掃作業																												
建物補修																												
搬出入作業																												
物品の仮置																												
タンク点検等																												
ポンプ点検等																												
バルブ点検等																												
配管点検等																												
ケーブル点検等																												
空調点検等																												
計測器類点検等																												
監視カメラ点検等																												
扉・シャッター修理他作業																												
清掃作業																												
建物補修																												
搬出入作業																												
物品の仮置																												

変更前	変更後	変更理由																										
<p>(管理区域の設定及び解除) 第92条の2 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理GMは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、壁、柵等の区画物が損壊により区画ができない場合であって、管理対象区域境界に第92条第2項の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 放射線管理GMは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理GMは、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表92の2に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線管理GMは、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線管理GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、放射線管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線管理GMは、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線管理GMが確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表92の2</p> <table border="1" data-bbox="166 1163 655 1829"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>(管理区域の設定及び解除) 第92条の2 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線防護GMは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、壁、柵等の区画物が損壊により区画ができない場合であって、管理対象区域境界に第92条第2項の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 放射線防護GMは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線防護GMは、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表92の2に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線防護GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線防護GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 放射線防護GMは、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、放射線防護GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線防護GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. 放射線防護GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、放射線防護GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 放射線防護GMは、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線防護GMが確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>表92の2</p> <table border="1" data-bbox="1389 1163 1878 1829"> <tr><td>タンク点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td></tr> <tr><td>配管点検等</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td></tr> <tr><td>空調点検等</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td></tr> <tr><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table>	タンク点検等	ポンプ点検等	バルブ点検等	配管点検等	ケーブル点検等	空調点検等	計測器類点検等	監視カメラ点検等	扉・シャッター修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置	<p>組織改編に伴う変更</p>
タンク点検等																												
ポンプ点検等																												
バルブ点検等																												
配管点検等																												
ケーブル点検等																												
空調点検等																												
計測器類点検等																												
監視カメラ点検等																												
扉・シャッター修理他作業																												
清掃作業																												
建物補修																												
搬出入作業																												
物品の仮置																												
タンク点検等																												
ポンプ点検等																												
バルブ点検等																												
配管点検等																												
ケーブル点検等																												
空調点検等																												
計測器類点検等																												
監視カメラ点検等																												
扉・シャッター修理他作業																												
清掃作業																												
建物補修																												
搬出入作業																												
物品の仮置																												

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(管理対象区域内における区域区分) 第93条 <u>放射線管理GM</u>は、管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。 2. 管理区域と管理区域を除く区域は、添付2-1に示す区域とする。 3. <u>放射線管理GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにする。</p>	<p>(管理対象区域内における区域区分) 第93条 <u>放射線防護GM</u>は、管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。 2. 管理区域と管理区域を除く区域は、添付2-1に示す区域とする。 3. <u>放射線防護GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにする。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分) 第93条の2 放射線管理GMは、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。） (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 2. 汚染のおそれのない管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。 3. 放射線管理GMは、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4. 放射線管理GMは、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。 5. 放射線管理GM又は作業環境改善GMは、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分) 第93条の2 放射線防護GMは、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。） (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 2. 汚染のおそれのない管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。 3. 放射線防護GMは、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線防護GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4. 放射線防護GMは、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。 5. 放射線防護GMは、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理区域内における区域区分) 第93条の3 <u>放射線管理GM</u>は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付2に示す区域とする。ただし、放射線レベルが高く、区域区分に係る条件を満足できない場合は、第93条の2第1項(1)又は第93条の2第1項(2)の区域とみなす。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>(管理区域内における区域区分) 第93条の3 <u>放射線防護GM</u>は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付2に示す区域とする。ただし、放射線レベルが高く、区域区分に係る条件を満足できない場合は、第93条の2第1項(1)又は第93条の2第1項(2)の区域とみなす。</p> <p>3. <u>放射線防護GM</u>は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線防護GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <u>放射線防護GM</u>は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(管理対象区域内における特別措置) 第94条 管理対象区域内における特別措置が必要な区域は、次に示す区域とする。</p> <p>(1) 放射線レベルが高い場所 (2) 放射線レベルが確認されていない場所 (3) 滞留水を貯留する場所</p> <p>2. 各GMは、第1項に定める各区域について、次の措置を講じる。</p> <p>(1) <u>放射線管理GM</u>は、管理対象区域に立ち入る者が見やすい場所に、第1項(1)及び(2)に示す場所を明確にしたサーベイマップを掲示して周知する他、作業員以外が立ち入る可能性及び措置に伴う被ばくを考慮して必要な場合に限り第1項(1)の場所にロープ等による立入制限の措置を講じる。</p> <p>(2) 各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(3)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>3. 各GMは、管理対象区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案するとともに、第1項の区域内で作業を行う場合は、放射線防護上の措置について<u>放射線管理GM</u>のレビューを受ける。</p>	<p>(管理対象区域内における特別措置) 第94条 管理対象区域内における特別措置が必要な区域は、次に示す区域とする。</p> <p>(1) 放射線レベルが高い場所 (2) 放射線レベルが確認されていない場所 (3) 滞留水を貯留する場所</p> <p>2. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項に定める各区域について、次の措置を講じる。</p> <p>(1) <u>放射線防護GM</u>は、管理対象区域に立ち入る者が見やすい場所に、第1項(1)及び(2)に示す場所を明確にしたサーベイマップを掲示して周知する他、作業員以外が立ち入る可能性及び措置に伴う被ばくを考慮して必要な場合に限り第1項(1)の場所にロープ等による立入制限の措置を講じる。</p> <p>(2) <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(3)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>3. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、管理対象区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案するとともに、第1項の区域内で作業を行う場合は、放射線防護上の措置について<u>放射線防護GM</u>のレビューを受ける。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(管理区域内における特別措置) 第94条の2 <u>放射線管理GM</u>は、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト (2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</p> <p>2. 各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、<u>放射線管理GM</u>のレビューを受ける。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</p> <p>3. 各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、床・壁等の損壊や放射線レベルが高い又は未確認であるため第1項の措置を講じることができない場合、管理区域内における特別措置は第94条に定める管理区域を除く区域における特別措置と同一とする。</p>	<p>(管理区域内における特別措置) 第94条の2 <u>放射線防護GM</u>は、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト (2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</p> <p>2. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、<u>放射線防護GM</u>のレビューを受ける。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</p> <p>3. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>4. <u>放射線防護GM</u>は、床・壁等の損壊や放射線レベルが高い又は未確認であるため第1項の措置を講じることができない場合、管理区域内における特別措置は第94条に定める管理区域を除く区域における特別措置と同一とする。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(管理対象区域への出入管理) 第95条 保健安全GMは、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。 (1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。</p> <p>2. 放射線安全GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>3. 放射線安全GMは、管理対象区域の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。</p> <p>4. 放射線安全GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>5. 放射線安全GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。</p> <p>6. 放射線安全GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル^{※1}を超えないような措置を講じる。</p> <p>7. 放射線安全GM又は作業環境改善GMは、第93条の2第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。</p> <p>※1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。以下、第103条において同じ。</p>	<p>(管理対象区域への出入管理) 第95条 保安総括GMは、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。 (1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。</p> <p>2. 放射線防護GMは、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>3. 放射線防護GMは、管理対象区域の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。</p> <p>4. 放射線防護GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>5. 放射線防護GMは、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。</p> <p>6. 放射線防護GMは、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル^{※1}を超えないような措置を講じる。</p> <p>7. 放射線防護GMは、第93条の2第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。</p> <p>※1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。以下、第103条において同じ。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（管理対象区域出入者の遵守事項） 第96条 <u>放射線安全GM</u>は、管理対象区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>（1）出入管理箇所を経由すること。ただし、<u>放射線安全GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（2）管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって<u>保健安全GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（3）管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合 ・ <u>放射線管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合 <p>（4）第94条第1項（3）に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>（5）管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第95条第5項又は第95条第6項に基づく<u>放射線安全GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（6）放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>（管理対象区域出入者の遵守事項） 第96条 <u>放射線防護GM</u>は、管理対象区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>（1）出入管理箇所を経由すること。ただし、<u>放射線防護GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（2）管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって<u>保安総括GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（3）管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合 ・ <u>放射線防護GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合 <p>（4）第94条第1項（3）に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>（5）管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第95条第5項又は第95条第6項に基づく<u>放射線防護GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>（6）放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由												
<p>(線量の評価) 第99条 保健安全GMは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表99に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表99</p> <table border="1" data-bbox="94 417 869 539"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{※1}</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあっては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}	<p>(線量の評価) 第99条 放射線防護GMは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表99に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表99</p> <table border="1" data-bbox="1314 417 2089 539"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{※1}</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあっては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}	<p>組織改編に伴う変更</p>
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}													
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}													

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理対象区域内の床、壁等の除染) 第100条 各GMは、管理対象区域内において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合であって、この汚染の除去を行う場合は、<u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>に連絡する。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは、汚染状況等について<u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の所管GMは、その措置結果について、<u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>の確認を得る。</p>	<p>(管理対象区域内の床、壁等の除染) 第100条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、管理対象区域内において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合であって、この汚染の除去を行う場合は、<u>放射線防護GM</u>に連絡する。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業の<u>所管プログラム部長及び</u>所管GMは、汚染状況等について<u>放射線防護GM</u>の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の<u>所管プログラム部長及び</u>所管GMは、その措置結果について、<u>放射線防護GM</u>の確認を得る。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																																						
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第101条 各GMは、表101-1及び表101-2（第93条の2第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>2. <u>環境モニタリングGM</u>は、表101-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図101に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. <u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>は、第1項の測定により、<u>環境モニタリングGM</u>は、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各GMは、第1項に定める測定結果を<u>放射線管理GM</u>に連絡する。<u>放射線管理GM</u>は、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。</p> <p>表101-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>所管 GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理対象区域内(管理区域内を含む)※1</td> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量率</td> <td>各GM</td> <td>放射線レベルに応じて</td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理GM</u>※2</td> <td>毎日運転中に1回※3</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率※4</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目 ※3：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できず、当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は、他のエリアモニタの計測値で代替する。 ※4：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>表101-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>所管 GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚染のおそれのない管理対象区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td rowspan="2"><u>放射線管理GM</u> 又は <u>作業環境改善GM</u></td> <td rowspan="2">毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度	1. 管理対象区域内(管理区域内を含む)※1	外部放射線に係る線量当量率	各GM	放射線レベルに応じて	<u>放射線管理GM</u> ※2	毎日運転中に1回※3	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※4	<u>環境モニタリングGM</u>	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回	場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度	汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	<u>放射線管理GM</u> 又は <u>作業環境改善GM</u>	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)	空気中の放射性物質濃度	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第101条 <u>各プログラム部長及び各GM</u>は、表101-1及び表101-2（第93条の2第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>2. <u>放出・環境モニタリングGM</u>は、表101-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図101に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. <u>放射線防護GM</u>は、第1項の測定により、<u>放出・環境モニタリングGM</u>は、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>各プログラム部長及び各GM</u>は、第1項に定める測定結果を<u>放射線防護GM</u>に連絡する。<u>放射線防護GM</u>は、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。</p> <p>表101-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>所管 GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理対象区域内(管理区域内を含む)※1</td> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量率</td> <td><u>各プログラム部長及び各GM</u></td> <td>放射線レベルに応じて</td> </tr> <tr> <td><u>放射線防護GM</u>※2</td> <td>毎日運転中に1回※3</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td><u>放射線防護GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td><u>放射線防護GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td><u>放出・環境モニタリングGM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率※4</td> <td><u>放出・環境モニタリングGM</u></td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td><u>放出・環境モニタリングGM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目 ※3：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できず、当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は、他のエリアモニタの計測値で代替する。 ※4：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>表101-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>所管 GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚染のおそれのない管理対象区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td rowspan="2"><u>放射線防護GM</u></td> <td rowspan="2">毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度	1. 管理対象区域内(管理区域内を含む)※1	外部放射線に係る線量当量率	<u>各プログラム部長及び各GM</u>	放射線レベルに応じて	<u>放射線防護GM</u> ※2	毎日運転中に1回※3	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線防護GM</u>	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線防護GM</u>	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※4	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回	場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度	汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	<u>放射線防護GM</u>	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)	空気中の放射性物質濃度	<p>組織改編に伴う変更</p>
場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度																																																																					
1. 管理対象区域内(管理区域内を含む)※1	外部放射線に係る線量当量率	各GM	放射線レベルに応じて																																																																					
		<u>放射線管理GM</u> ※2	毎日運転中に1回※3																																																																					
	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回																																																																					
	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回																																																																					
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回																																																																					
	空気吸収線量率※4	<u>環境モニタリングGM</u>	常時																																																																					
	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回																																																																					
場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度																																																																					
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	<u>放射線管理GM</u> 又は <u>作業環境改善GM</u>	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)																																																																					
	空気中の放射性物質濃度																																																																							
場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度																																																																					
1. 管理対象区域内(管理区域内を含む)※1	外部放射線に係る線量当量率	<u>各プログラム部長及び各GM</u>	放射線レベルに応じて																																																																					
		<u>放射線防護GM</u> ※2	毎日運転中に1回※3																																																																					
	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線防護GM</u>	1週間に1回																																																																					
	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線防護GM</u>	1週間に1回																																																																					
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回																																																																					
	空気吸収線量率※4	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	常時																																																																					
	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>放出・環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回																																																																					
場 所	測定項目	所管 GM	測定頻度																																																																					
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	<u>放射線防護GM</u>	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)																																																																					
	空気中の放射性物質濃度																																																																							

変更前	変更後	変更理由																																																																																		
<p>(放射線計測器類の管理) 第102条 各GMは、表102に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表102</p> <table border="1" data-bbox="106 415 1163 982"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td>保安総括GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>保安総括GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>保安総括GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>保安総括GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td><u>計装設備GM</u></td> <td>82台^{※3} _{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置^{※5}</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量（エリアモニタを除く） ※2：表90の試料放射能測定装置と共用 ※3：5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの合計の台数。なお，管理区域外測定用の2台を含む。 ※4：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり，修理又は代替品の補充が速やかに実施できない場合には，当該エリアの立入りが可能となった後，速やかに修理又は代替品を補充する。 ※5：福島第二原子力発電所と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量 ^{※1}	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台	退出モニタ	保安総括GM	2台	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台 ^{※2}	集積線量計	保安総括GM	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>環境モニタリングGM</u>	8台	エリアモニタ	<u>計装設備GM</u>	82台 ^{※3} _{※4}	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置 ^{※5}	分析評価GM	1台 ^{※2}	積算線量計測定装置	<u>環境モニタリングGM</u>	1台	<p>(放射線計測器類の管理) 第102条 各GMは、表102に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表102</p> <table border="1" data-bbox="1323 415 2380 982"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td>保安総括GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>保安総括GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>保安総括GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>保安総括GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td><u>保安総括GM</u></td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td><u>燃料計装設備GM</u></td> <td>82台^{※3} _{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置^{※5}</td> <td>分析評価GM</td> <td>1台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td><u>保安総括GM</u></td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量（エリアモニタを除く） ※2：表90の試料放射能測定装置と共用 ※3：5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの合計の台数。なお，管理区域外測定用の2台を含む。 ※4：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり，修理又は代替品の補充が速やかに実施できない場合には，当該エリアの立入りが可能となった後，速やかに修理又は代替品を補充する。 ※5：福島第二原子力発電所と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量 ^{※1}	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台	退出モニタ	保安総括GM	2台	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台 ^{※2}	集積線量計	保安総括GM	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>保安総括GM</u>	8台	エリアモニタ	<u>燃料計装設備GM</u>	82台 ^{※3} _{※4}	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置 ^{※5}	分析評価GM	1台 ^{※2}	積算線量計測定装置	<u>保安総括GM</u>	1台	<p>組織改編に伴う変更</p>
分類	計測器種類	所管GM	数量 ^{※1}																																																																																	
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式																																																																																	
	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台																																																																																	
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台																																																																																	
	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台																																																																																	
	退出モニタ	保安総括GM	2台																																																																																	
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台 ^{※2}																																																																																	
	集積線量計	保安総括GM	1式																																																																																	
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>環境モニタリングGM</u>	8台																																																																																	
	エリアモニタ	<u>計装設備GM</u>	82台 ^{※3} _{※4}																																																																																	
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置 ^{※5}	分析評価GM	1台 ^{※2}																																																																																	
	積算線量計測定装置	<u>環境モニタリングGM</u>	1台																																																																																	
分類	計測器種類	所管GM	数量 ^{※1}																																																																																	
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式																																																																																	
	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台																																																																																	
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台																																																																																	
	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台																																																																																	
	退出モニタ	保安総括GM	2台																																																																																	
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台 ^{※2}																																																																																	
	集積線量計	保安総括GM	1式																																																																																	
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	<u>保安総括GM</u>	8台																																																																																	
	エリアモニタ	<u>燃料計装設備GM</u>	82台 ^{※3} _{※4}																																																																																	
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置 ^{※5}	分析評価GM	1台 ^{※2}																																																																																	
	積算線量計測定装置	<u>保安総括GM</u>	1台																																																																																	

変更前	変更後	変更理由
<p>(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定) 第103条 <u>放射線安全GM</u>は、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 2. <u>放射線安全GM</u>は、放射線レベルが高いため第1項の確認ができない場合、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。 3. <u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>は、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。 4. <u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>は、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定) 第103条 <u>放射線防護GM</u>は、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 2. <u>放射線防護GM</u>は、放射線レベルが高いため第1項の確認ができない場合、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。 3. <u>放射線防護GM</u>は、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。 4. <u>放射線防護GM</u>は、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(発電所外への運搬) 第104条 各GMは、核燃料物質によって汚染された物（新燃料，使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。</p>	<p>(発電所外への運搬) 第104条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、核燃料物質によって汚染された物（新燃料，使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（管理対象区域内における協力企業の放射線防護） 第105条 保安総括GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>（1）管理対象区域出入者の遵守事項 イ．出入方法に関する事。こと。 ロ．個人線量計の着用に関する事。こと。 ハ．保護衣の着用に関する事。こと。 ニ．汚染拡大防止措置に関する事。こと。 ホ．放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関する事。こと。</p> <p>（2）線量評価の項目及び頻度に関する事。こと。 （3）床、壁等の汚染発見時の措置に関する事。こと。</p> <p>2．各GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、第1項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>（管理対象区域内における協力企業の放射線防護） 第105条 保安総括GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>（1）管理対象区域出入者の遵守事項 イ．出入方法に関する事。こと。 ロ．個人線量計の着用に関する事。こと。 ハ．保護衣の着用に関する事。こと。 ニ．汚染拡大防止措置に関する事。こと。 ホ．放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関する事。こと。</p> <p>（2）線量評価の項目及び頻度に関する事。こと。 （3）床、壁等の汚染発見時の措置に関する事。こと。</p> <p>2．各プログラム部長及び各GMは、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、第1項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(原子力防災資機材等) 第110条 各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。 2. <u>技術GM</u>及び<u>運営GM</u>は、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p>	<p>(原子力防災資機材等) 第110条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。 2. <u>安全・リスク管理GM</u>及び<u>運用支援GM</u>は、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(所員への保安教育) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>(所員への保安教育) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NH-30-1 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。</p> <p>ただし、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前

変更後

変更理由

組織改編に伴う変更

表118-1 所員への保安教育実施方針(総括表)

教育種別	教育内容	実施時期	実施場所	実施回数	実施人数	実施方法		実施期間		実施担当者	実施費用
						実施方法	実施期間				
A: 新規採用者に対する教育	A.1: 入社教育 A.2: 業務教育	入社教育	本社	1回	100名	講義	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
		業務教育	現場	1回	100名	実地訓練	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
B: 従事者に対する教育	B.1: 安全文化の醸成 B.2: 業務知識の更新	安全文化の醸成	本社	1回	100名	講義	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
		業務知識の更新	現場	1回	100名	実地訓練	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
C: 研修生に対する教育	C.1: 基礎知識の習得 C.2: 業務知識の習得	基礎知識の習得	本社	1回	100名	講義	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
		業務知識の習得	現場	1回	100名	実地訓練	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
D: 技能者に対する教育	D.1: 技能の向上 D.2: 安全意識の向上	技能の向上	現場	1回	100名	実地訓練	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
		安全意識の向上	本社	1回	100名	講義	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇

表118-1

表118-1 所員への保安教育実施方針(総括表)

教育種別	教育内容	実施時期	実施場所	実施回数	実施人数	実施方法		実施期間		実施担当者	実施費用
						実施方法	実施期間				
A: 新規採用者に対する教育	A.1: 入社教育 A.2: 業務教育	入社教育	本社	1回	100名	講義	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
		業務教育	現場	1回	100名	実地訓練	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
B: 従事者に対する教育	B.1: 安全文化の醸成 B.2: 業務知識の更新	安全文化の醸成	本社	1回	100名	講義	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
		業務知識の更新	現場	1回	100名	実地訓練	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
C: 研修生に対する教育	C.1: 基礎知識の習得 C.2: 業務知識の習得	基礎知識の習得	本社	1回	100名	講義	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
		業務知識の習得	現場	1回	100名	実地訓練	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
D: 技能者に対する教育	D.1: 技能の向上 D.2: 安全意識の向上	技能の向上	現場	1回	100名	実地訓練	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇
		安全意識の向上	本社	1回	100名	講義	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	〇	〇

表118-1

〇：当該教育の実施が予定されているが、実施が完了していない教育内容を示す。
 △：当該教育の実施が予定されているが、実施が完了していない教育内容を示す。
 ×：当該教育の実施が予定されていない教育内容を示す。
 ※：当該教育の実施が予定されているが、実施が完了していない教育内容を示す。
 〇：当該教育の実施が予定されているが、実施が完了していない教育内容を示す。
 △：当該教育の実施が予定されているが、実施が完了していない教育内容を示す。
 ×：当該教育の実施が予定されていない教育内容を示す。

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(協力企業従業員への保安教育) 第119条 各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. <u>運営GM</u>は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>4. <u>運営GM</u>は、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、<u>運営GM</u>が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. <u>運営GM</u>又は<u>燃料管理GM</u>は、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>6. <u>運営GM</u>又は<u>燃料管理GM</u>は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、<u>運営GM</u>又は<u>燃料管理GM</u>が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育) 第119条 <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、<u>各プログラム部長及び</u>各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、<u>各プログラム部長及び</u>各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、<u>各プログラム部長及び</u>各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. <u>運用支援GM</u>は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>4. <u>運用支援GM</u>は、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、<u>運用支援GM</u>が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. <u>運用支援GM</u>又は<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>6. <u>運用支援GM</u>又は<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、<u>運用支援GM</u>又は<u>プール燃料取り出しプログラム部長</u>が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成（55.及び56.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</p> <p>2. 各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</p> <p>3. 組織は、表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成（55.及び56.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</p> <p>2. <u>各プログラム部長及び</u>各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</p> <p>3. 組織は、表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(省略)</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(報告) 第121条 各GM又は5・6号/共通設備運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第73条） (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第88条, 第89条） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第101条） (4) 福島第一炉規則第18条第3号から第7号及び第9号から第17号に定める報告事象が生じた場合 (5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合 2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。 3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「DA-51-11 トラブル等の報告マニュアル」による。 4. 第1項(1)に該当する場合は、「DA-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>(報告) 第121条 各プログラム部長、運用部長又は各GMは、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第73条） (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第88条, 第89条） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第101条） (4) 福島第一炉規則第18条第3号から第7号及び第9号から第17号に定める報告事象が生じた場合 (5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合 2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。 3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「QI-51-11 トラブル等の報告マニュアル」による。 4. 第1項(1)に該当する場合は、「QI-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>組織改編に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和2年2月21日から施行する。</p> <p>2. 第5条，第87条，第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については，増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第98条の図98，添付2（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2-1（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については，増設雑固体廃棄物焼却設備の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付2（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2-1（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については，油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成29年3月7日 原規規発第1703071号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については，放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号） （施行期日） 第1条 第61条において，非常用発電機の運用を開始するまでは，必要な電力供給が可能な場合，他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から90日以内に施行する。</u></p> <p>附則（令和2年2月13日 原規規発第2002134号） （施行期日） 第1条 この規定は，令和2年2月21日から施行する。</p> <p>2. 第5条，第87条，第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については，増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 第98条の図98，添付2（管理区域図）の全体図における周辺監視区域境界及び添付2-1（管理対象区域図）の全体図における周辺監視区域境界については，増設雑固体廃棄物焼却設備の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>4. 添付2（管理区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2-1（管理対象区域図）の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については，油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成29年3月7日 原規規発第1703071号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については，放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号） （施行期日） 第1条 第61条において，非常用発電機の運用を開始するまでは，必要な電力供給が可能な場合，他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</p>	